

第10章 有害物及び有害環境による健康障害の防止

第1節 通則

(この章の目的)

第151条 この章の規定は、有害物及び有害環境による健康障害を防止するため、作業環境管理、作業管理及び健康管理を総合的に進めることを目的とする。

解説

第151条は、第10章においては、特に建設工事で重篤な健康障害が発生するおそれがあり、重点管理しなければならない石綿、粉じん、有機溶剤、酸素欠乏、振動、熱中症等による健康障害防止のための措置を、作業環境管理面、作業管理面、健康管理面から定めていることを示している。

なお、防止規程には取り上げていないが、さらに溶接作業に伴う有害光線への対応などについても留意することが必要である。



本章で共通する安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
(事業者の講ずべき措置等)	安衛法第22条
振動障害総合対策要綱 振動障害総合対策の推進について	平21.7.10基発0710第5号
職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について	令3.4.20基発0420第3号

第2節 石綿による健康障害の防止

(事前調査)

第152条 会員は、建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。以下同じ。）の解体又は改修（封じ込み又は囲い込みを含む。）の作業（以下「解体等の作業」という。）を行うときは、石綿等（石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物をいう。以下同じ。）による作業者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物、工作物又は鋼製の船舶（以下「建築物等」という。）について、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録し、3年間保存しなければならない。

2 会員は、前項の調査を行うに当たり、一般建築物石綿含有建材調査者等一定の知見を有し、的確な判断ができる者をあてること。

3 会員は、第1項の調査において、当該建築物等の石綿等の使用の有無が明らかとならない場合には、石綿等の使用の有無を分析により調査し、その結果を記録し、写しを作業場に備え付けるとともに、3年間保存しておかなければならない。ただし、石綿等が吹き付けられていないことが明らかで、石綿等が使用されているものとみなし、法令に定める措置を講ずるときは、この限りでない。

4 会員は、解体等の作業を行う作業場には、次の事項を、見やすい箇所に掲示するとともに、事前調査による記録の写しを備え付けなければならない。

(1) 調査終了日

(2) 事前調査を行った部分（分析調査を行った場合にあっては、分析のための試料を採取した場所を含む。）、及び材料ごとの石綿等の使用の有無の概要

5 会員は、次のいずれかの工事を行うときは、あらかじめ、電子情報処理組織（厚生労働省の使用に係る電子計算機と、この項による報告を行う者の使用に係る電子計算機との電気通信回路で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して所定の事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

(1) 建築物の解体（当該工事に係る部分の床面積の合計が80㎡以上であるものに限る。）

(2) 建築物の改修工事（当該工事の請負代金が100万円以上であるものに限る。）

(3) 工作物（石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。）の解体工事又は改修工事（当該工事の請負代金の額が100万円以上であるものに限る。）

解 説

第152条は、石綿障害予防規則（＝石綿則）第3条に加え、「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等によく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針（平26.3.31技術上の指針公示第21号（以下「石綿技術指針」という））」を踏まえた定めである。なお、平成30年4月20日基安化発0420第1号により、安全衛生部化学物質対策課長名で「建築物に係る石綿の事前調査における主な留意点について」が出されているので、こちらも踏まえる必要がある。

第1項は、石綿等による作業者の健康障害を防止するため、建築物、工作物又は鋼製の船舶（＝建築物等）について、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録し、3年

間保存しなければならないとしたものである。

なお、石綿を含む保温材、耐火被覆材等の封じ込め作業や囲い込み作業においても事前調査が必要である。

第2項では、この調査は、平成30年度から開始された「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」による講習を受講した「一般建築物石綿含有建材調査者」等が行うこと。(令和5年10月1日施行)

石綿技術指針では石綿等の除去等の経験を有する石綿作業主任者技能講習修了者、アスベスト診断士とすることや調査結果を3年間保存することが定められている。

また、調査結果は、石綿技術指針において、事業場の名称、建築物等の種別、発注者からの石綿等の使用状況の通知の有無、調査方法及び調査箇所、調査結果、調査者氏名及び所属、調査を終了した年月日、その他必要な事項を記録することが定められている。

第3項は、第1項の調査において、建築物等の石綿等の使用の有無が明らかとならない場合には、石綿等の使用の有無を分析により調査し、その結果は第1項と同様に、記録し、3年間保存しておくなければならないことを定めている。

分析による調査は、十分な経験及び必要な能力を有する者が実施することが必要であり、日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業により認定されるAランク又はBランクの認定分析技術者」に示されている。分析方法は、JISA1481-1、A1481-2若しくはA1482-3、又はこれと同等以上の分析方法（平成26年3月31日付基発第0331号30号「建材中の石綿含有率の分析方法について」の記に示す方法）を用いる。

また、第3項のただし書きにおいては、石綿等が吹き付けられていないことが明らかな場合において、石綿等が使用されているものとみなし、安衛法令（石綿技術指針を含む。）に定める措置を講ずる場合には、分析による調査は必要ないことを定めている。

なお、吹付け材については、発じんが多いため、石綿を含有するか否かの判断のみならず、石綿等の含有率を分析により調査することが必要である。

第4項は、会員は、第1項の作業を行う作業場においては、第1項、第3項の調査の方法、その調査の結果等を当該作業に従事する作業員が見やすい箇所に掲示しなければならないことを定めている。表示する事項は、事業場の名称、調査方法及び調査箇所、調査結果、調査者氏名及び所属、調査を終了した年月日、その他必要な事項などである。見やすい箇所は、作業員のみならず、周辺住民にも配慮し、見やすい位置とすることが必要である。

なお、石綿を含む保温材、耐火被覆材等の封じ込め作業や囲い込み作業においても事前調査の結果も同様な掲示が必要である。

第1項、第3項の調査結果の記録の原本又は写しは、作業場に備えておくことが必要である。また、発注者及び建築物等の所有者は40年間保存することが望まれる。

第5項は、(1)～(3)の工事を行う場合には、厚生労働省の「石綿事前調査結果報告システム」を使用して所定の事項を所轄労働基準監督署長及び自治体への報告が必要であることを定めている。

レベル1、2(石綿届出対象)

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ			
<input type="checkbox"/> 労働安全衛生法第88条第4項(労働安全衛生規則第90条第5号の2)の規定による計画の届出 <input type="checkbox"/> 石綿障害予防規則第5条第1項の規定による作業の届出 <input type="checkbox"/> 大気汚染防止法第18条の15第1項の規定による作業実施の届出 を行っております。 石綿障害予防規則第3条第3項及び大気汚染防止法第18条の17第4項及び同法施行規則第16条の4第1号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。			
事業場の名称:			
届出先及び届出年月日		発注者等(大気汚染防止法による届出者)	
労働基準監督署		氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)	
都・道・府・県		市・区	
平成 年 月 日		平成 年 月 日	
調査終了年月日		調査方法の概要(調査箇所)	
平成 年 月 日		氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)	
看板表示日		住所	
平成 年 月 日		元請業者(特定工事の施工者かつ調査者)	
解体等工事期間		氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)	
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		住所	
特定粉じん排出等の作業期間		現場責任者氏名	
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		連絡場所 TEL	
調査方法の概要(調査箇所)		調査者(分析等の実施者)	
氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)		氏名又は名称	
住所		住所	
調査結果の概要(部分と特定建築材料の種類)			
特定建築材料の種類		その他必要な事項	
特定粉じん排出等作業の方法			
特定建築材料の処理方法		除去・囲い込み・封じ込め・その他	
機械・型式・設置数		その他必要な事項	
排気能力(m ³ /min)		その他必要な事項	
使用するフィルタの種類及びその集じん効果(%)		その他必要な事項	
使用する資材及びその種類		その他必要な事項	
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法		その他必要な事項	
備考:その他の条例等の届出年月日		その他必要な事項	

2014年6月作成

建災防 頒布様式 他にレベル3(石綿届出対象)及び(届出不要)及び石綿未使用の様式あり

☆用語の意味☆

- 「建築物又は工作物」とは、すべての建築物及び煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等の土地に固定されたものをいう。また、「建築物」には、建築物に設ける給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙の設備等の建築設備が含まれるものである。
- 「設計図書」とは、建築物、その敷地又は工作物に関する工事用の図面及び仕様書のことである。
- 「設計図書等」の「等」には、施工記録、維持保全記録、発注者からの情報がある。
- 「解体、破碎等」の「等」には、改修が含まれるものであること。なお、「改修」とは、建材を全面的に取り替える等の作業をいい、小規模な作業を含むものではない。
- 「天井等」の「等」には、梁など石綿が吹付けられた場所がある。
- 「損傷、劣化等」の「等」には、はがれなどが含まれる。
- 「封じ込め」とは、吹き付けられた石綿等の表面に固化剤を吹き付けることにより塗膜を形成すること、又は吹き付けられた石綿等の内部に固化剤を浸透させ、石綿繊維の結合力を強化することにより吹き付けられた石綿等からの発じんを防止する方法をいう。
- 「囲い込み」とは、石綿等が吹き付けられている天井、壁等を石綿の含有しない建材で覆うことにより、石綿等の粉じんを室内等に発散させないようにする方法をいう。
- 「石綿等の使用の有無を分析調査」とは、石綿等がその重量の0.1%を超えて含有するか否かについて分析を行うことをいう。

第152条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
事前調査	石綿則第3条
石綿障害予防規則の解釈例規	平17.3.18基発第0318003号 平18.8.11基発第0811003号通達 平21.2.18基発第0218001号通達 平23.7.28基発第0728第7号通達 平23.8.12基発第0812第1号通達 平23.8.31基発第0831第3号他通達 平24.7.31基安化発0731第2号通達 平26.4.23基発0423第8号通達
建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針	安衛法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針に関する公示平26.3.31技術上の指針公示第21号
石綿障害予防規則の改正及び労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の制定について	平26.4.23基発0423第8号
「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に基づく石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル〔2.20版〕	平成29年度厚生労働省委託事業マニュアル改訂に係る検討会
アスベスト分析マニュアル改訂に係る検討会	平成28年度厚生労働省委託事業
建築物に係る石綿の事前調査における主な留意点について	平30.4.20基安化発0420第1号
石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル〔1.20版〕	平成29年度厚生労働省委託事業アスベスト分析マニュアル改訂に係る検討会
建材中の石綿含有率の分析方法等に係る留意事項について	平26.3.31基安化発0331号第3号
建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の制定等について	平30.10.23基安発1023第6号
建築物等から除去した石綿含有廃棄物の包装等の徹底について	平29.6.9基安化発0609第1号
石綿障害予防規則等の一部を改正する省令	令和2年厚生労働省令第134号
石綿障害予防規則第3条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者	令和2年厚生労働省告示第276号
石綿障害予防規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等	令和2年厚生労働省告示第277号
石綿障害予防規則第4条の2第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物	令和2年厚生労働省告示第278号
石綿障害予防規則第6条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物	令和2年厚生労働省告示第279号

石綿則の適用一覧表

	吹き付け石綿				保温材、耐火被覆材、断熱材 (著しい粉じん発散のおそれがある場合)				その他 材料
	耐火建築物・準耐火建築物における除去	その他除去	封じ込め・囲い込み(切断などを伴う)	囲い込み(切断などを伴わない)	除去(切断などを伴う)	除去(切断などを伴わない)	封じ込め・囲い込み(切断などを伴う)	囲い込み(切断などを伴わない)	除去
注文者の配慮(第9条関係)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事前調査(第3条関係)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
作業計画(第4条関係)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14日前届出(安衛則第90条関係)	○								
事前届出(第5条関係)		○	○	○	○	○	○	○	
特別教育(第27条関係)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
作業主任者の選任(第19条関係)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保護具の着用(第14条関係)	●	●	○	○	○	○	○	○	○
湿潤化(第6条関係)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
隔離の措置(第13条関係)	○	○	○		○		○		
作業者以外立入禁止(第7条関係)				○		○		○	
関係者以外立入禁止(第15条関係)	○	○	○	○	○	○	○	○	○

●印の呼吸用保護具については、電動ファン付き呼吸用保護具などに限ります。

すべての除去作業、封じ込め・囲い込み作業について、発じんを防ぎ有効なばく露防止措置をとるとともに、廃材は関係法令に基づき適切に分別・廃棄する必要があります。

(関係法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)

本節に関連する建災防頒布の参考図書

図 書 名
「建設業目で見える石綿作業の安全」
「令和2年石綿障害予防規則改正対応版 建築物等の解体・改修工事等における石綿障害の予防(特別教育用テキスト)」

(作業計画)

第153条 会員は、石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業及び石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を行う場合には、次の各号に掲げる事項を含む作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

- (1) 作業の方法及び順序
- (2) 石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法
- (3) 作業員への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法

2 会員は、前項の作業計画を、関係作業員に周知させなければならない。

解 説

第153条は、石綿則第4条と同等の定めである。

本条第1項は、石綿等による作業員への健康障害を防止するため、石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業及び石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を行う場合は、(1)～(3)の事項を含む作業計画を作成し、この作業計画により作業を行わなければならないことを定めている。

この作業計画の作成においては、前条の事前調査結果を踏まえるが、施工中に事前調査では把握していなかった石綿を含有する建材等が発見された場合には、その都度作業計画の見直しを行うことが必要である。

なお、石綿を含む保温材、耐火被覆材等の封じ込め、囲い込みの作業においても、作業計画の作成が必要である。

また、作業計画に基づく作業の実施においては、作業環境中の石綿濃度の測定及びその評価に基づく作業環境管理を行うことが望ましい。

作業計画に含める事項として、

(1)の作業の方法及び順序には、建築物又は工作物の全体の解体順序を決め、除去する石綿建材等ごとに除去の方法等を盛り込むことがある。

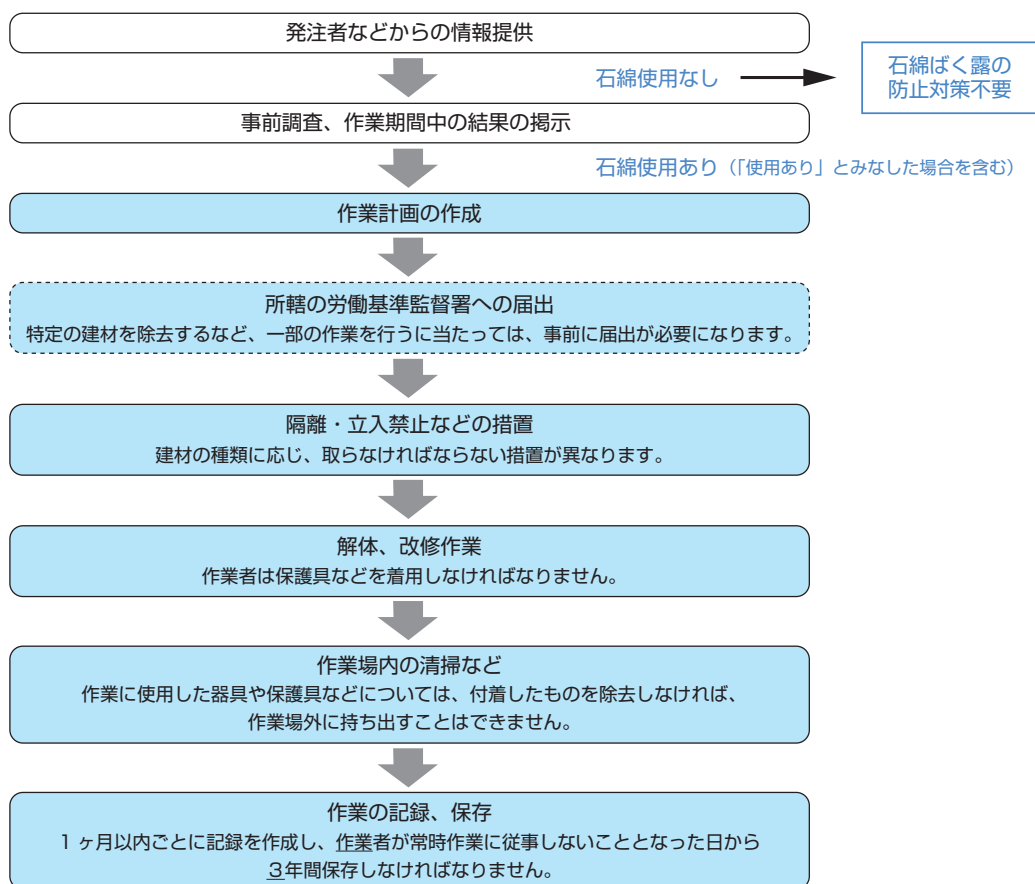
(2)の石綿等の粉じんの飛散を防止し、又は抑制する方法には、除去する石綿建材等の種類に応じ、適切な湿潤化（散水、薬剤塗布等）を行うこと、湿潤化が困難な場合はその理由、代替措置方法等を盛り込むことがある。

(3)の作業員への石綿等の粉じんばく露を防止する方法には、除去する石綿建材等の種類、作業方法に応じ、適切な性能を備えた呼吸用保護具、保護衣（又は作業衣）を着用させることがある。

このほかのこととしては、現場における安全衛生管理体制、使用機材、石綿取扱い作業主任者の配置、特別教育の実施など必要な資格者等の配置、各種の安全衛生確保・石綿情報等の周知等の表示、石綿気中濃度測定、隔離・立入禁止措置、周辺環境対策、廃棄物処理の方法などを織り込むことも必要である。

また、第1項において作成した作業計画を適正に実施させるため、この作業計画を関係作業員に周知させるよう第2項において定められている。

なお、調査、作業計画の作成、作業、作業の記録保存までの主工程は、図のようになる。



- 事前調査は、一般建築物石綿含有建材調査者等の一定の知見を有する者が行う必要があります。
- 作業に従事する作業者に対し、特別の教育を受けさせる必要があります。
- 作業主任者を選任し、作業者の指揮などを行わせる必要があります。

石綿等の建築物等の解体作業の主な工程

☆用語の意味☆

- ・ 関係作業者とは、作成した作業計画に係わるすべての作業者をいうが、例えば、立入禁止措置を順守しなければならない作業者など、広義に捉えて周知を図ることが必要である。

第153条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
作業計画	石綿則第4条
石綿障害予防規則の解釈例規	平17.3.18基発第0318003号

(隔離等の措置)

第154条 会員は、次の各号に掲げる作業については、それ以外の作業を行う作業場所からの隔離等の措置を講じなければならない。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときはこの限りでない。

- (1) 壁、柱、天井等に石綿等が吹き付けられた建築物等の解体等の作業を行う場合における当該石綿等を除去、封じ込め又は囲い込みをする作業
- (2) 壁、柱、天井等に石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等が張り付けられた建築物等の解体等の作業を行う場合における当該保温材、耐火被覆材等を除去する作業（ただし、切断、穿孔、研磨等を伴う作業に限る。）

2 会員は、前項本文の隔離等の措置については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 隔離は、出入口及び集じん・排気装置の排気口を除き、前項各号の作業場所を、プラスチックシートにより密閉し、石綿等粉じんの外部への漏洩を防止すること。
- (2) 隔離空間は、内部を負圧に保つため、作業に支障がない範囲内において、できる限り小さく設定すること。
- (3) 隔離空間には、集じん・排気装置を設置し、内部の負圧化を行い、かつ、当該装置の所定の点検を行い、記録を3年間保存すること。
- (4) 隔離空間への出入口には、前室等を設け、出入口に覆いをつけること。

3 会員は、スモークテスター等により石綿粉じんが隔離空間の外部へ漏洩しないよう監視しなければならない。

解 説

第154条は、石綿則第6条第2項第1号に加え、石綿技術指針を踏まえた定めである。

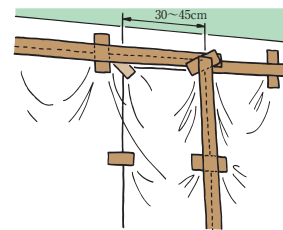
第1項は、(1)石綿等が吹き付けられた建築物等の解体等の作業、(2)石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等が張り付けられた建築物等の解体等作業で、切断、穿孔、研磨等を伴う作業、(3)石綿等封じ込め又は囲い込み作業（囲い込み作業は、切断、穿孔、研磨等を伴う作業に限る）を行う場合は、これら作業を行う作業場所を、それ以外の作業を行う作業場所から隔離等の措置を講ずることを定めるものである。

囲い込み作業で、切断、穿孔、研磨等を伴う作業では、石綿等の粉じんの発生量が多く、このような作業場所に隣接した場所で作業を行う作業者が石綿粉じんにはく露するおそれがあるため、これら作業を行う作業場所の隔離等の措置を講じることとしている。

なお、保温材、耐火被覆材等の封じ込め又は囲い込みの作業（石綿等の粉じんを著しく飛散するおそれがあるものであって、かつ、囲い込みの作業にあっては、石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業を伴う作業に限る）を行う場合についても、これら作業を行う作業場所の隔離等の措置を講じることが必要である。

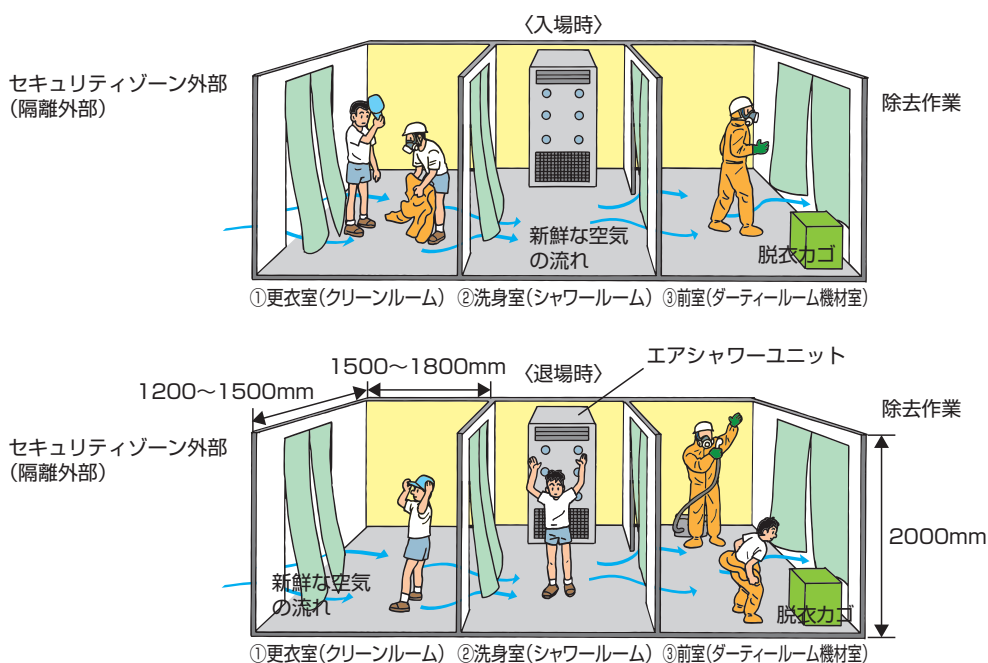
第2項は、隔離等の措置の方法を定めたものであり、隔離等にあたっては、次の(1)～(4)の措置をすることを定めている。

- (1) 隔離は、出入口及び集じん・排気装置の排気口を除き、作業場所を、プラスチックシートにより密閉し、石綿等粉じんの外部への漏洩を防止する。



なお、密閉するにあたっては、床面を厚さ、0.15mm以上のプラスチックシートで二重に貼り、壁面を厚さ0.08mm以上のプラスチックシートで貼り、折り返し面（留め代）として、30～45cm程度を確保する。

隔離空間は、隔離が適切になされ、外部に石綿が漏洩することのないよう、隔離したプラスチックシートが破れたり接着テープがはがれたりしていないかなど、全ての作業対象部分並びに床面及び壁面に貼った全てのプラスチックシートについて、また、作業場所について建築物の構造上外部に通じる隙間がないかなどを設計図書等とも照合しつつ、目視及びスモークテスターにより、石綿等の除去等の作業前に事前に確認する。そして、これは、作業場所を負圧に維持すること等により確実な措置を講じるためでもある。



- (2) 隔離空間は、内部を負圧に保つため、作業に支障がない範囲内において、できる限り小さく設定する。

- (3) 隔離空間には、集じん・排気装置を設置し、内部の負圧化を行う。隔離空間の負圧化は、前室を含め必要である。

集じん・排気装置は、内部にフィルタ（1次フィルタ、2次フィルタ、HEPAフィルタ）を組込んだものを設置し、隔離空間内の容積の空気を1時間に4回以上排気する能力を有するものとする。さらに、石綿等の除去等を開始する前に、集じん・排気装置を稼働させ、正常に稼働すること、粉じんを漏れなく捕集することを点検する。



スモークテスター

また、前室の負圧化が確認できないときは、スモークテスター、微差圧計等により集じん・排気装置の増設等の措置を行う。

なお、前室の負圧化状態は、作業開始前に集じん排気装置を稼働させ、スモークテスター、微差圧計等を使い点検を行い、記録を3年間保存すること。

(4) 隔離空間への出入口には、前室等を設け、出入口に覆いをつける。

前室等はセキュリティゾーンであり、前室に接続させ、エアシャワーの洗身設備、更衣設備を順に設け、隔離空間への出入りはこれを順に通過でき、各々の出入口には覆い（カーテン）をつける。

なお、除去等の作業からの洗身室での洗身時間は、十分に確保し、各作業者の洗身が適正にできるようにしなければならない。

隔離された場所、前室等は、関係者以外の者は立入を禁止する。

なお、除去等の場所によりグローブバックを使用し、切断、穿孔、研磨等を行うことができ、石綿等の漏洩することがない場合に限り、ただし書きにある隔離等と同等以上の効果を有する措置とすることができる。また、破損等のない良好な状態の屋根折版を湿潤な状態で手ばらし等により裏張り断熱材をつけたまま除去する方法の場合も同等以上の効果を有する措置が必要である。

隔離等の措置の解除に当たっては、隔離空間に石綿の取残しがないか目視で確認するとともに、隔離空間の石綿濃度を測定し、石綿の処理が適切になされていることを確認することが必要である。

第3項は、石綿粉じんが隔離空間の外部へ漏洩しないようスモークテスター等により、監視（点検を含む）することを定めている。漏洩の監視においては、スモークテスター等としているが、プラスチックシートにより密閉状態はスモークテスターによることができるが、集じん・排気装置の排気口での漏洩の点検・監視は、粉じん相対濃度計（いわゆるデジタル粉じん計）又は繊維状粒子自動測定機（いわゆるリアルタイムモニター）など迅速に計測できるものを使用することが必要である。

なお、隔離空間外部への漏洩、集じん・排気装置の排気口からの漏洩が確認されたときは、直ちに除去作業を中止し、漏洩箇所の周囲を立入禁止とし、漏洩箇所、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずる。

☆用語の意味☆

- ・ 天井等の「等」には、梁など石綿が吹き付けられた場所がある。
- ・ 解体等の「等」には、破碎、改修等がある。
- ・ 「封じ込め」とは、吹き付けられた石綿等の表面に固化剤を吹き付けることにより塗膜を形成すること、又は吹き付けられた石綿等の内部に固化剤を浸透させ、石綿繊維の結合力を強化することにより吹き付けられた石綿等からの発じんを防止する方法をいう。
- ・ 「囲い込み」とは、石綿等が吹き付けられている天井、壁等を石綿の含有しない建材で覆うことにより、石綿等の粉じんを室内等に発散させないようにする方法をいう。
- ・ 研磨等の「等」には、はぎ取りなどがある。

第154条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
吹付けられた石綿等の除去等に係る措置	石綿則第6条
石綿障害予防規則の解釈例規	平17.3.18基発第0318003号 平18.8.11基発第0811003号 平21.2.18基発第0218001号 平23.7.28基発0728第6号 平26.4.23基発0423第8号
建築物等の解体等の作業におけるアスベストばく露防止対策の徹底について	平18.7.25基安化発第0725001号
建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針	安衛法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針に関する公示平26.3.31技術上の指針公示第21号
石綿障害予防規則の改正及び労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の制定について	平26.4.23基発0423第8号
「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に基づく石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル [2.20版]	平成29年度厚生労働省委託事業マニュアル改訂に係る検討委員会

保温材、耐火被覆材等の損傷、劣化などで石綿粉じん飛散のおそれのある場合の
石綿の封じ込め作業、囲い込み作業と石綿則の関係表

措置内容	参照条文 〔石綿則、労働安全衛生規則（安衛則）〕
<ul style="list-style-type: none"> 発注者による工事請負人への石綿使用状況などの情報提供の努力 注文者による法令遵守のための配慮 	石綿則第8条、第9条 ※発注者とは、注文者のうち作業を行う仕事を他者から請け負わずに注文している者
・事前調査	石綿則第3条
・特別教育	石綿則第27条、安衛則第36条
・作業計画	石綿則第4条
・作業の届出	石綿則第5条 ※粉じんの著しい発散のおそれがある場合
<ul style="list-style-type: none"> 隔離装置 ろ過集じん方式集じん・排気装置 負圧の保持 前室の設置 	石綿則第6条 ※切断を伴う作業で粉じんの著しい発散のおそれがある場合
<ul style="list-style-type: none"> 立入禁止措置・その表示 特定元方事業者から関係請負人への通知・作業時間帯などの調整など 	石綿則第7条 ※切断を伴わない囲い込み作業で粉じんの著しい発散のおそれがある場合
・湿潤化	石綿則第13条
・呼吸用保護具・作業衣または保護衣の使用	石綿則第14条

(作業者以外の立入禁止)

第155条 会員は、石綿等を取り扱う作業場には、作業に従事する者以外の者が立ち入ることについて禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。表示以外の方法により禁止したときは、立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

解 説

第155条は、石綿則第15条と同等の定めであり、石綿等を取り扱う作業場は、この作業場所の作業に従事する作業者以外の者の立ち入りを禁止し、みだりに立ち入らないようその旨の表示をしなければならないことを定めている。

また、その他の方法（カラーコーンでの立入禁止等）で区画の明示をした場合には、立入禁止看板を設置する。

※ 安全標識については、基本的な標識のデザインを定めた「建災防統一安全標識」がある。詳細については、巻末の参考1を参照されたい。



第155条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
立入禁止措置	石綿則第15条

(石綿等の湿潤化等)

第156条 会員は、次の各号に掲げる作業に作業者を従事させる場合には、石綿等を湿潤な状態のものとする。ただし、石綿等を湿潤な状態のものとするのが著しく困難な時は、除じん性能を有する電動工具の使用、その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講じるよう努めなければならない。

- (1) 石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業
- (2) 石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた物の解体等の作業
- (3) 粉状の石綿等を容器に入れ、又は容器から取り出す作業
- (4) 発散した石綿等の粉じんの掃除の作業
- (5) 粉状の石綿等を混合する作業

2 会員は、石綿等の切断等の作業を行う場所に、石綿等の切りくず等を入れるための密閉できるふたのある容器、又はプラスチック袋を備えなければならない。

3 会員は、第一項各号のいずれかに掲げる作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、石綿等を湿潤な状態のものとする必要がある旨を周知させなければならない。ただし、同項ただし書の場合は、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講ずるよう努めなければならない旨を周知させなければならない。

解 説

第156条は、石綿則第13条と同等の定めである。

第1項は、屋内・屋外を問わず、(1)～(5)の作業については、石綿等を湿潤な状態にして、これらの作業をすることを定めている。

湿潤化のためには、飛散防止剤・抑制剤等があるが、湿潤な状態には、固化剤を吹き付けること等により石綿等の飛散を防止することも含まれる。

また、石綿等を湿潤な状態にするのが著しく困難な場合とは、①石綿等の有用性が著しく損なわれる場合、②掃除の作業において床の状態等によって、湿潤化により掃除することが困難になる場合、③吹付け石綿等の囲い込みの作業において、吹付けられた石綿等の状態等により湿潤な状態とすることによって、かえって、石綿等の粉じんが飛散するおそれのある場合である。

このような状況下では、除じん性能を有する電動工具の使用等、粉じんの発散を防止する措置を行うよう努めること。

第3項は、(1)～(5)の作業の一部を請負人が作業する場合には、石綿等を湿潤な状態のものとする必要や除じん性能を有する電動工具等の使用等、粉じんの発散を防止するよう努めなければならない旨を周知させる必要がある。

第2項は、石綿等の切断等の作業を行う場所には、石綿等の切りくず等を放置することにより、石綿等粉じんが発散することを防止するため、石綿等の切りくずを入れるふたのある容器又はプラスチック袋（厚さ0.15mm以上で二重とする）を備えなければならないことを定めている。



二重袋詰めの場合

☆用語の意味☆

- ・ 研磨等の「等」には、はぎ取りなどがある。
- ・ 解体等の「等」には、破碎、改修等がある。
- ・ 切りくず等の「等」には、粉状の石綿、樹脂等で塊状、布状になった石綿等がある。

第156条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
石綿等の切断等の作業に係る措置	石綿則第13条
石綿障害予防規則の解釈例規	平17.3.18基発第0318003号 平18.8.11基発第0811003号 平21.2.18基発第0218001号 平23.7.28基発0728第6号 平26.4.23基発0423第8号
「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に基づく石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル	平成29年度 厚生労働省委託事業 マニュアル改訂に係る検討委員会
石綿含有廃棄物等処理マニュアル	平23.3 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

(保護具等の使用及び管理)

第157条 会員は、前条第1項各号の作業を行う場合には、作業者に呼吸用保護具（隔離空間の内部に作業者を従事させるときは、電動ファン付き呼吸用保護具（防護率99.9%以上のもの）であって、かつ、フィルタの捕集効率が99.9%以上のもの）又は同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスクに限る。）及び保護衣（隔離空間の内部に作業者を従事させるときは、フード付き保護衣に限る。）又は作業衣を使用させなければならない。

2 会員は、石綿等を取り扱うために使用した器具、工具、足場等については、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならない。ただし、廃棄のため、容器等に梱包したときは、この限りでない。

3 会員は、前条第1項各号のいずれかに掲げる作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、第1項に掲げる呼吸用保護具及び保護衣又は作業衣を使用する必要がある旨を周知させなければならない。

解説

第157条第1項は、石綿則第14条に加え、石綿技術指針を踏まえ定め、第2項は石綿則第32条の2と同等に定めたものである。

第1項では、第156条第1項の

- (1) 石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業
- (2) 石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた物の解体等の作業
- (3) 粉状の石綿等を容器に入れ、又は容器から取り出す作業
- (4) 発散した石綿等の粉じんの掃除の作業
- (5) 粉状の石綿等を混合する作業



は、いずれも石綿等の粉じんの発生量が多いことから、作業員への石綿等粉じんのばく露防止の徹底を図るため、作業員に呼吸用保護具及び保護衣又は作業衣の使用を定めたものである。

なお、石綿等の粉じんを飛散しその粉じんにはばく露するおそれがある場合、石綿の飛散状態が不明の場合などでは、作業員に呼吸用保護具及び保護衣又は作業衣を使用させることが必要である。

呼吸用保護具は、作業に応じて有効なものを選択することが必要である。また、作業衣は粉じんの付着しにくいものとする必要がある。

とりわけ、「石綿粉じんのばく露防止のための適正な保護衣の使用について」（平29.9.12 基安化発0912第1号）に示されているとおり、石綿則第6条により措置される隔離空間の内部など石綿粉じんの発生量が多い作業場所で使用すべき保護衣は「建設物の解体等の作業及び労働者が石綿等にはばく露するおそれのある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に基づく石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアルにおいて示されている、日本産業規格JIS T8115の浮遊固体粉じん防護用密閉服（タイプ6）同等品以上のものであることが必要である。

第1項に基づく、呼吸用保護具の選定、使用対応等は、次表による。

呼吸用保護具の選定・使用対応表（石綿則、石綿技術指針を踏まえて）

区分	隔離空間内作業	グローブバック作業（隔離と同等）	隔離空間内・グローブバック以外（隔離空間の外部）の除去等作業 ^{※2}			除去等作業場所で除去等の作業以外の作業を行う場合（隔離空間外）
			切断等作業あり	切断等作業なし		
				除去作業・封じ込め作業	囲い込み作業	
レベル1（吹き付け石綿の除去等の作業）	A対応	B対応			(B)対応 ^{※3}	D対応
レベル2（耐火被覆材等の除去等の作業）	A対応	B対応	B対応（除去作業を除く）	B対応（封じ込め）	C対応	D対応
レベル3（石綿含有成形板等の除去等）	(A)対応 ^{※1}	B対応	B対応	C対応	C対応	D対応

※1 （ ）内の対応は、隔離空間作業又はグローブバック作業にする必要はないが、もしこれらの作業を行う場合の対応となる。

※2 セキュリティーゾーン内部での業務（例：洗身機器類等の点検管理、漏洩の監視など）を行う場合は、「A対応の呼吸用保護具（電動ファン付き呼吸用保護具等）」の選定・使用がのぞましい。

※3 石綿技術指針ではC対応となる。

注) 石綿の除去等の以外の作業で隔離空間に入ることがある場合（救助等）、A対応とするべきである。
なお、除去等の作業の管理監督に係る業務は除去等の作業に含まれる。

A対応の呼吸用保護具	・「電動ファン付き呼吸用保護具（粒子捕集効率99.9%）」、「空気呼吸器」、「酸素呼吸器」、「送気マスク」のいずれかを選択・使用
B対応の呼吸用保護具	・「A対応の呼吸用保護具」、「粒子捕集効率99.9%以上のRS3又はRL3の取り替え式防じんマスク」のいずれかを選択・使用
C対応の呼吸用保護具	・「B対応の呼吸用保護具」、「粒子捕集効率95.0%以上のRS2又はRS2の取り替え式防じんマスク」のいずれかを選択・使用
D対応の呼吸用保護具	・「C対応の呼吸用保護具」、「使い捨て式防じんマスク」のいずれかを選択・使用

注) A対応は、「フード付き保護衣」の着用が必要。B～D対応は、「フード付き保護衣」、「保護衣」又は「作業衣」の着用が必要。

石綿を取り扱う作業に使用する保護具

○は使用できる保護具

	除去対象製品	除去等工法	呼吸用保護具の種類				保護衣等の種類	
			区分①	区分②	区分③	区分④	保護衣	作業衣
レベル1	吹付け材 ・吹付け石綿 ・石綿含有吹付けロックウール	・掻き落とし、破碎 ・切断、穿孔、研磨	○				○	
		・封じ込め ・囲い込み（破碎・切断・穿孔・研磨を伴うもの）	○					
		・グローブバック	○	○	○		○	○
		・囲い込み（破碎・切断・穿孔・研磨を伴わないもの）	○	○	○			
		・その他特殊工法	粉じんの飛散等の実情に応じて個別に判断する					
レベル2	耐火被覆材 ・石綿耐火被覆板 ・石綿含有けい酸カルシウム板2種 ・石綿含有耐火被覆塗材	・切断、穿孔、研磨等を伴う除去作業	○				○	
		・グローブバック						
		・封じ込め ・囲い込み（破碎・切断・穿孔・研磨を伴うもの）	○	○	○		○	○
		・囲い込み（破碎・切断・穿孔・研磨を伴わないもの）	○	○	○	○		
	断熱材 ・屋根用折板石綿断熱材	・切断、穿孔、研磨等を伴う除去作業	○				○	
		・封じ込め ・囲い込み（破碎・切断・穿孔・研磨を伴うもの）	○	○	○		○	○
		・囲い込み（破碎・切断・穿孔・研磨を伴わないもの）	○	○	○	○		
	保温材 ・石綿保温材 ・けいそう土保温材 ・パーライト保温材 ・けい酸カルシウム保温材 ・水練り保温材	・特殊工法	粉じんの飛散等の実情に応じて個別に判断する					
		・切断、穿孔、研磨等を伴う除去作業	○				○	
		・特殊工法 ・隔離作業場内の作業 ・その他の作業	○	○	○		○	○
レベル3	成形板 ・石綿含有スレート ・石綿含有サイディング ・石綿含有岩綿吸音板 ・石綿含有ビニル床タイル	・切断、穿孔、研磨等を伴う除去作業	○	○	○		○	○
		・原形のままの取り外し	○	○	○	○		
		石綿取り扱い準備作業及び後始末作業 ・準備作業、隔離養生 ・足場の組立・解体等 ・清掃、片付け	○				○	○
その他		隔離空間の構築・解体及び内部での作業	○				○	○
		隔離空間外側での作業	○	○	○	○	○	○
呼吸用保護具の区分								
区分			呼吸用保護具の種類					
区分①			・面体形及びフード形の電動ファン付き呼吸用保護具 ・プレッシャデマンド形（複合式）エアラインマスク ・送気マスク（一定流量形エアラインマスク、送風機形ホースマスク等） ・自給式呼吸器（空気呼吸器、圧縮酸素形循環式呼吸器）					
区分②			・全面形取替え式防じんマスク（粒子捕集効率99.9%以上）					
区分③			・半面形取替え式防じんマスク（粒子捕集効率99.9%以上）					
区分④			・取替え式防じんマスク（粒子捕集効率95.0%以上）					

注1) 「石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業を行う場合における、当該石綿を除去する作業」には、吹き付けられた石綿等を除去する作業に伴う一連の作業が含まれるため、たとえば、隔離された作業場所における、現場監督に係る作業、除去した石綿等を袋等に入れる作業についても同様の措置が必要である。

注2) 隔離された作業場所で足場の変更又は解体作業においても、飛散防止剤の吹き付け、粉じん抑制剤の散布、十分な換気等を行った後が望ましいが、その場合にあっても石綿等の粉じん量に見合った保護具の使用が必要である。

第2項では、石綿等の解体等作業に使用する機材については、廃棄のための容器等に梱包した場合を除き、石綿等粉じんを含む付着した物を除去した後でなければ作業場以外に持ち出してはならないことを定めている。

なお、付着した物を除去する方法には、真空掃除機で取り除く方法、湿った雑巾等で拭き取る方法、石綿の付着した部材を覆い廃棄する方法などがある。また、フィルター等であって付着した物の除去が困難な物は、プラスチック袋に二重梱包し、廃棄物として処分する。

第3項は、第156条第1項の(1)～(5)の作業の一部を請負人が作業する場合は、各保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならないことを定めている。

☆用語の意味☆

- ・ 足場等の「等」には、石綿等の取扱い作業場内で使用され、石綿粉じんが付着したすべての物であり、各種仮設機材、高所作業車等の建設機械等も含まれる。
- ・ 容器等の「等」には、石綿廃棄物専用の石綿回収袋（プラスチック袋）などがある。

第157条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
石綿等の切断等の作業に係る措置	石綿則第14条
使用された器具等の付着物の除去	石綿則第32条の2
石綿障害予防規則の解釈例規	平17.3.18基発第0318003号 平18.8.11基発第0811003号 平21.2.18基発第0218001号 平23.7.28基発0728第6号 平26.4.23基発0423第8号
建築物等の解体等の作業におけるアスベストばく露防止対策の徹底について	平18.7.25基安化発第0725001号
建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針	安衛法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針に関する公示平26.3.31技術上の指針公示第21号
石綿障害予防規則の改正及び労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の制定について	平26.4.23基発0423第7号
「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に基づく石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル [2.20版]	平成29年度厚生労働省委託事業マニュアル改訂に係る検討委員会
石綿粉じんのばく露防止のための適正な保護衣の使用について	平29.9.12基安化発0912第1号
電動ファン付き呼吸用保護具の規格	平26.11.28厚生労働省告示第455号
防じんマスクの規格	昭63.3.30労働省告示第19号
防じんマスクの選択、使用等について	平17.2.7基発第0207006号

(喫煙等の禁止)

第158条 会員は、石綿等を取り扱う作業場には、作業者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければならない。

解 説

第158条は、石綿則第33条と同等の定めであり、石綿等の取扱いを行う作業場については、作業者が喫煙したり、飲食することを禁止し、その旨を表示すべきことを定めたものである。

作業者は、石綿等の取扱いを行う作業場で、喫煙したり、飲食してはならない。なお、石綿等の取扱い作業場における喫煙、飲食は、石綿等の粉じんを体内に取り込むことになり、また、石綿と喫煙は、相乗作用の結果、著しく肺がん発症のリスクを高めるといわれていることによる。

作業場内での

喫煙及び
飲食禁止

石綿障害予防規則
第33条

第158条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
喫煙等の禁止	石綿則第33条
石綿障害予防規則の解釈例規	平17.3.18基発第0318003号 平18.8.11基発第0811003号 平21.2.18基発第0218001号 平23.7.28基発0728第6号 平26.4.23基発0423第8号

(特殊健康診断)

第159条 会員は、石綿等を取り扱う業務に常時従事する労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、また、常時従事させたことがある労働者で、現に使用しているものに対し、6月以内ごとに1回、それぞれ定期的に、石綿に関する特殊健康診断を行わなければならない。

2 会員は、前項の健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

解 説

第159条は、石綿則第40条、第42条の2と同等の定めである。

第1項では、石綿等を取り扱う業務に常時従事する労働者に対し、①雇入れ時、②配置替え時、③①②の後6月以内毎に1回定期的に、また、④常時従事させたことがある労働者で、現に使用している者は6月以内毎に1回定期的に、次のア～エの石綿に関する健診項目を加えた健康診断を実施することを定めている。

ア 業務の経歴の調査

イ 石綿によるせき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査

ウ せき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査

エ 胸部のエックス線直接撮影による検査

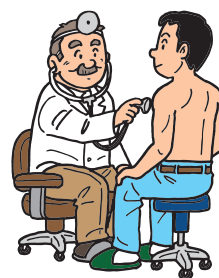
この健康診断の結果、他覚症状が認められる者、自覚症状を訴える者、その他の異常の疑いがある者のうち、医師が必要と認めた場合は、さらに一定の項目について二次検診を行うことになる。

第2項は、健康診断を受けた労働者に対し、医師若しくは健康診断機関等から結果を受け取った後、遅滞なく、その結果を労働者に周知することを定めている。

なお、石綿等を取り扱う業務に引き続き従事する作業者については、石綿健康診断のほか、じん肺健康診断も必要になる。

☆用語の意味☆

- ・ 「当該業務への配置替えの際」とは、その事業場において、他の業務から本条に規定する受診対象業務に配置転換する直前をいうものである。
- ・ 「常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているもの」とは、その事業場において過去に常時従事させた労働者であってその事業場に在職している者をいい、退職者までを含む趣旨ではないこと。
- ・ 特殊健康診断は、安衛法施行令（第22条）に基づく有害な業務の健康診断で、本条では石綿健康診断をいう。



第159条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
健康診断	安衛法第66条
健康診断の結果の記録	安衛法第66条の3
健康診断の結果の通知	安衛法第66条の6
健康診断を行うべき有害な業務	安衛法施行令第22条
健康診断の実施	石綿則第40条
健康診断結果の記録	石綿則第41条
健康診断の結果についての医師からの意見聴取	石綿則第42条
健康診断の結果の周知	石綿則第42条の2
石綿障害予防規則の解釈例規	平17.3.18基発第0318003号 平18.8.11基発第0811003号 平21.2.18基発第0218001号 平23.7.28基発0728第6号 平26.4.23基発0423第8号

(特殊健康診断の記録の保存)

第160条 会員は、前条の規定により実施した健康診断の結果については、その記録を当該作業に従事しないこととなった日から40年間保存しなければならない。

解 説

第160条は、石綿則第41条と同等の定めであり、前条の石綿健康診断の結果は、次のような石綿健康診断個人票を作成し、これを40年間保存しなければならないことを定めている。

石綿健康診断結果報告書は、石綿則第43条の定めにより労働基準監督署に提出することが必要になる。

石綿健康診断個人票

石綿健康診断個人票 (表)

石綿健康診断個人票 (裏)

石綿健康診断結果報告書

石綿健康診断結果報告書

出典：厚生労働省ホームページより

第160条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
健康診断	安衛法第66条
健康診断の結果の記録	安衛法第66条の3
健康診断を行うべき有害な業務	安衛法施行令第22条
健康診断結果の記録	石綿則第41条
健康診断結果報告	石綿則第43条
石綿障害予防規則の解釈例規	平17.3.18基発第0318003号 平18.8.11基発第0811003号 平21.2.18基発第0218001号 平23.7.28基発0728第6号 平26.4.23基発0423第8号

(作業の記録)

第161条 会員は、石綿等を取り扱う場所において常時作業に従事する作業者について、1月を超えない期間ごとに次の各号に掲げる事項を記録し、これを当該作業者が当該事業場において常時当該作業に従事しないこととなった日から40年間保存するものとする。

- (1) 作業者の氏名
- (2) 石綿等の取り扱い作業に従事した作業者にあつては、従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間
- (3) 石綿等の取り扱いに伴い石綿の粉じんが飛散する場所における作業（前号の作業を除く。以下この号において「周辺作業」という。）に従事した作業者（以下この号において「周辺作業従事者」という。）にあつては、当該場所において他の作業者が従事した石綿等の取り扱い作業の概要及び当該周辺作業従事者が周辺作業に従事した期間及び事前調査結果の概要
- (4) 石綿等の粉じんにより著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び会員が講じた応急の措置の概要

解 説

第161条は、石綿則第35条と同等の定めであり、石綿等を取り扱う作業場において、常時この作業に従事する作業者については、1月を超えない期間ごとに、(1)～(4)を記録し、これを40年間保存しておくことを定めている。この記録により、石綿取り扱いの場所の作業環境測定の結果の記録（石綿則第36条）、作業環境測定結果の評価の記録（石綿則第37条）、健康診断の結果の記録（第160条、石綿則第41条）と併せて、石綿等によるばく露状況を把握し、健康管理に役立てることとしたものである。

(3)において、石綿等の取り扱いに伴い石綿の粉じんを飛散する場所における作業に従事した周辺作業従事者にあつては、当該作業場所において他の作業者が従事した石綿取り扱いの概要及び当該周辺作業従事者が周辺作業に従事した期間及び事前調査結果の概要についても記録することを定めている。なお、周辺作業の概要については記録を要しない。

☆用語の意味☆

- ・ (4)の「著しく汚染される事態」とは、設備の故障等により石綿等の粉じんを多量に吸入した場合等があり、「その概要」とは、ばく露期間、濃度等の汚染の程度、汚染により生じた健康障害等をいう。

第161条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
(事業者の講ずべき措置等)	安衛法第22条第1項
作業環境測定	安衛法第65条
作業環境測定の結果の評価等	安衛法第65条の2
健康診断の結果の記録	安衛法第66条の3
作業の記録	石綿則第35条

区 分	安衛法令等
測定及びその結果	石綿則第36条
測定結果の評価	石綿則第37条
健康診断結果の記録	石綿則第41条
石綿障害予防規則の解釈例規	平17.3.18基発第0318003号 平18.8.11基発第0811003号 平20.11.26基発第1126001号 平21.2.18基発第0218001号 平23.7.28基発0728第6号 平26.4.23基発0423第8号

第3節 粉じんによる健康障害の防止

(ずい道等建設工事における粉じん対策)

第162条 会員は、ずい道等建設工事における粉じん対策を推進するため、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」(令和2年7月20日付け基発0720第2号)に基づき次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事前に粉じん対策に係る計画の策定をすること。
- (2) 掘削作業、ずり積み作業等の粉じん発散を防止するため、土石又は岩石の湿潤化等を行うこと。
- (3) 坑内の粉じん濃度を減少させるため、換気装置等による換気を行うこと。
- (4) 換気装置による換気の実施等の効果を確認するための粉じん濃度測定を行うこと。
- (5) 坑内作業者に防じんマスク等有効な呼吸用保護具を使用させること。
- (6) 坑内作業者に対する労働衛生教育を実施すること。
- (7) 坑内作業者が休憩の際に容易に坑外に出ることが困難な場合には、清浄な空気が室内に送気され、粉じんから隔離され、かつ、作業者が作業衣等に付着した粉じんを除去することのできる用具を備えた休憩室を設置すること。

2 会員は、「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」を活用し、建設労働者の健康情報等の登録を行うとともに、建設労働者の長期的な健康管理を講じるよう努めなければならない。

解 説

第162条第1項は自主基準であるが、本条は、ずい道等建設工事に伴う粉じん発生による健康障害防止のため、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づき、その粉じん対策を織り込み、(1)~(7)を定めている。

なお、建災防においては、このガイドラインに基づき、換気の効果を高めるため「ずい道等建設工事における換気技術指針」を作成している。

- (1) 事前に粉じん対策に係る計画の策定をすること。

この「計画」には、粉じんの発散抑制のための粉じん発生源への措置、換気の実施、換気効果確認のための粉じん濃度等の測定、呼吸用保護具の使用、労働衛生教育の実施などがある。

- (2) 掘削作業、ずり積み作業等の粉じん発散を防止するため、土石又は岩石の湿潤化等を行うこと。

ずり積み作業等には、ずり積み作業のほか、ずり運搬作業、せん孔作業、コンクリート吹付け作業などがあり、粉じんを抑えるためには、湿潤化、湿式工法化、これと同等以上の粉じん抑制効果が認められる方法、機器等の使用が必要である。

湿潤化等には、湿式型の削岩機・コンクリート吹付け等の機械の使用、シールド工事の場合の切羽密閉型の掘削機の使用、発破後の粉じんが薄められる前の立入禁止、堆積粉じんへの定期的な清掃、走行路の簡易舗装・散水、エアーカーテン等による粉じん拡散防止などがある。

- (3) 坑内の粉じん濃度を減少させるため、換気装置等による換気を行うこと。

坑内の粉じん濃度を減少させるため、換気装置等には、換気装置のほかに、集じん装置の配置がある。

- (4) 換気装置による換気の実施等の効果を確認するための粉じん濃度測定を行うこと。

粉じん濃度測定は、同ガイドライン別紙の「換気の実施等の効果を確認するための空気中の粉じん濃度、風速等の測定方法」による。なお、濃度測定結果については、測定の日時・方法・箇所・条件・結果・評価、測定実施・評価者氏名、評価結果に基づく改善を行った場合は改善の概要を記録し、7年間保存する。

- (5) 坑内作業者に防じんマスク等有効な呼吸用保護具を使用させること。

防じんマスク等には、防じんマスクのほか、電動ファン付き呼吸用保護具があり、動力掘削の場所、動力によるずり積み・積みおろし場所、コンクリート吹付け場所では、電動ファン付き呼吸用保護具を使用することに限ることと、同ガイドラインで示されている。呼吸用保護具は適正なものを実際に着用することが必要であり、「保護具着用管理責任者」を選任配置し、指導に当たらせることが必要である。

なお、可燃性ガスの発生又はそのおそれのある坑内では、防爆型の電動ファン付き呼吸用保護具でなければ使用できないので留意する。

ただし、電池を外し電動ファンを使わずに、電動ファン付き呼吸用保護具を使用することはできる。

- (6) 坑内作業者に対する労働衛生教育を実施すること。

「労働衛生教育」には、粉じん作業特別教育、防じんマスクの適正な使用教育などがある。なお、これら教育を受けた受講者の記録を作成し、3年間保管する。

- (7) 坑内作業者が休憩の際に容易に坑外に出ることが困難な場合には、清浄な空気が室内に送気され、粉じんから隔離され、かつ、作業者が作業衣等に付着した粉じんを除去することのできる用具を備えた休憩室を設置すること。

粉じんを除去する用具には、エアーシャワー機、掃除機、ブラシ、洗浄設備、更衣室の配備などにより、休憩室内に粉じんを持ち込まないようにする方法がある。

作業衣等には、作業衣のほかに保護帽、防じん眼鏡などがある。

第2項は、厚生労働省「第10次粉じん障害防止総合対策」では事業者は労働者本人の同意を得た上で、労働者の健康情報等を登録するよう努めること、また「第14次労働災害防止計画」では、本システムに労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴を登録することとされている。

それに基づき、「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」を活用し、建設労働者の健康情報等の登録を行うよう努めること等を定めている。

※第165条の図参照



第162条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
粉じん障害防止規則	第1章～第6章
呼吸用保護具の使用	粉じん則第27条
第10次粉じん障害防止総合対策	令5.3.30基発0330第3号
電動ファン付き呼吸用保護具の規格	平26.11.28厚生労働省告示第455号
防じんマスクの規格	昭63.3.30労働省告示第19号
防じんマスクの選択、使用等について	平17.2.7基発第0207006号
ずい道等建設工事における粉じん対策の推進について ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン	平23.3.29基発第0329号第28号 令2.7.20基発0720第2号

本節に関連する建災防頒布の参考図書・リーフレット

図書名・リーフレット
「令和2年粉じん障害防止規則等改正対応版 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）」 「改訂版 建設業における粉じんによる疾病の防止」 「粉じんマスクの正しい使い方—粉じんマスクの適正な使用に関する教育テキスト—」 「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインの概要」（リーフレット）

(アーク溶接作業等)

第163条 会員は、アーク溶接作業等を行う場合には、作業者に粉じんの有害性を認識させるとともに、粉じん作業等の明示及び呼吸用保護具の適切な使用を徹底させなければならない。

2 会員は、アーク溶接作業では特定化学物質作業主任者等を選任し、法令に定める事項を行わせなければならない。

解 説

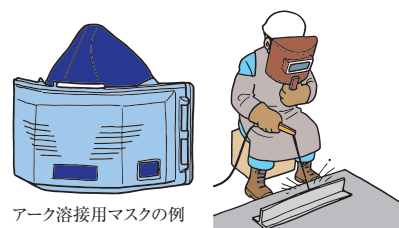
第163条第1項は自主基準であり、アーク溶接作業等は、粉じん作業であるという認識が低いことから、作業者に粉じんの有害性を認識させるとともに、粉じん作業の明示、呼吸用保護具（防じんマスク等）の適切な使用を徹底させるために定めている。

屋外における金属をアーク溶接する作業と、屋外で岩石又は鉱物の裁断等の作業については、呼吸用保護具（防じんマスク）の使用が必要である。

第2項は、溶接ヒュームが特化則の管理第二类物質となり、金属溶接作業について、特定化学物質作業主任者等の選任が必要であることを定めている。

また金属アーク溶接等作業を行う場合においては、金属アーク溶接等限定技能講習を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することができる。

※2024年1月から「金属アーク溶接時作業主任者限定講習」（6時間）が新設される。



アーク溶接用マスクの例

☆用語の意味☆

- ・ アーク溶接作業等の「等」には、金属、岩石等の研磨・裁断作業、はつり等作業がある。
- ・ 「粉じん作業等の明示」には、アーク溶接作業中の明示ほか、研磨・裁断作業中などの明示が含まれる。
- ・ 特定化学物質作業主任者等の「等」には、化学物質管理者・保護具着用管理責任者が含まれる。

第163条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
粉じん障害防止規則	第1章～第6章
粉じん作業	粉じん則第2条粉じん則別表1
呼吸用保護具の使用	粉じん則第27条
第9次粉じん障害防止総合対策の推進について (第9次粉じん障害防止総合対策)	平30.2.9基発0209第2号
防じんマスクの規格	昭63.3.30労働省告示第19号
防じんマスクの選択、使用等について	平17.2.7基発第0207006号
労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行等について	令2.4.22基発0422第4号
労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行等について	令5.4.3基発0403第6号

(じん肺健康診断)

第164条 会員は、法令の定めるところにより、じん肺健康診断を行わなければならない。

解 説

第164条は、じん肺法第3条と同等の定めであり、粉じん作業については、じん肺に関し、適正な予防及び健康管理のため、じん肺健康診断を行うことを定めている。

じん肺法によるじん肺健康診断の内容は、直接撮影による胸部全域のエックス線写真、胸部臨床検査・肺機能検査などである。じん肺法によるじん肺健康診断の対象者は、じん肺にり患し、又はそのおそれのある粉じんを発散する場所における業務（粉じん作業）に常時従事する労働者を対象に実施することになり、対象者はじん肺法により受診義務がある。

また、実施時期は、「新たに常時粉じん作業に従事する際」、「常時粉じん作業に従事する者は3年以内ごとに定期的に1回」、「じん肺健康診断の結果からじん肺の程度に応じ、1年又は3年以内に、定期的に1回」など行うことになる。

じん肺健康診断の結果は、労働者に通知するとともに、診断結果に応じ、就業上の適切な措置、適切な保健指導、粉じんさらされる程度の低減、作業の転換、療養などが必要になる。



第164条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
じん肺法	第1章、第2章
じん肺法施行規則	第1章、第2章
定義（粉じん作業）	じん肺法第2条、粉じん則第2条、粉じん則別表
じん肺健康診断	じん肺法第3条
就業時健康診断	じん肺法第7条
定期健康診断	じん肺法第8条
定期外健康診断	じん肺法第9条
離職時健康診断	じん肺法第9条の2
受診義務	じん肺法第11条
通知	じん肺法第14条
事業者の責務	じん肺法第20条の2
粉じんさらされる程度を低減させるための措置	じん肺法第20条の3
作業の転換	じん肺法第21条
療養	じん肺法第23条
第10次粉じん障害防止総合対策	令5.3.30基発0330第3号

(エックス線写真等の提出)

第165条 会員は、前条により実施したじん肺健康診断により、じん肺の所見があると診断された労働者について、当該労働者のじん肺管理区分の決定のため、法令の定めるところにより、エックス線写真等を都道府県労働局長に提出しなければならない。

解説

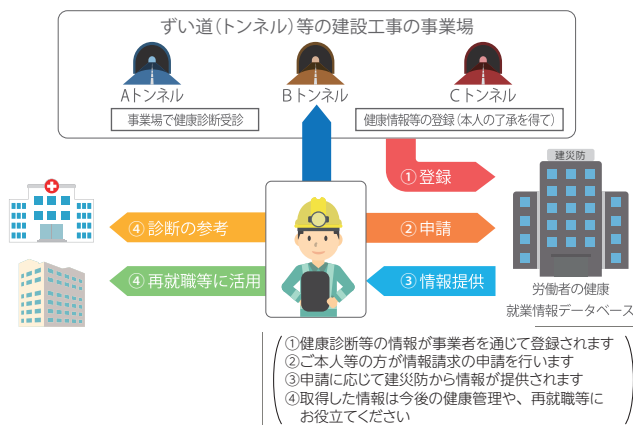
第165条は、じん肺法第12条、第13条と同等の定めである。

本条は、じん肺健康診断により有所見であると判断された労働者については、エックス線写真、じん肺健康診断の結果を証明する書面を、都道府県労働局長に提出し、じん肺管理区分の決定を受けることになる。なお、じん肺管理区分の決定において、じん肺の所見がないと診断された者のじん肺管理区分は管理1となる。じん肺の所見がある場合は、その程度により管理2～管理4までの決定がなされる。

ずい道等建設労働者健康情報管理システムについて

国は事業者にはじん肺健康診断の実施をその結果の保管を義務づけていますが、現場ごとに就業先を変えることが多いずい道等の建設工事現場では、過去の健康診断情報がそれぞれの就業先に散逸しがちであるという問題がありました。

そこで、建災防では厚生労働省の補助を受け、ずい道等の建設工事で働く方のじん肺健康診断結果と作業従事歴を一元的に保管し、ご本人からの申請によって健康情報等を提供する事業を開始しています。(平31.3月稼働)



第165条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
じん肺法	第1章、第2章
じん肺法施行規則	第1章、第2章
じん肺健康診断	じん肺法第3条
事業者によるエックス線写真等の提出	じん肺法第12条、じん肺則第13条
じん肺管理区分の決定手続き	じん肺法第13条、じん肺則第15条
通知	じん肺法第14条、じん肺則第16条、第17条
事業者の責務	じん肺法第20条の2
粉じんさらされる程度を低減させるための措置	じん肺法第20条の3
作業の転換	じん肺法第21条、じん肺則第26条～第28条
転換手当	じん肺法第22条、じん肺則第29条
作業転換のための教育訓練	じん肺法第22条の2
療養	じん肺法第23条

第4節 化学物質による健康障害の防止

(化学物質の危険有害性等の確認及び記録の保存)

第166条 会員は、化学物質等による労働者の健康障害を防止するため、安全データシート（SDS）等により、作業場所で使用する有機溶剤、特定化学物質等の危険性又は有害性等を確認して、リスクアセスメントを行うとともに、その結果等に基づき、リスクレベルに応じた安全衛生対策を講じることにより、リスクアセスメント実施の義務対象物質（以下「リスクアセスメント対象物」という。）に労働者がばく露される程度を最小限度にしなければならない。

2 会員は、リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物として厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う業務を行う屋内作業場においては、当該業務に従事する労働者がこれらの物にばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準以下としなければならない。

3 会員は、作業環境測定が必要な作業場所において、個人サンプリング法によりばく露濃度の測定及びその結果に応じて換気装置の風量の増加、基準値を超えた場合では濃度の測定結果に応じて有効な呼吸用保護具を使用させた都度、必要な事項を記録し、測定対象作業を継続している間及び当該作業を終了した後3年間保存しなければならない。

4 会員は、リスクアセスメント対象物を取扱う作業では、化学物質管理者を選任し、法令に定める事項を行わせなければならない。さらに、リスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場では、保護具着用管理責任者を選任しなければならない。

5 会員は、雇い入れ時等の教育において、危険性・有害性のある化学物質を取扱う事業場では、化学物質の安全衛生に関する必要な教育を行わなければならない。

解説

第166条は、安衛法第57条の3に基づくものであり、平成26年6月に、労働安全衛生法が改正され、一定の危険有害性のある化学物質（640物質）については、業種、事業場規模に関わらず、その対象となる化学物質の製造・取扱いを行う場合にリスクアセスメントを実施することが義務づけられた。（平成28年6月1日施行）

爆発・火災の防止に関する事項については、第149条参照。

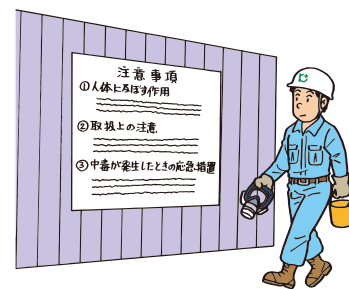
その後、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則が令和4年2月及び同年5月に改正され、今後は自律的な管理を基軸とする規制に、大幅な改正が行われた。（令和5年4月1日から順次施行）

改正の全体像は次ページの仕組み、体制図のとおりであり、これに伴い、以下のとおり、建設業に関わりの深い条文を追加する旨の変更を行った。

主なポイントは以下のとおりである。

○リスクアセスメント関係

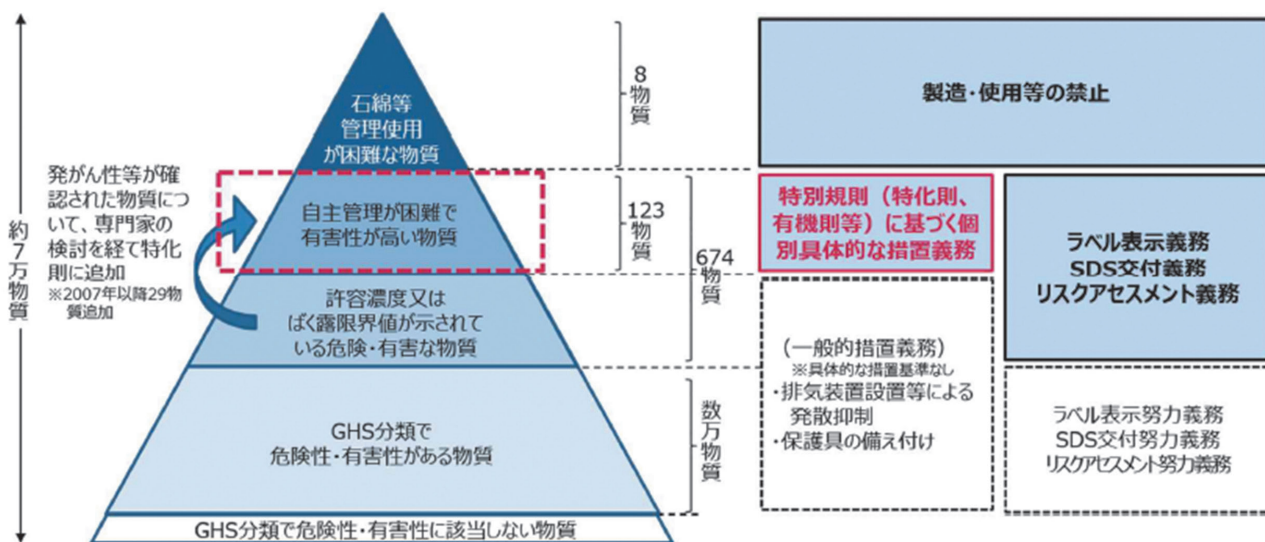
- ・ばく露を最小限度にする等ばく露低減措置（第166条第1項、第2項）
- ・皮膚等障害化学物質への接触防止（第167条第2項）
- ・記録の作成保存、意見聴取等（第166条第3項、第167条第3項、第4項）



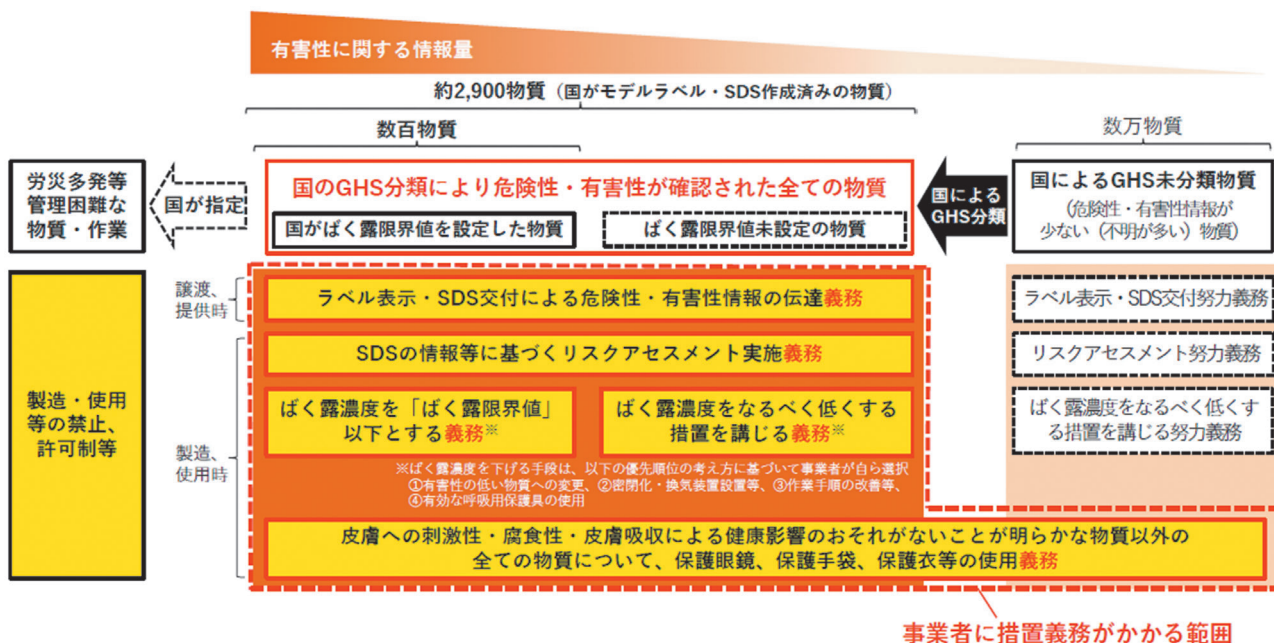
- 化学物質管理者等の選任、雇い入れ時教育等実施体制の確立（第166条第4項、第5項）
- ラベル表示対象物の情報伝達の強化（第169条第2項）

「自律的な管理」とは、
「事業者は、国が定めた危険性・有害性に関する情報に基づいてリスクアセスメントを行い、ばく露防止のために講ずべき措置を自ら選択して実行することを原則とする仕組み」
をいいます。

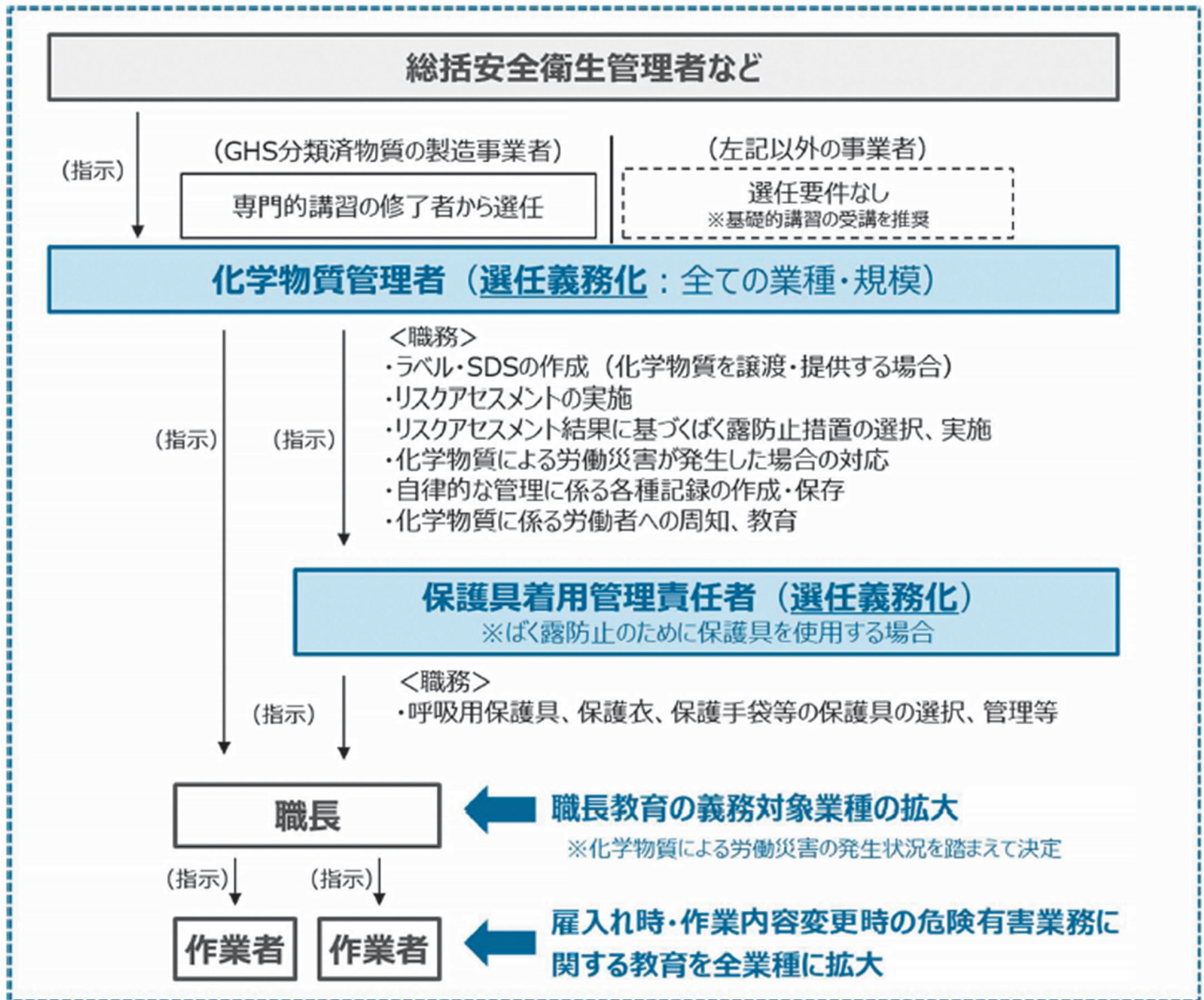
これまでの個別規制型における化学物質管理の体系



見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）



新たな化学物質管理における事業場内の体制



新たな化学物質規制項目の施行期日

	項目及び根拠法令	施行日 2023.4.1	施行日 2024.4.1
情報伝達の強化	名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加 (<u>法第57条、法第57条の2、令別表第9</u>)		○
	SDS等による通知方法の柔軟化 (<u>安衛則第24条の15第1項、同第24条の15第2項、同第34条の2の3、同第34条の2の5第3項</u>)	2022.5.31	
	「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新 (<u>安衛則第24条の15第2項、同第34条の2の5第2項</u>)	○	
	通知事項の追加及び含有量表示の適正化 (<u>安衛則第34条の2の6</u>)		○
	事業場内別容器保管時の措置の強化 (<u>安衛則第33条の2</u>)	○	
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大 (<u>令第9条の3第2号</u>)	○	
リスクアセスメント関連	ばく露を最小限度にすること (<u>安衛則第577条の2第1項、同第577条の3</u>)	○	
	ばく露を濃度基準値以下にすること (<u>安衛則第577条の2第2項</u>)		○
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存、周知 (<u>安衛則第577条の2第2項、第4項</u>)	○	
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 (努力義務) (<u>安衛則第594条の2</u>)	○	
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 (義務) (<u>安衛則第594条の2</u>)		○
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存 (<u>安衛則第34条の2の8</u>)	○	
	リスクアセスメントの実施時期 (<u>安衛則第34条の2の7第1項</u>)	○ (用語の変更) 「調査」→「リスクアセスメント」	
	リスクアセスメントの方法 (<u>安衛則第34条の2の7第2項</u>)	○ (用語の変更) 「調査」→「リスクアセスメント」	
化学物質労災発生事業場等への労働基準監督署長による指示 (<u>安衛則第34条の2の10</u>)		○	
実施体制の確立	化学物質管理者の選任義務化 (<u>安衛則第12条の5</u>)		○
	保護具着用管理責任者の選任義務化 (<u>安衛則第12条の6</u>)		○
	雇入れ時等教育の拡充 (<u>安衛則第35条</u>)		○
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大 (<u>令第19条</u>)	○	
	衛生委員会付議事項の追加 (<u>安衛則第22条第11号</u>)	○	
健康診断関連	リスクアセスメント等に基づく健康診断の実施・記録作成等 (<u>安衛則第577条の2第3項～第10項</u>)		○
	がん原性物質の作業記録の保存、周知 (<u>安衛則第577条の2第11項</u>)	○	
	化学物質によるがんの把握強化 (<u>安衛則第97条の2</u>)	○	
特別規則(特化則、有機則等)関連	管理水準良好事業場の特別規則(特化則、有機則等)適用除外 (<u>特化則第2条の3、有機則第4条の2、鉛則第3条の2、粉じん則第3条の2</u>)	○	
	特殊健康診断の実施頻度の緩和(特化則第39条第4項、有機則第29条第6項、鉛則第53条第4項、四アルキル鉛則第22条第4項)	○	
	第三管理区分事業場の措置強化 (<u>特化則第36条の3の2、同第36条の3の3、有機則第28条の3の2、同第28条の3の3、鉛則第52条の3の2、同第52条の3の3、粉じん則第26条の3の2、同第26条の3の3、石綿則第38条第3項、同第39条第2項</u>)		○

法：労働安全衛生法、 令：労働安全衛生法施行令、 安衛則：労働安全衛生規則

第166条に関する解説

第166条については、化学物質の危険有害性等の確認及び記録の保存に関する措置として、今般の改正を踏まえて、以下のとおり、変更、事項追加等を行った。

第1項：リスクアセスメントの実施及びばく露を最小限度とする措置

第2項：リスクアセスメント対象物のうち厚労大臣が定める濃度基準以下とする措置

第3項：ばく露濃度測定を行った場合の記録の3年間保存

第4項：化学物質管理者及び保護具着用管理責任者の選任

第5項：雇い入れ時教育における化学物質の安全衛生教育の実施

「リスクアセスメント」とは、法第57条の3第1項の規定により行われるリスクアセスメントをいうものであり、安衛則第34条の2の7第1項に定める時期において、化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針（改正 令和5年4月27日危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第4号）に従って実施するものである。

有機溶剤、特定化学物質等の化学物質を取り扱う業務に係る、①リスクアセスメント対象物を原材料等として新規に採用し、又は変更するとき、②リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に係る作業の方法又は手順を新規に採用し、又は変更するとき、③リスクアセスメント対象物の危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるときに、次の方法によりリスクアセスメントを行わなければならない。（化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針 改正 令和5年4月27日危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第4号）

① リスクアセスメント対象物が当該業務に従事する労働者に危険を及ぼし、又はリスクアセスメント対象物により当該労働者の健康障害を生ずるおそれの程度（発生可能性）及び当該危険又は健康障害の程度（重篤度）を考慮する方法。具体的には、次に掲げる方法があること。

(ア) 発生可能性及び重篤度を相対的に尺度化し、それらを縦軸と横軸とし、あらかじめ発生可能性及び重篤度に応じてリスクが割り付けられた表を使用してリスクを見積もる方法

(イ) 発生可能性及び重篤度を一定の尺度によりそれぞれ数値化し、それらを加算又は乗算等してリスクを見積もる方法

(ウ) 発生可能性及び重篤度を段階的に分岐していくことによりリスクを見積もる方法

(エ) ILOの化学物質リスク簡易評価法（コントロール：バンディング）等を用いてリスクを見積もる方法

(オ) 化学プラント等の化学反応のプロセス等による災害のシナリオを仮定して、その事象の発生可能性と重篤度を考慮する方法

② 当該業務に従事する労働者がリスクアセスメント対象物にさらされる程度（ばく露の程度）及び当該リスクアセスメント対象物の有害性の程度を考慮する方法。具体的には、次に掲げる方法があること。

(ア) 管理濃度が定められている物質については、作業環境測定により測定した当該物質の第一評価値を当該物質の管理濃度と比較する方法

(イ) 濃度基準値が設定されている物質については、個人ばく露測定により測定した当該物質の濃度を当該物質の濃度基準値と比較する方法

(ウ) 管理濃度又は濃度基準値が設定されていない物質については、対象の業務について作業環境測定等により測定した作業場所における当該物質の気中濃度等を当該物質のばく露限界と比較する方法

(エ) 数理モデルを用いて対象の業務に係る作業を行う労働者の周辺のリスクアセスメント対象物の気中濃度を推定し、当該物質の濃度基準値又はばく露限界と比較する方法

(オ) リスクアセスメント対象物への労働者のばく露の程度及び当該物質による有害性の程度を相対的に尺度化し、それらを縦軸と横軸とし、あらかじめばく露の程度及び有害性の程度に応じてリスクが割り付けられた表を使用してリスクを見積もる方法

③ ①又は②に掲げる方法に準ずる方法。具体的には、次に掲げる方法があること。

(ア) リスクアセスメント対象物に係る危険又は健康障害を防止するための具体的な措置が労働安全衛生法関係法令の各条項に規定されている場合に、当該規定を確認する方法。

(イ) リスクアセスメント対象物に係る危険を防止するための具体的な規定が労働安全衛生法関係法令に規定されていない場合において、当該物質の安全データシート（SDS＝Safety Data Sheet）に記載されている危険性の種類（例えば「爆発物」など）を確認し、当該危険性と同種の危険性を有し、かつ、具体的措置が規定されている物に係る当該規定を確認する方法

(ウ) 毎回異なる環境で作業を行う場合において、典型的な作業を洗い出し、あらかじめ当該作業において労働者がばく露される物質の濃度を測定し、その測定結果に基づくリスク低減措置を定めたマニュアル等を作成するとともに、当該マニュアル等に定められた措置が適切に実施されていることを確認する方法

具体的には化学物質等のSDS等により、その化学物質の危険性又は有害性を確認し、リスクアセスメントを実施し、ばく露される程度を最小限度にし、その内容を作業者に周知し、記録を3年間保存することを定めている。

有機溶剤の場合、周知する有害性等の内容としては、①有機溶剤により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状、②有機溶剤の取扱い上の注意事項、③有機溶剤により中毒等が発生したときの応急処置、④一定の場所にあつては有効な呼吸用保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき呼吸用保護具、になる（有機溶剤中毒予防規則（＝有機則）第24条（周知内容・方法の改正 施行日：令和5年4月1日））。

有害性等の周知の方法は、有機溶剤を用いる業務についての労働衛生教育（特別教育に準ずる教育の実施、雇入れ時教育、新規入場者教育とともに、有機溶剤保管場所、使用場所などの見やすい場所への掲示がある。掲示の内容及び方法等については、「労働安全衛生規則第592条の8等で定める有害性等の掲示内容について」（令和5年3月29日付け基発0329第32号）で具体的に示しているので、当該通達に基づき掲示することが求められる。

一般に錆止め等の目的で鉛を数十%から十数%程度含有したり、クロムを含有する塗料が塗布された橋梁等建設物があり、また、業界の自主的な取組により鉛含有塗料の流通は少なくなっているものの、現在でも多くの建設物に塗布されている。近年問題になっている健康障害として、これら鉛等有害物を含有する建築物の塗料の剥離やかき落とし作業があるが、これらの作業を行う場合には、塗料における鉛等有害物の使用状況を適切に把握した上で、鉛中毒予防規則等関係法令を順守することはもとより、状況に応じた適切なばく露防止対策を講じる必要がある。

また、平成30年7月1日からアスファルト、ポルトランドセメントについても一定の危険性・有害性がある物質として、ラベル表示・SDS交付・リスクアセスメントの対象とされている。

リスクアセスメントを行ったときは、リスクアセスメント対象物の名称等の事項について、記録を作成し、次にリスクアセスメントを行うまでの期間（リスクアセスメントを行った日から起算して3年以内に次のリスクアセスメントを行ったときは、3年間）保存するとともに、当該事項を、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に周知させなければならない。（施行日：令和5年4月1日）

リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場において、リスクアセスメントの結果等に基づき、労働者の健康障害を防止するため、代替物の使用等の必要な措置を講ずることにより、リスクアセスメント対象物に労働者がばく露される程度を最小限度にしなければならないこと。（施行日：令和5年4月1日）

リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物として厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う業務（主として一般消費者の生活の用に供される製品に係るものを除く。）を行う屋内作業場においては、当該業務に従事する労働者がこれらの物にばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準（以下「濃度基準値」という。）以下としなければならないこと。（施行日：令和6年4月1日）

「厚生労働大臣が定める濃度の基準」については、順次、厚生労働大臣告示で定めていく予定であること。

なお、濃度基準値が定められるまでの間は、日本産業衛生学会の許容濃度、米国政府労働衛生専門家会議（ACGIH）のばく露限界値（TLV-TWA）等が設定されている物質については、これらの値を参考にし、これらの物質に対する労働者のばく露を当該許容濃度等以下とすることが望ましいこと。

労働者のばく露の程度が濃度基準値以下であることを確認する方法には、次に掲げる方法が含まれること。この場合、これら確認の実施に当たっては、別途定める事項（※1）に留意する必要があること。

- ① 個人ばく露測定の測定値と濃度基準値を比較する方法、作業環境測定（C・D測定）の測定値と濃度基準値を比較する方法
- ② 作業環境測定（A・B測定）の第一評価値と第二評価値を濃度基準値と比較する方法
- ③ 厚生労働省が作成したCREATE-SIMPLE等の数理モデルによる推定ばく露濃度と濃度基準値と比較する等の方法

※1 労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準（濃度基準告示）

令和5年4月27日 厚生労働省告示第177号（適用日：令和6年4月1日）

化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（技術上の指針）

令和5年4月27日 技術上の指針公示第24号（適用日：令和6年4月1日）

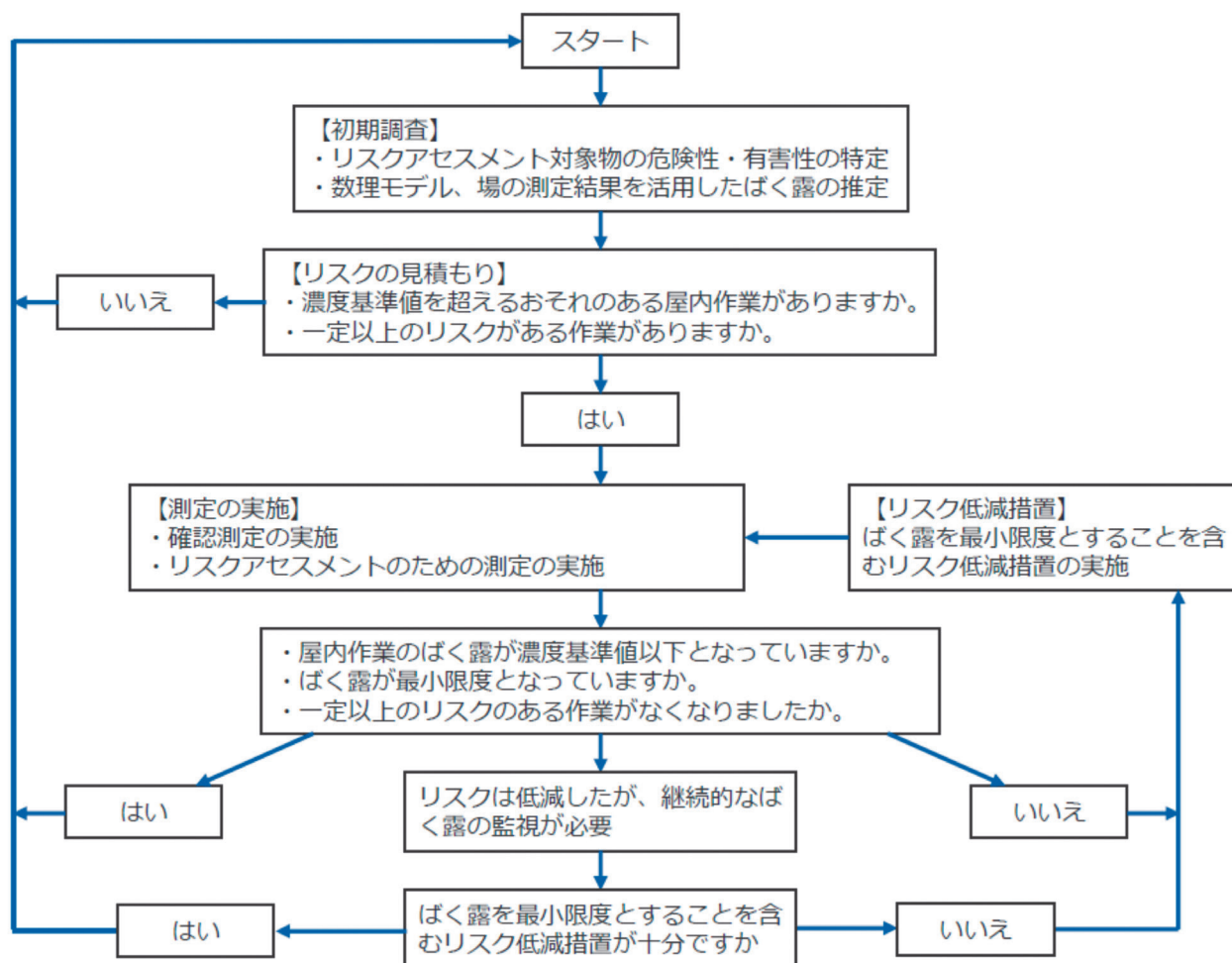
■濃度基準告示のポイント

- 1 労働安全衛生規則（安衛則）第577条の2第2項の厚生労働大臣が定める物として、アクリル酸エチル等、67物質を定め、物の種類に応じて濃度基準値を定める。
- 2 濃度基準値のうち、8時間のばく露における物の平均の濃度（8時間時間加重平均値）は、「8時間濃度基準値」を超えてはならず、また、濃度が最も高くなると思われる15分間のばく露における物の平均の濃度（十五分間時間加重平均値）は、「短時間濃度基準値」を超えてはならないこと。
- 3 次の場合における事業者の努力義務を定めること。
 - ・十五分間時間加重平均値が8時間濃度基準値を超える場合
 - ・短時間濃度基準値が天井値（濃度が最も高くなると思われる瞬間の濃度が超えてはならない値）として定められている場合
 - ・有害性の種類及び当該有害性が影響を及ぼす臓器が同一であるものを2種類以上含有する混合物を取り扱う場合の濃度基準値の適用
- 4 適用日 令和6年4月1日

■技術上の指針のポイント

- 1 事業場で使用する全てのリスクアセスメント対象物について、危険性又は有害性を特定し、労働者が当該物にばく露される程度を把握した上で、リスクを見積もること。
- 2 濃度基準値が設定されている物質について、リスクの見積りの過程において、労働者が当該物質にばく露される程度が濃度基準値を超えるおそれがある屋内作業を把握した場合は、ばく露される程度が濃度基準値以下であることを確認するための測定を実施すること。
- 3 1及び2の結果に基づき、労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度とすることを含め、必要なリスク低減措置を実施すること。その際、濃度基準値が設定されている物質については、労働者が当該物質にばく露される程度を濃度基準値以下としなければならないこと。
- 4 発がん性が明確な物質については、長期的な健康影響が発生しない安全な閾値である濃度基準値を設定することは困難であるため、事業者は、これら物質にばく露される程度を最小限度としなければならないこと。
- 5 適用日 令和6年4月1日

化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針での流れ



法令改正施行においては労働者がばく露される程度を濃度基準値以下とするためには、リスクアセスメント対象物の濃度測定が必要となる一方で、建設現場のように毎回異なる環境で作業を行う場合については、異なる現場で毎回測定を行うことは困難である。

今般の省令改正に求められる措置については、同省令等の施行通達（令和4年5月31日付 基発0531第9号「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について」の記 第3 5（3）イ及びウ）及び「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」により、リスクアセスメントに基づく措置を検討し、これらの措置をまとめたマニュアルを定めた場合は、当該マニュアルのとおり措置を講じた旨の記録があれば、差し支えないとされたところである。併せて、当該マニュアルの作成過程で、実際の措置を講じる際の労働者のばく露の程度をあらかじめ測定等により確認している場合は、当該マニュアル通りに作業を行っている限り、ここで確認されたばく露の程度を記録することで差し支えないとされたところである。

「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」

2 リスクアセスメント及びその結果に基づく労働者のばく露の程度を濃度基準値以下とする措置等を含めたリスク低減措置

2-1 基本的考え方

(4) 事業者は、建設作業等、毎回異なる環境で作業を行う場合については、典型的な作業を洗い出し、あらかじめ当該作業において労働者がばく露される物質の濃度を測定し、その測定結果に基づく局所排気装置の設置及び使用、要求防護係数に対して十分な余裕を持った指定防護係数を有する有効な呼吸用保護具の使用（防毒マスクの場合は適切な吸収缶の使用）等を行うことを定めたマニュアル等を作成することで、作業ごとに労働者がばく露される物質の濃度を測定することなく当該作業におけるリスクアセスメントを実施することができること。また、当該マニュアル等に定められた措置を適切に実施することで、当該作業において、労働者のばく露の程度を最小限度とすることを含めたリスク低減措置を実施することができること。

これを踏まえて建災防では、化学物質のラベルとSDSの確認及び令和4年度に建災防が現場でばく露濃度測定調査を実施した結果から、代表的な化学物質取扱作業である屋内セメント系粉体取扱作業、屋内ドア塗装等有機溶剤取扱作業等についてまず、作業別マニュアルを作成することとした。

作業別マニュアルは、1ページ見開きで、リスク管理対策のチェックリスト（マスクの型式、区分などの記載を含む）とリスク管理対策の理由と応急措置、更に一枚写真か絵を用いて視覚的に理解できるものを用意する。チェックリストを保管することで、対策ができていたか、確認できるものとすることを想定している。現場でのばく露実態を確認の上、保護具の選定、作業員教育等現場で活用できる代表的な作業ごとのマニュアルを作成するとともに普及に関する検討を行っている。

（令和4年度 建設業における化学物質管理のあり方に関する検討委員会 報告書 令和5年3月）

屋内セメント系粉体取扱い作業 リスク管理マニュアル（案）イメージ

製品名		ポルトランドセメント	メーカー	作業所名		元請会社名	
取扱い会社名				作業内容		作業期間	
化学物質管理者		選任日		保護着用管理責任者		選任日	
化学物質名		ポルトランドセメント 酸化カルシウム 結晶性シリカが含まれないとき		ラベル確認			
国家検定済みの標準 区分		DS1,SL1,RS1,RL1		呼吸用保護具の選定基準		個人ばく露測定の結果、室内作業の粉じん濃度は許容濃度と同程度であった。指定防護係数が4～10程度の防じんマスクを選定する。 なお、結晶性シリカが微量含まれる製品を使用する際は、DS2, RS2など区分2のものを選定する。	
【災害リスク】	危険性			【リスク低減対策】			
	有害性	<ul style="list-style-type: none"> ○強い眼の刺激性。皮膚刺激性があり、眼の角膜、鼻の内部組織、皮膚に炎症を起こす可能性がある。 ○酸化カルシウムは水と接触すると強いアルカリ性を示す水酸化カルシウムとなり、皮膚や眼を損傷する。 ○粉体を吸入すると、気道や気管支、肺まで入り込み反復ばく露によりじん肺を引き起こす可能性がある。 ○粉体が手袋や作業服の中に入り込んで汗で濡れるとアルカリ性となり皮膚を損傷する。 			<ul style="list-style-type: none"> ○粉体を使用するときは粉体が通らず強度のあるゴム手袋等を使用する。 ○取置きが多いときはタイベックのような粉じんを透過しない防護服を着用し、首までファスナーを閉める。 ○粉体やセメント水が直接肌に触れないように保護メガネ（ゴーグル型が剥離付き）を使用する。 ○粉体を使用するときは防じんマスク（国家検定済みの標準 区分 DS1, SL1, RS1, RL1）を使用する。 ○作業現場には作業員以外は立入禁止とし、立入禁止の表示を行う。 ○粉体が付いた作業服は着替える。着替えるときもマスクを着用する。 ○取扱い後はよく手をあらうこと。 		
	環境影響	<ul style="list-style-type: none"> ○水性生物に毒性がある。 ○長期継続的影響によって水生生物に有害がある。 			<ul style="list-style-type: none"> ○環境中及び下水への放出を避けること。 ○濃厚な洗浄水は中和、希釈処理等により、河川等に直接流出しないようにする。 ○廃棄するときは、廃棄物処理業者に委託して廃棄する。 		
緊急時の対応		<ul style="list-style-type: none"> ○皮膚に付着した場合はすぐに拭き取り、水で洗い流す。炎症等が出た場合、速やかに医師の診断を受ける。 ○眼に入った場合直ちに清浄な流水で数分間洗い流した後、医師の処置を受ける。 		保管方法		<ul style="list-style-type: none"> ○乾燥した場所に保管する。 ○水・雨濡れ注意。 	
保護手袋の種類		望ましい保護具 水が通らないゴム手袋		実際に使用した保護具		その他注意事項 ○作業中に大量のセメント粉じんが付着すると、着替える際に更衣場所を汚染するなど家庭まで持ち込むことがあるので注意を要する。 ○作業服・防護服の肩元や袖口、長靴の口からセメントが入らないようきちんと着用する（ゴムテープで留める、袖口にゴムのあるものを選ぶ）	
保護メガネの種類		ゴーグル型又は剥離付き保護メガネ					
呼吸用保護具の種類		防じんマスク					
防護服の種類		取置きが多いときは粉じんを透過しない防護服（タイベック等）		異常の記録（保護具忘れ、こぼした、眼に入ったなど） 応急処置の記録等			
保護靴の種類		水が通らないゴム長靴（靴の履き口から粉やモルタルが入らないようにする）					
作業員確認済サイン						元請確認	

屋内ドア塗装等有機溶剤取扱い作業 リスク管理マニュアル（案）イメージ

製品名		メーカー		作業所名		元請会社名	
取扱い会社名				作業内容		作業期間	
化学物質管理者		選任日		保護着用管理責任者		選任日	
化学物質名		例）エチルベンゼン、キシレン、トリメチルベンゼン、酸化チタン、ミネラルスピリット、2-エチルヘキシル酸ジブチルコウモウ、二酸化ケイ素、エチルアルコール、メチルイソブチルケトン、メタノール、変性アルコール樹脂、硫酸バリウム、メチルエチルケトンオキシム		ラベル確認			
許容濃度 下線は発がん分類区分1または区分2		エチルベンゼン:20 ppm、キシレン:50 ppm、トリメチルベンゼン:25 ppm、メチルイソブチルケトン:50 ppm		呼吸用保護具の選定基準		測定結果では個人ばく露濃度が許容濃度の1/2未満なので一安全を見て半面型有機ガス用防毒マスクを選定し、吸気回数は二日ごとに交換する手袋は、シンナーを脱着するときや刷毛を洗うときは、厚手のニトリル手袋を使用する	
災害リスク	危険性	<ul style="list-style-type: none"> ○燃えやすい液体。蒸気が滞留すると爆発のおそれがある。 ○塗料かす、清掃等に使用したウエスなどは、空気中で酸化し、発熱、蓄熱すると自然発火のおそれがある。 		【リスク低減対策】	<ul style="list-style-type: none"> ○熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源が周辺にないか確認する。 ○空気が滞留しないように十分な換気を行う。 ○容器はその都度密閉し、使用済ウエス等は廃棄するまで容器に保存する。関係者以外は立入禁止とする。 ○直接手に触れないように化学防護手袋（耐油性ゴム手袋）を使用する。 ○直接目に触れないように保護メガネを使用する。 ○換気して作業する。 ○狭い場所（洗面所、浴室、エレベータなど）では吸入によるばく露防止のため有機ガス用防毒マスクを使用し、吸気回数を短時間で交換する。 ○密閉された場所では送気マスクを着用する。 ○作業現場には作業員以外は立入禁止とし、立入禁止の表示を行う。 ○取扱い後はよく手をあらうこと。 ○環境への放出を避けること。 ○廃棄するときは、廃棄物処理業者に委託して廃棄する。 		
	有害性	<ul style="list-style-type: none"> ○アレルギー性皮膚反応を起こすおそれがある。 ○蒸気を吸入すると、アレルギー喘息または呼吸器困難をおこすおそれがある。 ○発がん性のおそれがある。 ○長期にわたる吸入や皮膚からのばく露により呼吸器、臓器、中枢神経系に障害のおそれがある。 ○長期にわたる吸入や皮膚からの反復ばく露により生殖能力や胎児への悪影響のおそれがある。 					
	環境影響	<ul style="list-style-type: none"> ○水生生物に毒性がある。 ○長期継続的影響によって水生生物に有害がある。 					
緊急時の対応		<ul style="list-style-type: none"> ○吸入によりめまいや頭痛等の異常がある場合、速やかに医師の診断を受ける。 ○皮膚に付着した場合はすぐに拭き取り、石鹸水及び水で洗い流す。炎症等が出た場合、速やかに医師の診断を受ける。 ○眼に入った場合直ちに清浄な流水で数分間洗い流した後、医師の処置を受ける。 		保管方法		<ul style="list-style-type: none"> ○室内の通気の良い場所で容器を密閉し保管する。 ○火気厳禁とする。 ○高温や直射のある場所での放置を避ける。 ○水・雨濡れ注意。 	
保護手袋の種類		望ましい保護具 塗料混合時は厚手のニトリル手袋		実際に使用した保護具		その他注意事項 異常の記録（保護具忘れ、こぼした、眼に入ったなど） 応急処置の記録等	
保護メガネの種類		保護メガネ（剥離付き）					
呼吸用保護具の種類		有機ガス用防毒マスク 密閉された場所では送気マスク					
防護服の種類		液体が染みない服（大量に付着した場合は交換する）、ヤッケ、アトラックなどでも良い					
保護靴の種類		液体が染みない靴（作業靴）					
作業員確認済サイン						元請確認	

（本条第3項の記述は、令和3年4月から「溶接ヒューム」が規制対象となったことに伴い、金属アーク溶接等作業に係る措置に関する規定（特定化学物質障害予防規則第38条の21）を引用したもので、化学物質の自律的管理において、個人サンプリング法によるばく露濃度測定を行った場合の記録の保存に関する事項を定めたものである。）

安衛則第577条の2第1項、第2項及び第8項の規定により講じたばく露低減措置等について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けなければならない。また、（i）安衛則第577条の2第1項、第2項及び第8項の規定により講じた措置の状況、（ii）リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者のばく露状況、（iii）労働者の氏名、従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間並びにがん原性物質により著しく汚染される事態が生じたときはその概要及び事業者が講じた応急の措置の概要（リスクアセスメント対象物のがん原性物質である場合に限る。）、（iv）安衛則第577条の2第10項の規定による関係労働者の意見の聴取状況について、1年超えない期間ごとに1回、定期的に、記録を作成し、当該記録を3年間（（ii）及び（iii）について、がん原性物質に係るものは30年間）保存するとともに、（i）及び（iv）の事項を労働者に周知させなければならない。（施行日：令和5年4月1日）

「関係労働者の意見を聞くための機会を設けなければならない」については、関係労働者又はその代表が衛生委員会に参加している場合等は、安衛則第22条第11号の衛生委員会における調査審議又は安衛則第23条の2に基づき行われる意見聴取と兼ねて行っても差し支えないこと。

がん原性物質を製造し、又は取り扱う労働者に関する記録については、晩発性の健康障害であるがんに対する対応を適切に行うため、当該労働者が離職した後であっても、当該記録を作成した時点から30年間保存する必要があること。

「第1項の規定により講じた措置の状況」の記録については、法第57条の3に基づくリスクアセスメントの結果に基づいて措置を講じた場合は、安衛則第34条の2の8の記録と兼ねても差し支えないこと。また、リスクアセスメントに基づく措置を検討し、これらの措置をまとめたマニュアルや作業規程（以下「マニュアル等」という。）を別途定めた場合は、当該マニュアル等を引用しつつ、マニュアル等のとおり措置を講じた旨の記録でも差し支えないこと。

「労働者のリスクアセスメント対象物のばく露の状況」については、実際にばく露の程度を測定した結果の記録等の他、マニュアル等を作成した場合であって、その作成過程において、実際に当該マニュアル等のとおり措置を講じた場合の労働者のばく露の程度をあらかじめ作業環境測定等により確認している場合は、当該マニュアル等に従い作業を行っている限りにおいては、当該マニュアル等の作成時に確認されたばく露の程度を記録することでも差し支えないこと。

「労働者の氏名、従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間並びにがん原性物質により著しく汚染される事態が生じたときはその概要及び事業者が講じた応急の措置の概要」の記録に関し、従事した作業の概要については、取り扱う化学物質の種類を記載する、又はSDS等を添付して、取り扱う化学物質の種類が分かるように記録すること。また、出張等作業で作業場所が毎回変わるものの、いくつかの決まった製剤を使い分け、同じ作業に従事しているのであれば、出張等の都度の作業記録を求めるものではなく、当該関連する作業を一つの作業とみなし、作業の概要と期間をまとめて記載することで差し支えないこと。

「関係労働者の意見の聴取状況」の記録に関し、労働者に意見を聴取した都度、その内容と労

働者の意見の概要を記録すること。なお、衛生委員会における調査審議と兼ねて行う場合は、これらの記録と兼ねて記録することで差し支えないこと。

濃度基準値が設定されている物質について、リスクの見積りの過程において、労働者が当該物質にばく露される程度が濃度基準値を超えるおそれがある屋内作業を把握した場合は、ばく露される程度が濃度基準値以下であることを確認するための測定（以下「確認測定」という。）を実施すること。

その結果に基づき、当該作業に従事する全ての労働者が当該物質にばく露される程度を濃度基準値以下とすることを含め、必要なリスク低減措置を実施すること。

労働者のばく露の程度が濃度基準値以下であることを確認する方法は、事業者において決定されるものであり、確認測定の方法以外の方法でも差し支えないが、事業者は、労働基準監督機関等に対して、労働者のばく露の程度が濃度基準値以下であることを明らかにできる必要があること。また、確認測定を行う場合は、確認測定の精度を担保するため、作業環境測定士が関与することが望ましいこと。

労働者のばく露の程度は、呼吸用保護具を使用していない場合は、労働者の呼吸域において測定される濃度で、呼吸用保護具を使用している場合は、呼吸用保護具の内側の濃度で表されること。したがって、労働者の呼吸域における物質の濃度が濃度基準値を上回っていたとしても、有効な呼吸用保護具の使用により、労働者がばく露される物質の濃度を濃度基準値以下とすることが許容されることに留意すること。

ただし、実際に呼吸用保護具の内側の濃度の測定を行うことは困難であるため、労働者の呼吸域における物質の濃度を呼吸用保護具の指定防護係数で除して、呼吸用保護具の内側の濃度を算定することができること。

事業者は、リスクアセスメントの結果に基づくリスク低減措置として、労働者のばく露の程度を濃度基準値以下とすることのみならず、危険性又は有害性の低い物質への代替、工学的対策、管理的対策、有効な保護具の使用等を駆使し、労働者のばく露の程度を最小限度とすることを含めた措置を実施する必要があること。事業者は、工学的対策の設定及び評価を実施する場合には、個人ばく露測定のみならず、よくデザインされた場の測定を行うこと。

リスクアセスメントによる作業内容の調査、場の測定の結果及び数理モデルによる解析の結果等を踏まえ、均等ばく露作業に従事する労働者のばく露の程度を評価すること。その結果、労働者のばく露の程度が8時間のばく露に対する濃度基準値の2分の1程度を超えると評価された場合は、確認測定を実施すること。

全ての労働者のばく露の程度が濃度基準値以下であることを確認するという趣旨から、事業者は、労働者のばく露の程度が最も高いと想定される均等ばく露作業における最も高いばく露を受ける労働者（以下「最大ばく露労働者」という。）に対して確認測定を行うこと。その測定結果に基づき、事業場の全ての労働者に対して一律のリスク低減措置を行うのであれば、最大ばく露労働者が従事する作業よりもばく露の程度が低いことが想定される作業に従事する労働者について確認測定を行う必要はないこと。しかし、事業者が、ばく露の程度に応じてリスク低減措置の内容や呼吸用保護具の要求防護係数を作業ごとに最適化するために、当該作業ごとに最大ばく露労働者を選定し、確認測定を実施することが望ましいこと。

労働者のばく露の程度を最小限度とし、労働者のばく露の程度を濃度基準値以下とするために講ずる措置については、安衛則第577条の2第10項の規定により、事業者は、関係労働者の意見を聴取す

るとともに、安衛則第22条第11号の規定により、衛生委員会において、それらの措置について審議することが義務付けられていることに留意し、確認測定の結果の共有も含めて、関係労働者との意思疎通を十分に行うとともに、安全衛生委員会又は衛生委員会で十分な審議を行う必要があること。

※ 衛生委員会の設置義務のない労働者数50人未満の事業場も、労働安全衛生規則（安衛則）第23条の2に基づき、上記の事項について、関係労働者からの意見聴取の機会を設けなければなりません。

参照 化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（令和5年4月27日技術上の指針公示第24号）

化学物質管理者は、ラベル・SDS等の作成の管理、リスクアセスメント実施等、化学物質の管理に関わるもので、リスクアセスメント対象物に対する対策を適切に進める上で不可欠な職務を管理する者であることから、事業場の労働者数によらず、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う全ての事業場において選任することを義務付けられたこと。（施行日：令和6年4月1日）

なお、衛生管理者の職務は、事業場の衛生全般に関する技術的事項を管理することであり、また有機溶剤作業主任者といった作業主任者の職務は、個別の化学物質に関わる作業に従事する労働者の指揮等を行うことであり、それぞれ選任の趣旨が異なるが、化学物質管理者が、化学物質管理者の職務の遂行に影響のない範囲で、これらの他の法令等に基づく職務等と兼務することは差し支えないこと。

化学物質管理者の選任は、選任すべき事由が発生した日から14日以内に行い、当該化学物質管理者に対し、必要な権限を与えるとともに、当該化学物質管理者の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示すること等により関係労働者に周知させなければならないこと。

「事業場の見やすい箇所に掲示すること等」の「等」には、化学物質管理者に腕章を付けさせる、特別の帽子を着用させる、事業場内部のイントラネットワーク環境を通じて関係労働者に周知する方法等が含まれること。

化学物質管理者は、工場、店社等の事業場単位で選任することを義務付けられたこと。したがって、例えば、建設工事現場における塗装等の作業を行う請負人の場合、一般的に、建設現場での作業は出張先での作業に位置付けられるが、そのような出張作業先の建設現場にまで化学物質管理者の選任を求める趣旨ではないこと。

化学物質管理者については、その職務を適切に遂行するために必要な権限が付与される必要があるため、事業場内の労働者から選任されるべきであること。また、同じ事業場で化学物質管理者を複数人選任し、業務を分担することも差し支えないが、その場合、業務に抜け落ちが発生しないよう、業務を分担する化学物質管理者や実務を担う者との間で十分な連携を図る必要があること。なお、化学物質管理者の管理の下、具体的な実務の一部を化学物質管理に詳しい専門家等に請け負わせることは可能であること。

化学物質管理者の選任に当たっては、当該管理者が実施すべき業務をなし得る権限を付与する必要があり、事業場において相応するそれらの権限を有する役職に就いている者を選任すること。

「リスクアセスメント対象物」は、改正省令による改正前の安衛則第34条の2の7第1項第1号の「通知対象物」と同じものであり、例えば、原材料を混合して新たな製品を製造する場合であって、その製品がリスクアセスメント対象物に該当する場合は、当該製品はリスクアセスメント対

象物に含まれること。

「リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う」には、例えば、リスクアセスメント対象物を取り扱う作業工程が密閉化、自動化等されていることにより、労働者が当該物にばく露するおそれがない場合であっても、リスクアセスメント対象物を取り扱う作業が存在する以上、含まれること。ただし、一般消費者の生活の用に供される製品はリスクアセスメントの対象から除かれているため、それらの製品のみを取り扱う事業場は含まれないこと。また、密閉された状態の製品を保管するだけで容器の開閉等を行わない場合や、火災や震災後の復旧、事故等が生じた場合の対応等、応急対策のためにのみ臨時的にリスクアセスメント対象物を取り扱うような場合は、「リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う」には含まれないこと。

安衛則第12条の5第3項第2号ロの規定に基づき、リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場においては、化学物質の管理に係る技術的事項を担当するために必要な能力を有する者と認められるものから化学物質管理者を選任することとされているが、化学物質管理者講習の受講者及びこれと同等以上の能力を有すると認められる者のほか、化学物質管理者講習に準ずる講習を受講している者から選任することが望ましいこと。

安衛則第12条の5第3項第2号イの「化学物質管理者講習を修了した者と同等以上の能力を有すると認められる者」には、以下の①から③までのいずれかに該当する者が含まれること。

- ① 本告示（※2）の適用前に本告示の規定により実施された講習を受講した者
- ② 法第83条第1項の労働衛生コンサルタント試験（試験の区分が労働衛生工学であるものに限る。）に合格し、法第84条第1項の登録を受けた者
- ③ 専門家告示（安衛則等）及び専門家告示（粉じん則）で規定する化学物質管理専門家の要件に該当する者

※2 労働安全衛生規則第12条の5第3項第2号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習（令和4年厚生労働省告示第276号）

参考 労働安全衛生規則第12条の5第3項第2号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習等の適用等について 令和4年9月7日付け基発0907第1号

化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習の修了者
リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場	資格要件なし (専門的講習等の受講を推奨)

化学物質管理者の専門的講習（リスクアセスメント対象物製造事業場以外）

科目	範囲	時間
【講義】化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	化学物質の危険性及び有害性 化学物質による健康障害の病理及び症状 化学物質の危険性及び有害性等の表示、文書及び通知	1 時間 30 分
【講義】化学物質の危険性及び有害性等の調査	化学物質の危険性及び有害性等の調査の時期及び方法並びにその結果の記録	2 時間
【講義】化学物質の危険性及び有害性等の調査の結果に基づく措置等その他の必要な記録等	化学物質のばく露の濃度の基準 化学物質の濃度の測定方法 化学物質の危険性及び有害性等の調査の結果に基づく危険又は健康障害を防止するための措置等及び当該措置等の記録 がん原性物質等の製造等業務従事者の記録 保護具の種類、性能、使用方法及び管理 労働者に対する化学物質管理に必要な教育の方法	1 時間 30 分
【講義】化学物質を原因とする災害の発生時の対応	災害発生時の措置	30 分
【講義】関係法令	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）及び労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）中の関係条項	30 分

化学物質管理者を選任した事業者は、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは、保護具着用管理責任者を選任し、有効な保護具の選択、保護具の保守管理その他保護具に係る業務を担当させなければならないこと。（施行日：令和 6 年 4 月 1 日）

保護具着用管理責任者の選任は、選任すべき事由が発生した日から14日以内に行うこととし、保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者のうちから選任しなければならないこと。

保護具着用管理責任者を選任したときは、当該保護具着用管理責任者に対し、必要な権限を与えるとともに、当該保護具着用管理責任者の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示すること等により関係労働者に周知させなければならないこと。

保護具着用管理責任者を選任した事業者について、当該責任者に安衛則第12条の6第1項各号に掲げる事項を管理させなければならないものであること。

保護具着用管理責任者の職務は、次に掲げるとおりであること。

- ア 保護具の適正な選択に関すること。
- イ 労働者の保護具の適正な使用に関すること。
- ウ 保護具の保守管理に関すること。

これらの職務を行うに当たっては、令和 5 年 5 月 25 日付け基発0525第 3 号「防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について」、平成 29 年 1 月 12 日付け基発0112第 6 号「化学防護手袋の選択、使用等について」及び令和 5 年 7 月 4 日付け基発0704第 1 号「皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質について」に基づき対応する必要があることに留意すること。

化学物質又は化学物質を含有する製剤（皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に浸入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかなものに限る。以下「皮膚等障害化学物質等」という。）を製造し、又は取り扱う業務（法及びこれに基づく命令の規定によ

り労働者に保護具を使用させなければならない業務及びこれらの物を密閉して製造し、又は取り扱う業務を除く。)に労働者を従事させるときは、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を使用させなければならないこと。(施行日：令和5年4月1日からは努力義務 令和6年4月1日からは義務)

また、事業者は、化学物質又は化学物質を含有する製剤（皮膚等障害化学物質等及び皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に浸入して、健康障害を生ずるおそれがないことが明らかなものを除く。)を製造し、又は取り扱う業務（法及びこれに基づく命令の規定により労働者に保護具を使用させなければならない業務及びこれらの物を密閉して製造し、又は取り扱う業務を除く。)に労働者を従事させるときは、当該労働者に保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を使用させることに努めなければならないこと。(施行日：令和5年4月1日)

安衛則第12条の6第2項第2号中の「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」には、次に掲げる者が含まれること。なお、次に掲げる者に該当する場合であっても、別途示す保護具の管理に関する教育（※3）を受講することが望ましいこと。また、次に掲げる者に該当する者を選任することができない場合は、上記の保護具の管理に関する教育を受講した者を選任すること。

① 化学物質管理専門家の要件に該当する者

有機則、鉛則、特化則関係

労働安全衛生規則第三十四条の二の十第二項等の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和4年厚生労働省告示第274号（専門家告示 令和4年9月7日）

イ 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号。以下「安衛法」という。）第八十三条第一項の労働衛生コンサルタント試験（その試験の区分が労働衛生工学であるものに限る。）に合格し、安衛法第八十四条第一項の登録を受けた者で、五年以上化学物質の管理に係る業務に従事した経験を有するもの

ロ 安衛法第十二条第一項の規定による衛生管理者のうち、衛生工学衛生管理者免許を受けた者で、その後八年以上安衛法第十条第一項各号の業務のうち衛生に係る技術的事項で衛生工学に関するものの管理の業務に従事した経験を有するもの

ハ 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第七条の登録を受けた者（以下「作業環境測定士」という。）で、その後六年以上作業環境測定士としてその業務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働省労働基準局長が定める講習を修了したもの

ニ イからハまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

専門家告示（安衛則等）第1号ニで規定する「同等以上の能力を有すると認められる者」については、以下のアからカまでのいずれかに該当する者が含まれること。

ア 法第82条第1項の労働安全コンサルタント試験（試験の区分が化学であるものに限る。）に合格し、法第84条第1項の登録を受けた者であって、その後5年以上化学物質に係る法第81条第1項に定める業務（専門家告示（粉じん則）第4号においては、粉じんに係る法第81条第1項に定める業務）に従事した経験を有するもの

イ 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会が運用している「生涯研修制度」によるCIH（Certified Industrial Hygiene Consultant）労働衛生コンサルタントの

称号の使用を許可されているもの

ウ 公益社団法人日本作業環境測定協会の認定オキュペイショナルハイジニスト又は国際オキュペイショナルハイジニスト協会（IOHA）の国別認証を受けている海外のオキュペイショナルハイジニスト若しくはインダストリアルハイジニストの資格を有する者

エ 公益社団法人日本作業環境測定協会の作業環境測定インストラクターに認定されている者

オ 労働災害防止団体系（昭和39年法律第118号）第12条の衛生管理士（法第83条第1項の労働衛生コンサルタント試験（試験の区分が労働衛生工学であるものに限る。）に合格した者に限る。）に選任された者であって、5年以上労働災害防止団体系法第11条第1項の業務又は化学物質の管理に係る業務を行った経験を有する者

カ 産業医科大学産業保健学部産業衛生科学科を卒業し、産業医大認定ハイジニスト制度において資格を保持している者

② 作業環境管理専門家の要件に該当する者

3年以上、労働衛生コンサルタント（試験の区分が労働衛生工学又は化学であるものに合格した者に限る。）としてその業務に従事した経験を有する者

6年以上衛生工学衛生管理者としてその業務に従事した経験を有する者

衛生管理士（法第83条第1項の労働衛生コンサルタント試験（試験の区分が労働衛生工学であるものに限る。）に合格した者に限る。）に選任された者で、その後3年以上労働災害防止団体系法第11条第1項の業務を行った経験を有する者

6年以上、作業環境測定士としてその業務に従事した経験を有する者

4年以上、作業環境測定士としてその業務に従事した経験を有する者であって、公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する研修又は講習のうち、同協会が化学物質管理専門家の業務実施に当たり、受講することが適当と定めたものを全て修了した者

オキュペイショナルハイジニスト資格（※4）又はそれと同等の外国の資格を有する者

※4 国際的には、事業場における化学物質等の有害作業の管理を担う専門家として、オキュペイショナル・ハイジニスト（米国ではインダストリアル・ハイジニストと呼ばれている）が国際的資格として広がっている。

日本作業環境測定協会認定オキュペイショナルハイジニスト（認定オキュペイショナルハイジニスト＝COH：Certified Occupational Hygienist）があります。

③ 法第83条第1項の労働衛生コンサルタント試験に合格した者

④ 安衛則別表第4に規定する第1種衛生管理者免許又は衛生工学衛生管理者免許を受けた者

⑤ 安衛則別表第1の上欄に掲げる、令第6条第18号から第20号までの作業及び令第6条第22号の作業に応じ、同表の中欄に掲げる資格を有する者（作業主任者）

⑥ 安衛則第12条の3第1項の都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習を終了した者その他安全衛生推進者等の選任に関する基準（昭和63年労働省告示第80号）の各号に示す者（安全衛生推進者に係るものに限る。）

※3 保護具着用管理責任者に対する教育の実施について
 (令和4年12月26日付け 基安化発1226第1号)
 保護具着用管理責任者に対する教育実施要領

保護具着用管理責任者教育カリキュラム

学科科目	範囲	時間
I 保護具着用管理	①保護具着用管理責任者の役割と職務 ②保護具に関する教育の方法	0.5時間
II 保護具に関する知識	①保護具の適正な選択に関すること。 ②労働者の保護具の適正な使用に関すること。 ③保護具の保守管理に関すること。	3時間
III 労働災害の防止に関する知識	保護具使用に当たって留意すべき労働災害の事例及び防止方法	1時間
IV 関係法令 実技科目	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項 範囲	0.5時間 時間
V 保護具の使用方法等	①保護具の適正な選択に関すること。 ②労働者の保護具の適正な使用に関すること。 ③保護具の保守管理に関すること。	1時間

(計 6時間)

保護具着用管理責任者の選任に当たっては、その業務をなし得る権限を付与する必要があり、事業場において相応するそれらの権限を有する役職に就いている者を選任することが望ましいこと。なお、選任に当たっては、事業場ごとに選任することが求められるが、大規模な事業場の場合、保護具着用管理責任者の職務が適切に実施できるよう、複数人を選任することも差し支えないこと。また、職務の実施に支障がない範囲内で、作業主任者が保護具着用管理責任者を兼任しても差し支えないこと。

安衛則第12条の6第4項の「事業場の見やすい箇所に掲示すること等」の「等」には、保護具着用管理責任者に腕章を付けさせる、特別の帽子を着用させる、事業場内部のイントラネットワーク環境を通じて関係労働者に周知する方法等が含まれること。

労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行わなければならない。(安衛則第35条第1項)

- 一 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 二 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 三 作業手順に関すること。
- 四 作業開始時の点検に関すること。
- 五 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
- 六 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
- 七 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

▼ 本文へ ▶ お問い合わせ窓口 ▶ よくある御質問 ▶ サイトマップ ▶ 国民参加の場

Google カスタム検索 検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

↑ ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > 職場における化学物質対策について > 化学物質管理に関する社内安全衛生教育用eラーニング教材

化学物質管理に関する社内安全衛生教育用eラーニング教材

趣旨

化学物質を適切に取り扱い、労働災害を防ぐためには、事業者の取組とともに、労働者自身が自ら取り扱う化学物質の危険有害性やリスクを理解することが重要であり、事業者は労働者の理解を促すための労働者教育の実施が必要です。

この資料は、令和元年度及び2年度に作成したラベル・SDS・リスクアセスメントを中心とした事業場の化学物質管理に関する教育用資料をもとに、eラーニング用の動画として構成・内容を見直したものです。各事業場にお

政策について
 分野別の政策一覧
 ▶ 健康・医療
 ▶ 子ども・子育て
 ▶ 福祉・介護
 ▼ 雇用・労働

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

▼ 本文へ ▶ お問い合わせ窓口 ▶ よくある御質問 ▶ サイトマップ ▶ 国民参加の場

Google カスタム検索 検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

↑ ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > 職場における化学物質対策について > 化学物質の使用実態に応じた職場の安全衛生教育のための資料

化学物質の使用実態に応じた職場の安全衛生教育のための資料

趣旨

化学物質を適切に取り扱い、また、労働災害を防ぐためには、労働者自身が自ら取り扱う化学物質の危険有害性やリスクを理解することが重要であり、事業者には労働者の理解を促すための労働者教育の実施が求められます。

既に令和元年度の厚生労働省委託事業「ラベル・SDS活用促進事業」で、教育担当者が職場で労働者に化学物質の危険有害性やリスクに関する教育を行う際の資料を作成していますが、教育用資料は、職場で取り扱う化学物質や作業・関連する作業内容等、事業場の実態に応じた内容が作成されています。

政策について
 分野別の政策一覧
 ▶ 健康・医療
 ▶ 子ども・子育て
 ▶ 福祉・介護

化学物質対策に関するQ&A（リスクアセスメント関係 抜粋）

Q4. 労働安全衛生法では、「危険性または有害性等の調査」となっているが、危険性と有害性のどちらかのリスクアセスメントを行えばよいか。

A. 危険性と有害性のどちらか一方を実施すればよいというわけではありません。取り扱っている化学物質が危険性と有害性の両方に該当するのであれば、危険性と有害性それぞれのリスクアセスメントを行う必要があります。リスク見積り手法によっては、危険性と有害性のどちらも同じ方法で実施することもできますが、危険性と有害性でそれぞれ異なる方法で見積もることが必要な場合もあります。

Q6. 少量多品種の化学物質を取り扱っているが、全ての化学物質についてリスクアセスメントを実施しなければならないか。

A. 化学物質ごとに危険有害性の種類や程度が異なりますので、原則、個々の化学物質についてリスクアセスメントを行っていただく必要がありますが、実際には、全量が危険有害性の種類ごとに最もレベルの高い危険有害性を有する化学物質であるとしてリスクアセスメントを実施し、よりレベルの高いリスク低減措置を実施すれば、全物質について十分なリスク低減措置が図られることとなります。厚生労働省では、少量多品種の化学物質を取り扱う場合のリスクアセスメント実施支援ツールとして、CREATE-SIMPLE（クリエイト・シンプル）を「職場のあんぜんサイト」において公開しておりますので、ご活用ください。https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07_3.htm

Q9. リスクアセスメントの実施義務対象物質からそれ以外の物質に代替すれば、リスクアセスメントは実施しなくてもよいか。

A. リスクアセスメントの実施義務対象物質以外であれば実施義務の対象からははずれます。ただし、代替後の化学物質が何らかの危険有害性を有している場合には、リスクアセスメントを実施するよう努めなければなりません。また、物質の代替を検討する場合には、・ばく露限界がより高い化学物質・GHS 又はJIS Z 7252「GHSに基づく化学品の分類方法」に基づく危険性または有害性の区分がより低い化学物質など、危険有害性が低いことが明らかな化学物質への代替を行うものとし、危険有害性が不明な化学物質等への代替は避けなければなりません。

Q11. ガソリンを使った発電機での作業について、ガソリンのリスクアセスメントは必要か。

A. 市販のガソリンを想定される用途の範囲内で使用する場合は、「主として一般消費者の生活の用に供するための製品」として義務の対象からは除外されるため、リスクアセスメントの実施義務はありません。しかし、工事現場等で給油の作業等を行う場合には様々な危険が伴うため、リスクアセスメントの努力義務（安衛法第28条の2）の対象となります。危険有害性と作業手順等の見直しに取り組むよう努めてください。

Q13. 塗装作業を外注する場合、リスクアセスメントを実施するのは塗装作業を請け負った事業者か。

A. 塗装作業を請け負った事業者が、購入元等から入手した使用塗料のSDSを使って、リスクアセスメントを実施してください。

Q14. 元請事業者が塗装作業を下請事業者に任せした場合、リスクアセスメントは誰が実施しなければならないのか。

A. 原則、現場作業員を直接雇用している下請事業者が当該作業にかかるリスクアセスメントを実施し、必要に応じてリスク低減措置を講ずる必要があります。しかし、元請事業者が作業場における監督者であり、下請事業者だけではリスクアセスメントやリスク低減措置の実施等における決定等ができない場合には、元請事業者が現場全体のリスクアセスメントを行

う必要があり、また、下請事業者が行う個々のリスクアセスメントに参画・支援することが望まれます。

Q15. 元請事業者のもと、複数の下請事業者が同一作業場で作業を行う（混合作業）場合、リスクアセスメントは誰が実施するのか。

A. 同一の場所で複数の事業者が混在作業を行う場合、作業を請け負った事業者は、作業の混在の有無や混在作業において他の事業者が使用する化学物質等による危険性または有害性を把握できません。そのため、元請事業者が混在作業について事前にリスクアセスメントを実施し、その結果を各事業者に提供することが必要です。

Q22. リスクアセスメントを実施する前に実施体制を決める必要があるか。

A. 安全衛生委員会、安全委員会または衛生委員会が設置されている場合には、従来の体制を活用してリスクアセスメント等に関することを検討する必要があります。一方、上記の委員会が設置されていない場合は、リスクアセスメント等の対象業務に従事する労働者の意見を聴取する場を設けるなど、リスクアセスメント等の実施を決定する段階において労働者を参画させることが重要です。なお、化学物質のリスクアセスメントの実施にあたっては、事業場で製造等を行う化学物質、作業方法、設備等の事業場の実態に精通した労働者が実施することが望ましく、必要に応じて外部の専門家等の活用等も検討してください。

Q24. 粉体を水に溶かし、水溶液として使う作業をする場合、リスクアセスメントはどの作業で実施しなければならないのか。

A. リスクアセスメントは、対象の化学物質等を取扱う作業ごとに行うことが原則です。そのため「粉体を溶かす作業」「水溶液を使用する作業」でそれぞれリスクアセスメントを実施する必要があります。ただし、リスクを評価する上で密接な関係にある複数の作業工程を1つの単位とする場合、同一場所において行われる複数の作業のうち有機溶剤作業と溶接作業などのようにリスクが影響し合うものを1つの単位とする場合など、実情に応じた単位でのリスクアセスメントが適切な場合もあります。

Q25. アスファルトは、どの状態のときに（どの段階で）リスクアセスメントをすればよいか。

A. アスファルト原材料を取扱う工程、アスファルト合材の製造工程、アスファルト合材を用いた舗装や防水工事等の作業工程がリスクアセスメントの対象となります。なお、建設業者が舗装・防水工事後、施主に引き渡した後は、「一般消費者の生活の用に供される製品」となるため、リスクアセスメントの対象ではありません。

Q27. 屋外の塗装作業など、現場ごとに取り扱う化学物質や作業環境が異なる場合、リスクアセスメントはどのように実施すべきか。

A. 取り扱う化学物質や作業環境が異なる場合には、現場ごと、取り扱う化学物質ごとに実施することが原則ですが、同じ物質を同じ条件で取り扱う場合のリスクは同じになりますので、評価情報を共有することが可能です。また、リスク低減措置が取り扱う全ての化学物質のリ

スク低減に資する場合、取扱う化学物質の有害性や揮発性、取扱量や作業時間、換気条件等の作業環境から、最もリスクが高くなる条件でリスクアセスメントを実施し、必要なリスク低減措置を実施することにより、全化学物質についてリスクの低減化が図られたこととなります。(Q6. 参照)

Q28. 特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等の適用がある化学物質は、法令に従った管理を実施しているが、リスクアセスメントは別途必要か。

A. 特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等の特別規則の対象であっても、リスクアセスメントの実施は義務付けられています。

ただし、個別規則対象物質の場合は、特別規則に定める具体的な措置の実施状況を確認することでリスクアセスメントを実施する方法があります。

Q29. 化学関係とは無縁の業種で、化学の知識も乏しい。リスクアセスメントをどう進めたらよいか。

A. 厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」に簡便なツールが公開されていますので、これらのツールを利用してください。危険性のツールとしては「爆発・火災等のリスクアセスメントのためのスクリーニング支援ツール」、有害性のツールとしては「コントロール・バンディング」が提供されています。ただし、リスクを見積もった結果が事業場の実態とそぐわない場合やリスク低減措置の検討に繋がられないような場合には、CREATE-SIMPLE（クリエイイト・シンプル）など、より精度の高い別の見積り手法を検討してください。

<職場のあんぜんサイト>

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm>

Q30. リスクアセスメントとしてコントロール・バンディングを使ったが、リスクレベルが高く、代替物質への変更などが提示され、実施が困難であるのが実態である。他にどのようなリスク見積り手法があるか。

A. 有害性のリスクの見積り手法であるコントロール・バンディングは、リスクレベルを認識し、可能なリスク低減対策を検討する足掛かりとして使うのに適していますが、出力される情報が安全側になっており、対策シートが画一的という指摘もあります。コントロール・バンディングが事業場の実態にそぐわない場合には、より精度の高いリスク見積り手法を実施してください。リスクの見積り手法として、傷病の発生可能性と重篤度を考慮する方法には、マトリックス法、数値化法、枝分かれ図法、災害シナリオによる方法などがあり、ばく露の程度と有害性の程度を考慮する方法には、実測値による方法、使用量などから推定する方法、あらかじめ尺度化した表を使用する方法などがあります。なお、これらのリスク見積り手法を実施するためのツールや、リスク見積り手法の選択についての考え方の例を「職場のあんぜんサイト」で紹介していますので、ご活用ください。

<職場のあんぜんサイト リスクアセスメント支援ツール>

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm#h2_2

<職場のあんぜんサイト リスクアセスメント実施・低減対策検討の支援>

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm#h2_3

Q38. リスクアセスメントを実施した結果を記載する決められた様式はあるか。また、結果を行政に提出しなければならないのか。

A. リスクアセスメント結果を記載する様式は規定されていません。そのため各事業場で創意工夫された書式で結構です。なお、「職場のあんぜんサイト」に「リスクアセスメント実施レポート（結果記入シート）」の一例が掲載していますので、ご活用ください。また、行政への提出は不要です。ただし、リスクアセスメントの実施状況等の確認のため、労働基準監督署等から提示を求められる場合があります。

<職場のあんぜんサイト リスクアセスメント実施・低減対策検討の支援>

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm#h2>

「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（案）及び化学物質関係作業主任者技能講習規程の一部を改正する件（案）について（概要）に関する意見募集について」に対して寄せられた御意見等について（抜粋）

令和5年4月3日 厚生労働省労働基準局安全衛生部 化学物質対策課環境改善室

御意見の趣旨

【選任について】

アーク溶接のみを行う事業場において、化学物質管理者と作業主任者の関係はどのようになるか。

- (1) 金属アーク溶接等作業主任者限定 技能講習修了者を作業主任者として選任した場合、化学物質管理者の選任は必要か。
- (2) 化学物質管理者を選任した場合、金属アーク溶接等作業主任者の選任は不要か。
- (3) 化学物質管理者及び金属アーク溶接等作業主任者の両者を選任する必要があるか。

御意見に対する考え方

化学物質管理者はリスクアセスメント対象物を製造又は取り扱う事業場ごとに選任する必要がありますが、溶接ヒュームは、リスクアセスメント対象物ではありません。このため、事業場がリスクアセスメント対象物を製造又は取扱いすることなく、金属アーク溶接等作業を行う場合は、化学物質管理者の選任は不要です。

GHSに従ったSDSに記載されている内容

<p>1 化学品及び会社情報</p> <ul style="list-style-type: none">・ 化学品の名称・ 製品コード・ 供給者の会社名称、住所及び電話番号・ 供給者のファクシミリ番号または電子メールアドレス・ 緊急連絡電話番号・ 推奨用途・ 使用上の制限・ 国内製造事業者等の情報（了解を得た上で） <p>2 危険有害性の要約</p> <ul style="list-style-type: none">・ 化学品のGHS分類・ GHSラベル要素・ GHS分類に関係しない又はGHSで扱われない他の危険有害性・ 重要な徴候及び想定される非常事態の概要 <p>3 組成及び成分情報</p> <ul style="list-style-type: none">・ 化学物質・混合物の区別・ 化学名又は一般名・ 慣用名又は別名・ 化学物質を特定できる一般的な番号・ 成分及び濃度又は濃度範囲・ 官報公示整理番号・ GHS分類に寄与する成分 <p>4 応急措置</p> <ul style="list-style-type: none">・ 吸入した場合・ 皮膚に付着した場合・ 眼に入った場合・ 飲み込んだ場合・ 急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状・ 応急措置をする者の保護に必要な注意事項・ 医師に対する特別な注意事項 <p>5 火災時の措置</p> <ul style="list-style-type: none">・ 適切な消火剤・ 使ってはならない消火剤・ 火災時の特有の危険有害性・ 消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置 <p>6 漏出時の措置</p> <ul style="list-style-type: none">・ 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置・ 環境に対する注意事項・ 封じ込め及び浄化の方法及び機材・ 二次災害の防止策	<p>(左欄からの続き)</p> <p>7 取扱い及び保管上の注意</p> <ul style="list-style-type: none">・ 取扱い（技術的対策、安全取扱注意事項、接触回避などを記載する。また、必要に応じて衛生対策を記載することが望ましい）・ 保管（安全な保管条件、安全な容器包装材料を記載する） <p>8 ばく露防止及び保護措置</p> <ul style="list-style-type: none">・ 許容濃度等・ 設備対策・ 保護具（呼吸用保護具、手の保護具、眼、顔面の保護具、皮膚及び身体の保護具）・ 特別な注意事項 <p>9 物理的及び化学的性質</p> <ul style="list-style-type: none">・ 物理的状態、色、臭い・ 融点／凝固点（混合物の場合は、記載省略可）・ 沸点又は初留点及び沸点範囲・ 可燃性・ 爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界・ 引火点、自然発火点・ 分解温度・ pH・ 動粘性率・ 溶解度（混合物の場合は、記載省略可）・ n-オクタール／水分分配係数（log値）（混合物の場合は、記載省略可）・ 蒸気圧・ 密度及び／又は相対密度・ 相対ガス密度・ 粒子特性・ その他データ（放射性、かさ密度、燃焼持続性） <p>10 安全性及び反応性</p> <ul style="list-style-type: none">・ 反応性・ 化学安定性・ 危険有害反応可能性・ 避けるべき条件（熱（特定温度以上の加熱など）、圧力、衝撃、静電放電、振動などの物理的応力）・ 混触危険物質・ 危険有害な分解生成物
---	---

GHSに従ったSDSに記載されている内容（つづき）

<p>11 有害性情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急性毒性 ・皮膚腐食性／刺激性 ・眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 ・呼吸器感受性又は皮膚感受性 ・生殖細胞変異原性 ・発がん性 ・生殖毒性 ・特定標的臓器毒性（単回ばく露） ・特定標的臓器毒性（反復ばく露） ・誤えん有害性 <p>12 環境影響情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生態毒性 ・残留性、分解性 ・生態蓄積性 ・土壤中の移動性 ・オゾン層への有害性 <p>13 廃棄上の注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該化学品が附着している汚染容器及び包装の安全で、かつ、環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報 	<p>14 輸送上の注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国連番号 ・品名 ・国連分類（輸送における危険有害性クラス） ・容器等級 ・海洋汚染物質 ・MARPOL73/78附属書II及びIBCコードによるばら積み輸送される液体物質（該当・非該当） ・特別の安全対策 ・国内規制がある場合の規制情報 <p>15 適用法令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安衛法 ※ ・毒劇法 ※ ・化管法 ※ ・消防法 ・火薬類取締法 ・高圧ガス保安法 ・水質汚濁防止法 など <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※必須、該当する場合は、該当する化学物質の名称を記載する。</p> </div> <p>16 その他の情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要であるが、これまでの項目名に直接関係しない情報（免責文を含む）
--	--

詳細はJIS Z 7253：2019のD.18の表D.1を参照のこと

GHSによる危険性・有害性の項目、定義及び区分（改訂6版に準拠）

GHSによる危険性・有害性の項目、定義及び区分（重大性）を下記にまとめる。国内法と用語は同じでも定義が異なるので注意が必要である。

「区分」は、数字が小さい方ほど重大性（発がん性などでは「証拠の確からしさ」）が大きい。「タイプ」は、Aに近い方ほど重大性が大きい。

GHSの分類に関しても日本産業規格があり、政府で行っている分類はこれに従っている。また多くの事業場で行っている国内向けGHS分類もこれに従っているものと思われる。

（1）物理化学的危険性

1. 爆発物	
それ自体の化学反応により、周囲環境に損害を及ぼすような温度および圧力ならびに速度でガスを発生する能力のある固体または液体（ガス爆発は含まれない）。火工品に使用される物質はたとえガスを発生しない場合でも爆発性物質とされる。	区分1.1、区分1.2 区分1.3、区分1.4 区分1.5、区分1.6
2. 可燃性ガス	
<u>可燃性ガス</u> 標準気圧101.3kPaで20℃において、空気との混合気が燃焼範囲を有するガス。	区分1 区分2
<u>自然発火性ガス</u> 54℃以下の空気中で自然発火しやすいような可燃性／引火性ガス。	自然発火性ガス
<u>化学的に不安定なガス</u> 空気や酸素が無い状態でも爆発的に反応しうる可燃性／引火性ガス。	区分A 区分B
3. エアゾール	
圧縮ガス、液化ガスまたは溶解ガスを内蔵する金属製、ガラス製またはプラスチック製の再充填不能な容器に、内容物をガス中に浮遊する固体もしくは液体の粒子として、または液体中またはガス中に泡状、ペースト状もしくは粉状として噴霧する噴射装置を取り付けたもの（の引火性の強度）。	区分1、区分2、区分3
4. 酸化性ガス	
空気以上に燃焼を引き起こす、または燃焼を助けるガス。	区分1
5. 高圧ガス	
20℃、200kPa以上の圧力の下で容器に充填されているガスまたは液化または深冷液化されているガス。 ※圧縮ガス、液化ガス、深冷液化ガス、溶解ガスの区別は、重大性を示すものではなく、ガスのグループ分けである。	圧縮ガス 液化ガス 深冷液化ガス 溶解ガス
6. 引火性液体	
引火点が93℃以下の液体。	区分1、区分2 区分3、区分4
7. 可燃性固体	
易燃性を有する、または摩擦により発火あるいは発火を助長する恐れのある固体。	区分1、区分2
8. 自己反応性物質および混合物	
熱的に不安定で、酸素（空気）がなくとも強い発熱分解を起こし易い液体または固体あるいはその混合物。	タイプA、タイプB タイプC、タイプD タイプE、タイプF タイプG

9. 自然発火性液体	
空気と接触すると5分以内に発火しやすい液体。	区分1
10. 自然発火性固体	
空気と接触すると5分以内に発火しやすい固体。	区分1
11. 自己発熱性物質および混合物	
自然発火性液体または自然発火性固体以外の固体物質または混合物で、空気との接触によりエネルギー供給がなくとも、自己発熱しやすいもの。それが大量（キログラム単位）にあると、かつ長期間（数時間または数日間）経過後に限って発火する。	区分1 区分2
12. 水反応可燃性物質および混合物	
水との相互作用により、自然発火性となるか、または可燃性ガスを危険となる量発生する固体または液体あるいはその混合物。	区分1、区分2 区分3
13. 酸化性液体	
他の物質を燃焼させ、または助長するおそれのある液体。	区分1、区分2、区分3
14. 酸化性固体	
他の物質を燃焼させ、または助長するおそれのある固体。	区分1、区分2、区分3
15. 有機過酸化物	
2価の-O-O-構造を有し、1あるいは2個の水素原子が有機ラジカルによって置換されている過酸化水素の誘導体と考えられる、液体または固体有機物質。	タイプA、タイプB タイプC、タイプD タイプE、タイプF タイプG
16. 金属腐食性物質	
化学反応によって金属を著しく損傷し、または破壊する物質または混合物。	区分1
17. 鈍性化爆発物	
大量爆発や非常に急速な燃焼をしないように、爆発性を抑制するために鈍性化したもの。	区分1、区分2、区分3 区分4

(出典) 国連GHS改定第6版及びJIS Z 7252：2019を参考に作成

(2) 健康有害性

1. 急性毒性	
単回または短時間の経口、経皮または吸入ばく露後に生じる健康への重篤な有害性（致死作用）。	区分1、区分2 区分3、区分4 区分5*
2. 皮膚腐食性／刺激性	
<u>皮膚腐食性</u> 皮膚に対する不可逆的な損傷（腐食性）。ばく露後に起こる、表皮を貫通して真皮に至る明らかに認められる壊死。	区分1、1A、1B、1C 区分2 区分3*
<u>皮膚刺激性</u> ばく露後に起こる、皮膚に対する可逆的な損傷。	
3. 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	
<u>眼に対する重篤な損傷性</u> ばく露後に起こる、眼の組織損傷を生じさせること。視力の重篤な機能低下で、完全には治癒しないもの。	区分1 区分2 / 2A、2B
<u>眼刺激性</u> ばく露後に起こる、眼に変化を生じさせることで、完全に治癒するもの。	
4. 呼吸器感作性または皮膚感作性	
<u>呼吸器感作性</u> 吸入後に起こる、気道の過敏症。	区分1、1A、1B
<u>皮膚感作性</u> 皮膚接触した後に起こる、アレルギー性反応。	
5. 生殖細胞変異原性	
ばく露後に起こる、生殖細胞における構造的および数的な染色体の異常を含む、遺伝性の遺伝子変異。	区分1、1A、1B 区分2
6. 発がん性	
ばく露後に起こる、がんの誘発またはその発生率の増加。	区分1、1A、1B 区分2
7. 生殖毒性	
ばく露後に起こる、雌雄の成体の性機能および生殖能力に対する悪影響、子世代における発生毒性。授乳に対する、または授乳を介した影響を含む。	区分1、1A、1B 区分2
8. 特定標的臓器毒性（単回ばく露）	
単回のばく露後に起こる、特異的な非致死性の標的臓器への影響。	区分1、区分2 区分3
9. 特定標的臓器毒性（反復ばく露）	
反復ばく露後に起こる、特異的な標的臓器への影響。	区分1、区分2
10. 誤えん有害性	
誤えん後に起こる、化学肺炎、肺損証あるいは死のような重篤な急性影響。	区分1 区分2*

※区分○の後ろに*がついたものは、GHSでは採用されるが、日本では採用されない。

（出典）国連GHS改定第6版及びJIS Z 7252：2019を参考に作成

(3) 環境有害性

1. 水生環境有害性	
<u>短期（急性）</u> 短期の水生ばく露の間に、その急性毒性によって生物に引き起こされる有害性。	区分1 区分2 区分3
<u>長期（慢性）</u> 水生環境における長期間のばく露を受けた後に、その慢性毒性によって引き起こされる有害性。	区分1、区分2 区分3、区分4
2. オゾン層への有害性	
ハロカーボンによって見込まれる成層圏オゾンの破壊。モントリオール議定書の付属書に列記された規制物質の含有で判断する。	区分1

(出典) 国連GHS改定第6版及びJIS Z 7252：2019を参考に作成

☆用語の意味☆

- ・ 化学物質等の「等」には、有機溶剤を含有する製剤及びその他のものを含む（＝混合物）をいう。
- ・ 安全データシート（SDS）等の「等」には、容器・梱包に貼付のある有機溶剤取扱い等についての注意記載表示がある。

第166条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
技術上の指針等の公表等	安衛法第28条
事業者の行うべき調査等	安衛法第28条の2
第57条第1項の政令で定める物及び通知対象物について事業者が行うべき調査等	安衛法第57条の3
調査対象物の危険性又は有害性等の調査の実施時期等	安衛則第34条の2の7
調査の結果の周知	安衛則第34条の2の8
化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針	平27.9.18指針公示第3号→ 改正 令和5年4月27日指針公示第4号
危険有害化学物質等に関する危険性又は有害性等の表示等	安衛則第24条の14、第24条の15、第24条の16 「化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針」（令和4年5月31日厚生労働省告示第190号）
化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（技術上の指針）	令和5年4月27日技術上の指針公示第24号
労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準（濃度基準告示）	令和5年4月27日厚生労働省告示第177号
掲示	有機則第24条 「労働安全衛生規則第592条の8等で定める有害性等の掲示内容について」（令和5年3月29日付け基発0329第32号）
建設業における有機溶剤中毒予防のためのガイドラインの策定について	平9.3.25基発第197号
化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針	平24.3.16厚生労働省告示第133号→ 改正 令和4年5月31日厚生労働省告示第190号
労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行及び関係告示の適用等について（化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針関連）	平24.3.29基発0329第7号、第11号 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について（令和4年5月31日基発0531第9号） 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の施行について（令和5年4月24日基発0424第2号）
鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について 剥離剤を使用した塗膜の剥離作業における労働災害防止について	平26.5.30基安労発0530第1号、基安化発0530第1号 / 基安労発0530第3号、基安化発0530第3号 一部改正 令和4年5月18日基安化発0518第1号
「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の改正について ダイオキシン類により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状、取扱い上の注意事項等の掲示	平26.1.10基発0110第1号 労働安全衛生規則第592条の8（新設 令和5年4月1日施行）
「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の運用に当たり留意すべき事項について	平26.1.10基安化発0110第1号

本節に関連する建災防頒布の参考図書・リーフレット等

図書名・リーフレット

「建設業における有機溶剤業務の知識（作業用テキスト）」
・建設業における有機溶剤中毒予防のためのガイドラインのポイント（建設工事有機溶剤業務従事者のみなさんへ）
（リーフレット）
建設業における化学物質取扱い作業のリスクアセスメントについて 平成28年4月（調査研究報告）
令和3年度建設業における化学物質管理のあり方に関する検討委員会 報告書（中間報告） 令和4年3月
令和4年度建設業における化学物質管理のあり方に関する検討委員会報告書 令和5年3月

(作業管理)

第167条 会員は、作業に使用する有機溶剤、特定化学物質等については、危険有害性の少ないものを選択し、作業条件に応じて適切な呼吸用保護具、保護手袋等を使用させなければならない。

2 会員は、作業に使用する皮膚・目刺激性、皮膚腐食性または皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる化学物質等について、その物質の有害性に応じて、保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を使用しなければならない。

3 会員は、衛生委員会において、化学物質の自律的な管理の実施状況の調査審議を行わなければならない。委員会の意見、意見を踏まえて講じた措置の内容及び委員会における議事で重要なものに関して、その記録を3年間保存しなければならない。

4 会員は、衛生委員会を設けている事業者以外の事業者は関係労働者から意見聴取の機会を設けるようにしなければならない。

解 説

第167条第1項は、有機溶剤に関しては有機則第32条（送気マスクの使用）、第33条（送気マスク又は有機ガス用防毒マスクの使用）、安衛則第594条（皮膚障害等防止用の保護具）、特定化学物質に関しては特化則第43条（呼吸用保護具）、第44条（保護衣等）と同等の定めである。

また、鉛関係については鉛則第58条（呼吸用保護具等）、第59条（作業衣）があり、それらの規則に該当しない化学物質（アスファルト、ポルトランドセメント等）については、安衛則第576条（有害原因の除去）、安衛則第593条（呼吸用保護具等）、第594条（皮膚障害等防止用の保護具）の適用をうける。

本条は、使用する有機溶剤の選択では、当然に、可能な限り危険性・有害性の少ないものとし、作業条件に応じて使用する有機溶剤に対し有効な有機ガス用の防毒マスクか、送気マスク等の呼吸用保護具の使用や、皮膚障害を与える溶剤が皮膚に付着し、吸収・浸入すること防ぐための耐溶剤用の防護手袋等を使用することを定めている。

有機ガス用の防毒マスクの使用では、防毒マスクの取扱説明書、破過曲線図等では有機溶剤の気中濃度等について、余裕のある使用限度時間を予め設定し、かつ、使用時間を記録管理し、設定された使用限度時間を超えて使用してはならない。

タンク等では有機溶剤作業を継続しているような場合で、一旦作業場所外部に出て、再び作業を開始するために作業場所に入る場合は、十分な換気後として、気中濃度を確認し、有効な呼吸用保護具を着用し入場することが必要である。

化学物質等の選択に当たっては、「労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害防を防止するための指針」(改正 令和2年2月7日付け健康障害を防止するための指針公示第27号)に示されているように、対象物質の取扱量、作業の頻度、作業時間、作業の態様等を勘案し、必要に応じ、危険性又は有害性等の調査等を実施し、その結果に基づいて必要な作業環境管理に係る措置、作業管理に係る措置その他必要な措置を講じることが必要である。

第167条第2項以降に関する解説

第167条第2項以降については、今般の改正を踏まえて、以下のとおり、事項追加等を行った。

第2項：皮膚等障害化学物質への直接接触の防止

第3項及び第4項：衛生委員会等での意見の聴取、記録の保存

化学物質管理者を選任した事業者は、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは、保護具着用管理責任者を選任し、有効な保護具の選択、保護具の保守管理その他保護具に係る業務を担当させなければならないこと。(施行日:令和6年4月1日)

保護具着用管理責任者の職務は、次に掲げるとおりであること。

ア 保護具の適正な選択に関すること。

イ 労働者の保護具の適正な使用に関すること。

ウ 保護具の保守管理に関すること。

これらの職務を行うに当たっては、令和5年5月25日付け基発0525第3号「防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について」、平成29年1月12日付け基発0112第6号「化学防護手袋の選択、使用等について」及び令和5年7月4日付け基発0704第1号「皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質について」に基づき対応する必要があることに留意すること。

化学物質又は化学物質を含有する製剤（皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に浸入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかなものに限る。以下「皮膚等障害化学物質等」という。）を製造し、又は取り扱う業務（法及びこれに基づく命令の規定により労働者に保護具を使用させなければならない業務及びこれらの物を密閉して製造し、又は取り扱う業務を除く。）に労働者を従事させるときは、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を使用させなければならないこと。(施行日：令和5年4月1日からは努力義務 令和6年4月1日からは義務)

また、事業者は、化学物質又は化学物質を含有する製剤（皮膚等障害化学物質等及び皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に浸入して、健康障害を生ずるおそれがないことが明らかなものを除く。）を製造し、又は取り扱う業務（法及びこれに基づく命令の規定により労働者に保護具を使用させなければならない業務及びこれらの物を密閉して製造し、又は取り扱う業務を除く。）に労働者を従事させるときは、当該労働者に保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を使用させることに努めなければならないこと。(施行日：令和5年4月1日)

(第3項、第4項：衛生委員会等での意見の聴取及び記録の保存について)

労働者のばく露の程度を最小限度とし、労働者のばく露の程度を濃度基準値以下とするために講ずる措置については、安衛則第577条の2第10項の規定により、事業者は、関係労働者の意見を聴取するとともに、安衛則第22条第11号の規定により、衛生委員会において、それらの措置について審議することが義務付けられていることに留意し、確認測定の結果の共有も含めて、関係労働者と

の意思疎通を十分に行うとともに、安全衛生委員会又は衛生委員会で十分な審議を行う必要があること。

※ 衛生委員会の設置義務のない労働者数50人未満の事業場も、労働安全衛生規則（安衛則）第23条の2に基づき、上記の事項について、関係労働者からの意見聴取の機会を設けなければなりません。

参照 化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（令和5年4月27日技術上の指針公示第24号）

安衛則第577条の2第1項、第2項及び第8項の規定により講じたばく露低減措置等について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けなければならない。また、(i) 安衛則第577条の2第1項、第2項及び第8項の規定により講じた措置の状況、(ii) リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者のばく露状況、(iii) 労働者の氏名、従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間並びにがん原性物質により著しく汚染される事態が生じたときはその概要及び事業者が講じた応急の措置の概要（リスクアセスメント対象物のがん原性物質である場合に限る。）、(iv) 安衛則第577条の2第10項の規定による関係労働者の意見の聴取状況について、1年超えない期間ごとに1回、定期的に、記録を作成し、当該記録を3年間（(ii) 及び (iii) について、がん原性物質に係るものは30年間）保存するとともに、(i) 及び (iv) の事項を労働者に周知させなければならない。（施行日：令和5年4月1日）

「関係労働者の意見を聞くための機会を設けなければならない」については、関係労働者又はその代表が衛生委員会に参加している場合等は、安衛則第22条第11号の衛生委員会における調査審議又は安衛則第23条の2に基づき行われる意見聴取と兼ねて行っても差し支えないこと。

がん原性物質を製造し、又は取り扱う労働者に関する記録については、晩発性の健康障害であるがんに対する対応を適切に行うため、当該労働者が離職した後であっても、当該記録を作成した時点から30年間保存する必要があること。

「第1項の規定により講じた措置の状況」の記録については、法第57条の3に基づくリスクアセスメントの結果に基づいて措置を講じた場合は、安衛則第34条の2の8の記録と兼ねても差し支えないこと。また、リスクアセスメントに基づく措置を検討し、これらの措置をまとめたマニュアルや作業規程（以下「マニュアル等」という。）を別途定めた場合は、当該マニュアル等を引用しつつ、マニュアル等のとおり措置を講じた旨の記録でも差し支えないこと。

「労働者のリスクアセスメント対象物のばく露の状況」については、実際にばく露の程度を測定した結果の記録等の他、マニュアル等を作成した場合であって、その作成過程において、実際に当該マニュアル等のとおり措置を講じた場合の労働者のばく露の程度をあらかじめ作業環境測定等により確認している場合は、当該マニュアル等に従い作業を行っている限りにおいては、当該マニュアル等の作成時に確認されたばく露の程度を記録することでも差し支えないこと。

「労働者の氏名、従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間並びにがん原性物質により著しく汚染される事態が生じたときはその概要及び事業者が講じた応急の措置の概要」の記

録に関し、従事した作業の概要については、取り扱う化学物質の種類を記載する、又はSDS等を添付して、取り扱う化学物質の種類が分かるように記録すること。また、出張等作業で作業場所が毎回変わるものの、いくつかの決まった製剤を使い分け、同じ作業に従事しているのであれば、出張等の都度の作業記録を求めるものではなく、当該関連する作業を一つの作業とみなし、作業の概要と期間をまとめて記載することで差し支えないこと。

「関係労働者の意見の聴取状況」の記録に関し、労働者に意見を聴取した都度、その内容と労働者の意見の概要を記録すること。なお、衛生委員会における調査審議と兼ねて行う場合は、これらの記録と兼ねて記録することで差し支えないこと。



☆用語の意味☆

- ・ 有機溶剤等の「等」には、有機溶剤含有物が含まれている。
- ・ 保護手袋等の「等」には、保護メガネ等がある。
- ・ 「不浸透性」とは、有害物等と直接接触することがないような性能を有することを指すものであり、保護衣、保護手袋等の労働衛生保護具に係る日本産業規格（JIS T8116（化学防護手袋））における「浸透」しないこと及び「透過」しないことのいずれも含む概念である。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び特定化学物質障害予防規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について（平成28年11月30日基発1130第4号）
 化学防護手袋の選択、使用等について（平成29年1月12日基発0112第6号）

第167条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
送気マスクの使用	有機則第32条
送気マスク又は有機ガス用防毒マスク	有機則第33条
呼吸用保護具等 防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について	特化則第43条、鉛則第58条、安衛則第593条 令和5年5月25日付け基発0525第3号
保護衣等	特化則第44条、鉛則第59条
皮膚障害防止用の保護具 化学防護手袋の選択、使用等について 皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質について	安衛則第594条 平成29年1月12日付け基発0112第6号 令和5年7月4日付け基発0704第1号
建設業における有機溶剤中毒予防のためのガイドラインの策定について	平9.3.25基発第197号

(換気)

第168条 会員は、作業の条件に応じて換気設備を設置し、適切な換気を行わなければならない。

解 説

第168条は、有機則第5条～第18条の3と同等の定めである。

本条は、作業場所や気中濃度に応じて、適切な換気設備を設けることを定めている。換気設備は、局所排気装置、プッシュプル型換気装置及び全体換気装置がある。

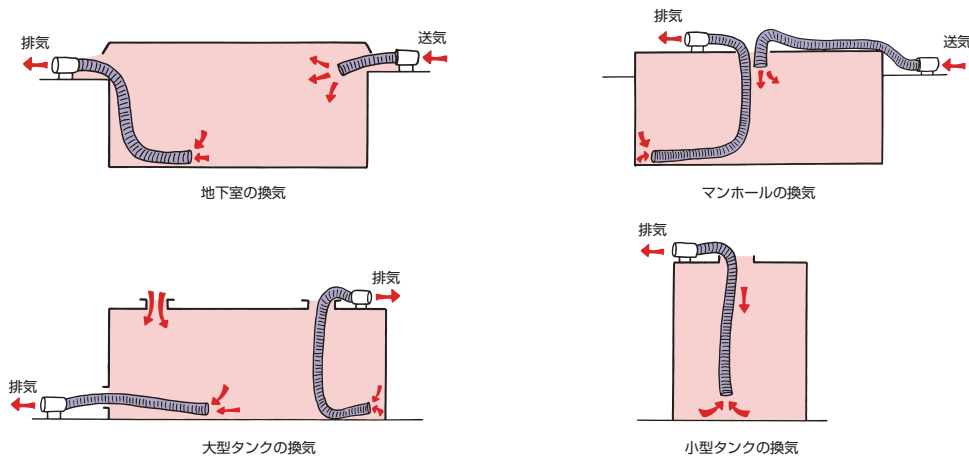
換気設備は、防爆構造を有していることが必要である。

建設業では、全体換気装置を使用する機会が多いが、一般に有機溶剤からの蒸気は空気より重いことが多いので、底部に滞留しないよう、図のように下部に排気口を設置することが望ましい。そして、必要換気量に見合う換気設備を設置し、正常に稼働していることを、作業前点検をし、1ヵ月ごとの点検を受けていることも確認することが必要である。

なお、換気にあたっては、特に次のことに留意する。

- ・全体換気装置が有機溶剤の蒸気の発散源から離れすぎない。
- ・排気量に見合った給気量の確保をする。
- ・作業には新鮮な空気を供給する。
- ・有害な汚染空気は直接外気に向かって排出する。
- ・外部に出た有害な汚染空気が作業場所に戻らないようにする。
- ・風管の曲がり等により、排気の流れが妨げられないようにする。
- ・全体換気は気流の妨げになる障害部がないようにする。

また、有機溶剤を使用して作業を行っている間は、継続的に有機溶剤の気中濃度を測定するとともに、異常濃度を知らせる警報装置を設置し常時稼働させておくことも必要である。



タンク等の内部の風管配置・換気例

上図のようなタンク内や地下室等の、換気がしにくい場所では、可搬式防爆型換気装置（ポータブルファン）が送気、排気装置としてよく用いられている。

第168条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
第1種有機溶剤等又は第2種有機溶剤等に係る設備～（局所排気装置の稼働の特例）	有機則第5条～第18条の3
建設業における有機溶剤中毒予防のためのガイドラインの策定について	平9.3.25基発第197号

(容器の管理)

第169条 会員は、有機溶剤、特定化学物質等が作業場所に発散し、漏えいすることを防止するため、その容器及び空容器を適切に管理しなければならない。

2 会員は、ラベル表示対象物を、他の容器に移し替えて保管する場合には、ラベル表示・文書の交付その他の方法で、内容物の名称やその危険性・有害性情報を伝達しなければならない。

解 説

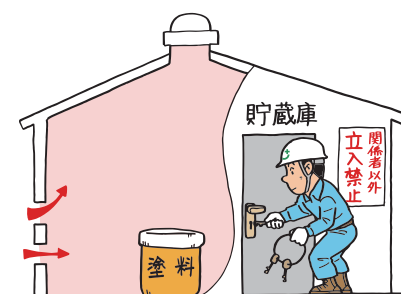
第169条第1項は、有機則第35条（有機溶剤等の貯蔵）、第36条（空容器の処理）、特化則第25条（容器等）と同等の定めである。

また、鉛の関係については鉛則第43条（貯蔵）、第44条（からの容器等の処理）がある。

本条は、有機溶剤が作業場所に発散することを防止するため、有機溶剤容器と空容器は、貯蔵庫など専用の保管場所へ適正保管すること、また、これら容器の蓋の密閉を確実にすることなど、適切な管理をすることを定めており、同様に特定化学物質、粉状の鉛等の発散、漏えいを防止することを定めている。

そして、貯蔵場所は、有機溶剤については蒸気を屋外に排出できるようにし、貯蔵場所は、施錠し、定められた者以外の立入禁止にすることが必要である。

なお、有機溶剤等の容器・空容器は、その日ごとに、持ち帰ることが必要である。



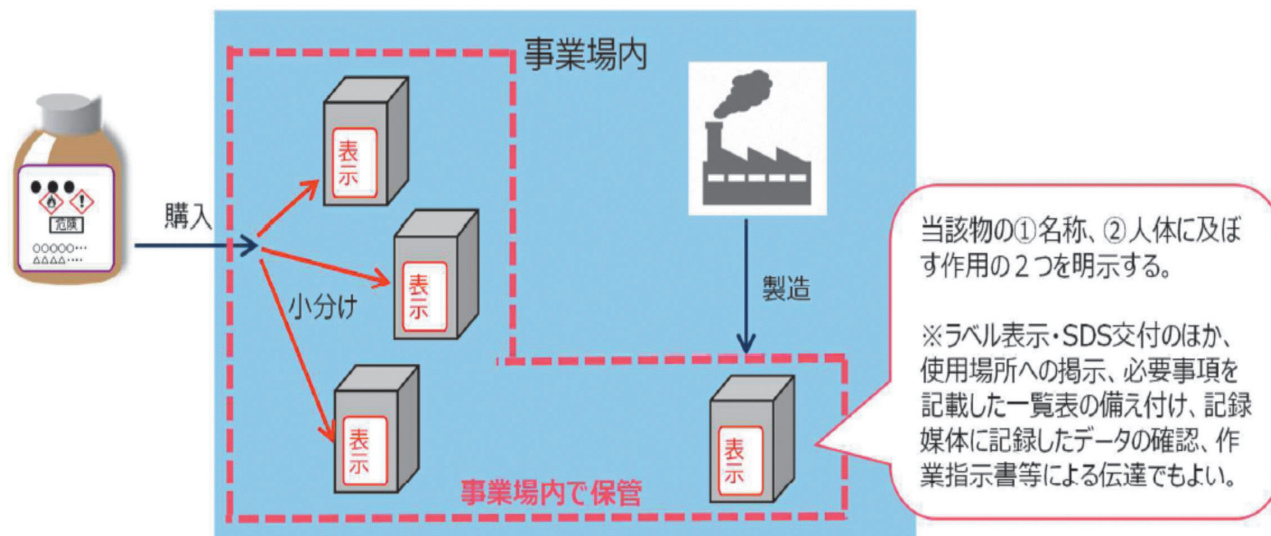
第2項については、今般の改正を踏まえて、事業場内での別容器保管時の情報伝達等措置の強化に関し、事項追加等を行った。

令第17条に規定する物（以下「製造許可物質」という。）又は令第18条に規定する物（以下「ラベル表示対象物」という。）をラベル表示のない容器に入れ、又は包装して保管するときは、当該容器又は包装への表示、文書の交付その他の方法により、当該物を取り扱う者に対し、当該物の名称及び人体に及ぼす作用を明示しなければならないこと。（新設 安衛則第33条の2 施行日：令和5年4月1日）

ア 製造許可物質及びラベル表示対象物を事業場内で取り扱うに当たって、他の容器に移し替えたり、小分けしたりして保管する際の容器等にも対象物の名称及び人体に及ぼす作用の明示を義務付けたこと。なお、本規定は、対象物を保管することを目的として容器に入れ、又は包装し、保管する場合に適用されるものであり、保管を行う者と保管された対象物を取り扱う者が異なる場合の危険有害性の情報伝達が主たる目的であるため、対象物の取扱い作業中に一時的に小分けした際の容器や、作業場所に運ぶために移し替えた容器にまで適用されるものではないこと。また、譲渡提供者がラベル表示を行っている物について、既にラベル表示がされた容器等で保管する場合には、改めて表示を求める趣旨ではないこと。

イ 明示の際の「その他の方法」としては、使用場所への掲示、必要事項を記載した一覧表の備え付け、磁気ディスク、光ディスク等の記録媒体に記録しその内容を常時確認できる機器を設

置すること等のほか、日本産業規格Z7253（GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法－ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS））の「5.3.3 作業場内の表示の代替手段」に示された方法として、作業手順書又は作業指示書によって伝達する方法等によることも可能であること。



化学物質対策に関するQ&A（ラベル・SDS関係 抜粋）

Q53. 入手したSDSを作業現場に掲示する必要があるか。

A. 譲渡又は提供を受けたSDSは、次のいずれかの方法で化学物質を取り扱う労働者が常時確認できるよう周知することが必要です。1. 作業場に常時掲示するか備え付ける 2. 書面を労働者に交付する 3. 電子媒体で記録し、作業場に常時確認可能な機器（パソコン端末など）

Q54. 事業場で化学品を納入時の容器から小分けして保管又は取り扱う場合、ラベル表示は必要か。

A. 表示・通知指針によって、事業場内でも容器に譲渡・提供時と同様のラベルを貼付することとされています。小分けした容器等に入れて使用する場合で、容器が小さくて同様なラベルが貼付できない時は、次の2項目の併記により表示することができます。

- ・ 化学品の名称（事業場内で管理に使用する管理番号でも可）
- ・ （必要に応じて）絵表示

第169条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
有機溶剤等の貯蔵	有機則第35条、特化則第25条、鉛則第43条
空容器の処理	有機則第36条、鉛則第44条
建設業における有機溶剤中毒予防のためのガイドラインの策定について	平9.3.25基発第197号

(特殊健康診断)

第170条 会員は、有機溶剤、特定化学物質等の取扱い業務に常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期的に、有機溶剤、特定化学物質等に関する特殊健康診断を行わなければならない。

2 会員は、前項の健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

解 説

第170条は、有機溶剤業務については有機則第29条～第30条の2の2と同等の定めである。

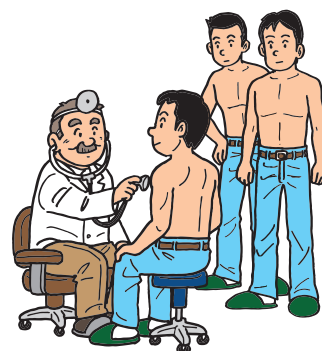
第1項では、有機溶剤、特定化学物質等の取扱い業務に常時従事する労働者に対し、①雇入れ時、②配置替え時、③①②の後6月以内毎に1回定期的に、有機溶剤に関する特殊健康診断を実施することを定めている。

この健康診断の結果、医師が必要と認めた場合は、さらに一定の項目について二次検診を行うことになる。

特定化学物質（クロム酸の取扱いの業務）については特化則第39条、鉛業務（含鉛塗料のかき落としの業務）については鉛則第53条と同等の定めであり、対象となる特定化学物質・鉛の業務に常時従事する労働者に対し、①雇入れ時、②配置替え時、③①②の後6月以内毎に1回定期的に、当該化学物質に係る特殊健康診断を実施することを定めている。

第2項では、健康診断を受けた労働者に対し、医師若しくは健康診断機関等から結果を受け取った後、遅滞なく、その結果を労働者に周知することを定めている。

なお、有機溶剤、特定化学物質等健康診断の結果は、有機溶剤、特定化学物質等健康診断個人票を作成・記載し、その記録を5年間保存しておくことが必要である。



労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則が令和4年2月及び同年5月に改正され、今後は自律的な管理を基軸とする規制に大幅な改正が行われた（令和5年4月1日から順次施行）。

リスクアセスメントの結果に基づき事業者が行う健康診断、健康診断の結果に基づく必要な措置の実施等（安衛則第577条の2第3項から第5項まで、第8項及び第9項関係）事業者は、リスクアセスメント対象物による健康障害の防止のため、リスクアセスメントの結果に基づき、関係労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）が必要と認める項目について、医師等による健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければならない。（施行日：令和6年4月1日）

ア 本規定は、リスクアセスメント対象物について、一律に健康診断の実施を求めるのではなく、リスクアセスメントの結果に基づき、関係労働者の意見を聴き、リスクの程度に応じて健康診断の実施を事業者が判断する仕組みとしたものであること。

イ 本規定の「必要があると認めるとき」に係る判断方法及び「医師又は歯科医師が必要と認める項目」は、別途示す（※1）ところに留意する必要があること。

上記の健康診断（以下「リスクアセスメント対象物健康診断」という。）を行ったときは、リスク

アセスメント対象物健康診断個人票（安衛則様式第24号の2）を作成し、5年間（がん原性物質（がん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）に係るものは30年間）保存しなければならない。

リスクアセスメント対象物健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知しなければならないこと。

また、事業者は、安衛則第577条の2第2項の業務（※2）に従事する労働者が、濃度基準値を超えてリスクアセスメント対象物にばく露したおそれがあるときは、速やかに、医師等が必要と認める項目について、医師等による健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければならないこと。（新設 安衛則第577条の2第4項 施行日：令和6年4月1日）

※2 第577条の2

2 事業者は、リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物として厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う業務（主として一般消費者の生活の用に供される製品に係るものを除く。）を行う屋内作業場においては、当該業務に従事する労働者がこれらの物にばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準以下としなければならない。

ア 本規定は、事業者によるばく露防止措置が適切に講じられなかったこと等により、結果として労働者が濃度基準値を超えてリスクアセスメント対象物にばく露したおそれがあるときに、健康障害を防止する観点から、速やかに健康診断の実施を求める趣旨であること。

イ 本規定の「リスクアセスメント対象物にばく露したおそれがあるとき」には、リスクアセスメント対象物が漏えいし、労働者が当該物質を大量に吸引したとき等明らかに濃度の基準を超えてばく露したと考えられるとき、リスクアセスメントの結果に基づき講じたばく露防止措置（呼吸用保護具の使用等）に不備があり、濃度の基準を超えてばく露した可能性があるとき及び事業場における定期的な濃度測定の結果、濃度の基準を超えていることが明らかになったときが含まれること。

ウ 本規定の「医師又は歯科医師が必要と認める項目」は、別途示す（※1）ところに留意する必要があること。

有害な業務（※3）に従事する労働者に対して歯科健康診断を実施する義務のある事業者について、その使用する労働者の人数にかかわらず、安衛則第48条の歯科健康診断（定期のものに限る。）を行ったときは、遅滞なく、歯科健康診断の結果の報告を所轄労働基準監督署長に行わなければならない。

※3 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第22条第3項において、「塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務」と規定されている。

旧の定期健康診断結果報告書（様式第6号）から、歯科健康診断に係る記載欄を削除し、歯科健康診断に係る報告書として、「有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書（様式第6号の2）」が新設された。当該報告書には、様式第6号により報告を求めていた事項に加え、法定の歯科健康診断の対象労働者が従事する有害な業務の具体的内容を把握するため、様式第6号には記載欄がなかった歯科健康診断に係る有害な業務の内容等の記載欄を追加された。（新設 労働安全衛生規則第52条第2項 施行日：令和4年10月1日）

※ 1 リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドライン案の概要
(令和5年8月31日現在)

【リスクアセスメント対象物健康診断の種類と目的】

- 安衛則577条の2第3項に基づく健康診断（**第3項健診**）は、リスクアセスメントの結果、健康障害発生リスクが許容される範囲を超えると判断された場合に、関係労働者の意見を聴き、必要があると認められた者について、当該リスクアセスメント対象物による健康影響を確認するために実施するもの。
- 安衛則577条の2第4項に基づく健康診断（**第4項健診**）は、ばく露の程度を抑制するための局所排気装置が正常に稼働していない又は使用されていないはずの呼吸用保護具が使用されていないなど、何らかの異常事態が判明し、労働者が濃度基準値を超えて当該リスクアセスメント対象物にばく露したおそれが生じた場合に実施する趣旨。

【リスクアセスメント対象物健康診断の実施頻度及び実施時期】

- 第3項健診の実施頻度は、産業医又は医師等の意見に基づき事業者が判断。
＜実施頻度の設定例＞ ※以下の有害性ごとに健康障害リスクが許容される範囲を超えると判断された場合の実施頻度
 - ①急性毒性：6月以内ごとに1回
 - ②がん原性物質又はGHS分類の発がん性の区分が区分1：1年以内ごとに1回
 - ③急性以外の健康障害（歯科領域の健康障害を含み、発がん性を除く。）：3年以内ごとに1回
- 第4項健診は、濃度基準値を超えてばく露したおそれが生じた時点で、事業者及び健康診断実施機関等の調整により合理的に実施可能な範囲で、速やかに実施する必要。

【リスクアセスメント対象物健康診断の検査項目】

- 濃度基準値の根拠となった一次文献等やSDS記載の有害性情報等を参照して設定（「生殖細胞変異原性」及び「誤えん有害性」は検査の対象から除外）。
- 歯科領域のリスクアセスメント対象物健康診断は、クロルスルホン酸、三臭化ほう素、5,5-ジフェニル-2,4-イミダゾリジジオン、臭化水素及び発煙硫酸の5物質を対象とする。

・第3項健診の検査項目

業務歴の調査、作業条件の簡易な調査等によるばく露の評価及び自他覚症状の有無の検査等を実施。必要と判断された場合には、標的とする健康影響に関するスクリーニングに係る検査項目を設定。

・第4項健診の検査項目

八時間濃度基準値を超えてばく露した場合、ただちに健康影響が発生している可能性が低いと考えられる場合は、業務歴の調査、作業条件の簡易な調査等によるばく露の評価及び自他覚症状の有無の検査等を実施。短時間濃度基準値を超えてばく露した場合、主として急性の影響に関する検査項目を設定。

・歯科領域の検査項目 歯科医師による問診及び歯牙・口腔内の視診。

【リスクアセスメント対象物健康診断の実施頻度及び実施時期】

- 第3項健診の実施頻度は、産業医又は医師等の意見に基づき事業者が判断。

＜実施頻度の設定例＞ ※以下の有害性ごとに健康障害リスクが許容される範囲を超えると判断された場合の実施頻度

- ①急性毒性：6月以内ごとに1回
- ②がん原性物質又はGHS分類の発がん性の区分が区分1：1年以内ごとに1回
- ③急性以外の健康障害（歯科領域の健康障害を含み、発がん性を除く。）：3年以内ごとに1回

- 第4項健診は、濃度基準値を超えてばく露したおそれが生じた時点で、事業者及び健康診断実施機関等の調整により合理的に実施可能な範囲で、速やかに実施する必要。

【リスクアセスメント対象物健康診断の検査項目】

- 濃度基準値の根拠となった一次文献等やSDS記載の有害性情報等を参照して設定（「生殖細胞変異原性」及び「誤えん有害性」は検査の対象から除外）。
- 歯科領域のリスクアセスメント対象物健康診断は、クロルスルホン酸、三臭化ほう素、5,5-ジフェニル-2,4-イミダゾリジジオン、臭化水素及び発煙硫酸の5物質を対象とする。

・第3項健診の検査項目

業務歴の調査、作業条件の簡易な調査等によるばく露の評価及び自覚症状の有無の検査等を実施。必要と判断された場合には、標的とする健康影響に関するスクリーニングに係る検査項目を設定。

・第4項健診の検査項目

八時間濃度基準値を超えてばく露した場合、ただちに健康影響が発生している可能性が低いと考えられる場合は、業務歴の調査、作業条件の簡易な調査等によるばく露の評価及び自覚症状の有無の検査等を実施。短時間濃度基準値を超えてばく露した場合、主として急性の影響に関する検査項目を設定。

・歯科領域の検査項目 歯科医師による問診及び歯牙・口腔内の視診。

【配置前及び配置転換後の健康診断】

- リスクアセスメント対象物健康診断には、配置前の健康診断は含まれていないが、配置前の健康状態を把握しておくことが有意義であることから、一般健康診断で実施している自覚症状の有無の検査等により健康状態を把握する方法が考えられる。
- 遅発性の健康障害が懸念される場合には、配置転換後であっても、例えば一定期間経過後等、必要に応じて、医師等の判断に基づき定期的に健康診断を実施することが望ましい。

【リスクアセスメント対象物健康診断の対象とならない労働者に対する対応】

- リスクアセスメント対象物健康診断の対象とならない労働者労働者については、安衛則第44条第1項に基づく定期健康診断で実施されている業務歴の調査や自覚症状の有無の検査において、化学物質を取り扱う業務による所見等の有無について留意することが望ましい。
- 業務による健康影響が疑われた労働者については早期の医師等の診察の受診を促し、また、同様の作業を行っている労働者については、リスクアセスメントの再実施及びその結果に基づくリスクアセスメント対象物健康診断の実施を検討すること。

【リスクアセスメント対象物健康診断の費用負担】

- リスクアセスメント対象物健康診断は、業務による健康障害発生リスクがある労働者に対して実施するものであることから、その費用は事業者が負担しなければならない。派遣労働者については、派遣先事業者
- 健康診断の受診に要する時間の賃金については、労働時間として事業者が支払う必要。

第170条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
健康診断	安衛法第66条第2項
健康診断の結果の記録	安衛法第66条の3
健康診断の結果の通知	安衛法第66条の6
健康診断	有機則第29条、特化則第39条、鉛則第53条
健康診断の結果	有機則第30条、特化則第40条、鉛則第54条
健康診断の結果についての医師からの意見聴取	有機則第30条の2、特化則第40条の2、鉛則第54条の2
健康診断の結果の通知	有機則第30条の2の2、特化則第40条の3、鉛則第54条の3
健康診断結果報告	有機則第30条の3、特化則第41条、鉛則第55条 安衛則第52条第2項
緊急診断	有機則第30条の4、特化則第42条、鉛則第53条
診断	鉛則第56条
健康診断の特例	有機則第31条
建設業における有機溶剤中毒予防のためのガイドラインの策定について	平9.3.25基発第197号

第5節 酸素欠乏等の危険の防止

(測定等)

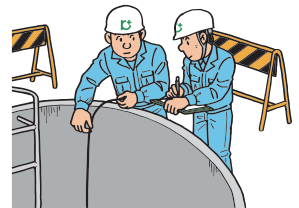
第171条 会員は、酸素欠乏危険場所において、酸素及び硫化水素測定器（硫化水素測定器については第二種酸素欠乏危険作業に限る。）を備え、作業開始前に酸素欠乏危険作業主任者に測定を行わせるとともに、測定器を常時有効に使用できるよう保守点検させなければならない。

解説

第171条は、酸素欠乏症等防止規則（＝酸欠則）第3条、第4条、第11条と同等の定めである。

本条は、労働安全衛生法施行令別表第6の酸素欠乏危険場所において作業を行うときは、酸素及び硫化水素測定器（硫化水素測定器については、第二種酸素欠乏危険作業に限る。）を備えることを定めている。

さらに、作業開始前に酸素濃度測定及び硫化水素濃度測定を、酸素欠乏危険作業主任者（酸素欠乏のおそれのある第一種酸素欠乏危険作業にあつては酸素欠乏危険作業主任者技能講習又は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者、酸素欠乏及び硫化水素中毒にかかるおそれのある第二種酸素危険作業にあつては酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者）に行わせること及びこれら測定器を常時有効に使用できるよう保守点検させることを定めている。



これは、酸素欠乏症等による労働災害防止には、測定、換気、教育が重要であり、その実施により、酸素欠乏症等の労働災害が防止できることに結びつくからである。測定は、その日の作業開始前とともに、一旦作業を休止し、再び作業を開始する前の測定、また、作業中においても適宜測定することが必要である。

なお、測定にあたっては、測定者の安全を確保し、適正な測定方法により、空気中の酸素濃度が18%以上の状態、硫化水素の濃度が100万分の10（10ppm）以下の状態でなければならない。

また、測定結果は、測定日時、測定方法、測定箇所、測定条件、測定結果、測定を実施した者の氏名、測定結果に基づいて酸素欠乏症等防止措置を講じたときは、その措置の概要を記録し、これを3年間保存する（酸欠則第3条）ことが必要である。

☆用語の意味☆

- ・ 酸素欠乏危険場所とは、労働安全衛生法施行令別表第6（下表参照）に定められている場所をいう。
- ・ 第二種酸素欠乏危険作業とは、酸素欠乏危険場所のうち、労働安全衛生法施行令別表第6第3号の3、第9号又は第12号における作業をいう。
- ・ 作業開始前とは、その日の作業開始前だけでなく、一旦作業を休止（中断）し、再び酸素欠乏危険場所で作業を行う場合の作業再開時も含まれる。
- ・ 条文中の酸素欠乏危険作業主任者は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を含む。

労働安全衛生法施行令別表第6 酸素欠乏危険場所

- 一 次の地層に接し、又は通ずる井戸等（井戸、井筒、たて坑、ずい道、潜函かん、ピットその他これらに類するものをいう。次号において同じ。）の内部（次号に掲げる場所を除く。）
 - イ 上層に不透水層がある砂れき層のうち含水若しくは湧水がなく、又は少ない部分
 - ロ 第一鉄塩類又は第一マンガン塩類を含有している地層
 - ハ メタン、エタン又はブタンを含有する地層
 - ニ 炭酸水を湧出しており、又は湧出するおそれのある地層
 - ホ 腐泥層
- 二 長期間使用されていない井戸等の内部
- 三 ケーブル、ガス管その他地下に敷設される物を収容するための暗きよ、マンホール又はピットの内部
 - 三の二 雨水、河川の流水又は湧水が滞留しており、又は滞留したことのある槽、暗きよ、マンホール又はピットの内部
 - 三の三 海水が滞留しており、若しくは滞留したことのある熱交換器、管、暗きよ、マンホール、溝若しくはピット（以下この号において「熱交換器等」という。）又は海水を相当期間入れてあり、若しくは入れたことのある熱交換器等の内部
- 四 相当期間密閉されていた鋼製のボイラー、タンク、反応塔、船倉その他その内壁が酸化されやすい施設（その内壁がステンレス鋼製のもの又はその内壁の酸化を防止するために必要な措置が講ぜられているものを除く。）の内部
- 五 石炭、亜炭、硫化鉄、鋼材、くず鉄、原木、チップ、乾性油、魚油その他空気中の酸素を吸収する物質を入れてあるタンク、船倉、ホッパーその他の貯蔵施設の内部
- 六 天井、床若しくは周壁又は格納物が乾性油を含むペイントで塗装され、そのペイントが乾燥する前に密閉された地下室、倉庫、タンク、船倉その他通風が不十分な施設の内部
- 七 穀物若しくは飼料の貯蔵、果菜の熟成、種子の発芽又はきのこ類の栽培のために使用しているサイロ、むろ、倉庫、船倉又はピットの内部
- 八 しょうゆ、酒類、もろみ、酵母その他発酵する物を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、むろ又は醸造槽の内部
- 九 し尿、腐泥、汚水、パルプ液その他腐敗し、又は分解しやすい物質を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、船倉、槽、管、暗きよ、マンホール、溝又はピットの内部
- 十 ドライアイスを使用して冷蔵、冷凍又は水セメントのあく抜きを行つている冷蔵庫、冷凍庫、保冷貨車、保冷貨物自動車、船倉又は冷凍コンテナの内部
- 十一 ヘリウム、アルゴン、窒素、フロン、炭酸ガスその他不活性の気体を入れてあり、又は入れたことのあるボイラー、タンク、反応塔、船倉その他の施設の内部
- 十二 前各号に掲げる場所のほか、厚生労働大臣が定める場所

第171条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
作業環境測定	安衛法第65条他
定義	酸欠則第2条
作業環境測定等	酸欠則第3条
測定器具	酸欠則第4条
作業主任者	酸欠則第11条

本節に関連する建災防頒布の参考図書

図 書 名
「新版 酸素欠乏症等の防止（作業主任者技能講習テキスト）」
「建設業における酸素欠乏症等の予防（特別教育テキスト）」

(換気)

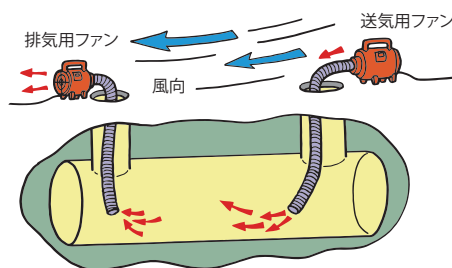
第172条 会員は、酸素欠乏危険作業に作業者を従事及び一部を請負人に請け負わず場合は、当該作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を18%以上（第二種酸素欠乏危険作業に係る場所にあつては、空気中の酸素の濃度を18%以上、かつ、硫化水素の濃度を100万分の10以下）に保つように換気を行わなければならない。

解 説

第172条は、酸欠則第5条と同等の定めであり、酸素欠乏症、硫化水素中毒による労働災害防止は、測定、換気、教育の重要性が高いため、前条の酸素欠乏危険場所では、空気中の酸素濃度18%以上、硫化水素濃度100万分の10（10ppm）以下であるか作業開始前等の事前測定とともに、本条では、常時その状態が保てるよう換気することが必要であることを定めている。

換気の方法には、自然換気、機械換気があるが、いずれにしても、作業開始時から作業終了時まで継続した換気をすることが必要である。換気には純酸素を用いてはならない。作業空間内に内燃機関を持込んではいない。

なお、作業場所における爆発等を防止するため換気ができない場合で、酸素欠乏症等の発生のおそれがある場合は、空気呼吸器、送気マスク等の設備を備え、かつ、作業者にこれを使用させ、酸素欠乏症、硫化水素中毒による労働災害防止措置を確実に実行することが必要である。



☆用語の意味☆

- ・ 100万分の10以下は、10ppmであるが、ppmはSI単位系では非SI単位であるので、100万分の10以下と表記している。
- ・ 酸素欠乏危険作業とは、酸素欠乏危険場所（労働安全衛生法施行令別表6）における作業をいう。

第172条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
換気	酸欠則第5条

(作業場所への入退場)

第173条 会員は、作業者又は酸素欠乏危険作業の一部を請負人に請け負わせた場合は当該請負人を酸素欠乏危険場所へ入場又は退場させる場合には、人員点呼を行うとともに、酸素欠乏危険場所に作業に従事する者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。表示以外の方法により禁止したときは、立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

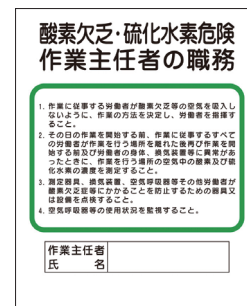
解 説

第173条は、酸欠則第8条、第9条と同等の定めであり、酸素欠乏危険場所で作業を行うことになる作業者については、作業後にその場所に取り残されることがないように、入退場時に人員点呼を行うことを定めている。

人員点呼は、単に人数を数えるだけでなく、作業者個々の入退場を確認管理することが必要である。

また、酸素欠乏危険場所には、酸素欠乏危険作業を行う作業者以外の者の立入りを禁止し、その旨を作業場所への入口など、見やすい大きさのものを、見やすい箇所に表示することを定めている。

表示内容では、酸素欠乏症、硫化水素中毒のおそれがあること、事故発生時の措置の方法、空気呼吸器、安全帯等、酸素・硫化水素濃度測定器の保管場所、酸素欠乏作業主任者の氏名・職務についても、立入禁止と併せて表示しておくことが必要である。



※ 安全標識については、基本的な標識のデザインを定めた「建災防統一安全標識」がある。詳細については、巻末の参考1を参照されたい。

第173条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
人員点検	酸欠則第8条
立入禁止	酸欠則第9条

(保護具等の備付け)

第174条 会員は、非常の場合に作業者を避難させ、又は酸素欠乏症にかかった作業に従事する者を救出する場合は、必要な空気呼吸器等、はしご、繊維ロープ等の整備を行い、救出作業に当たっては、空気呼吸器等の使用の措置を講じなければならない。

解説

第174条は、酸欠則第15条、第16条と同等の定めであり、酸素欠乏危険場所で緊急事態が発生した場合、作業者を避難、救出するため、空気呼吸器等、はしご、繊維ロープ等を備えることを定めている。

さらに、酸素欠乏等の場所において作業者の救出作業では、救出作業者に空気呼吸器等を使用させることを定めている。

空気呼吸器等は、工事実態に応じ、救出に十分な使用時間が確保できるものとし、救出作業する者に必要な人数分以上備えることが必要である。

空気呼吸器等は、日常点検をし、異常を認めたときは、直ちに補修し、又は取り替えておくことが必要である、また、点検結果は記録し工事期間保存する。

なお、救出後の救護対応として、事前に医療機関、消防等への緊急事態連絡体制の整備が必要であり、かつ、AEDの配備も望まれる。



☆用語の意味☆

- ・ 空気呼吸器等の「等」には、酸素呼吸器、送気マスクがある。
- ・ 繊維ロープ等の「等」には、担架、安全帯等、つり足場、滑車などがあり、救急用具、AEDの配備なども含まれる。

第174条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
保護具等の点検	酸欠則第7条
避難用具等	酸欠則第15条
救出時の空気呼吸器等の使用	酸欠則第16条

第6節 振動による健康障害の防止

(振動による健康障害の防止)

第175条 会員は、振動による健康障害を防止するため、「振動障害総合対策要綱」(「振動障害総合対策の推進について」(平成21年7月10日付け基発第0710第5号))の順守の徹底に努めなければならない。

解説

第175条は、自主基準である。

振動障害の新規認定者数は、建設業が第一位となっている状況下で、振動障害を防止するためには、振動障害総合対策要綱の順守に努めることを定めている。

振動障害総合対策要綱の主な内容は、「チェーンソー取扱い作業指針(平21.7.10基発0710第1号)」、「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針(平21.7.10基発0710第2号)」によることになるが、特に、次のことへの留意が必要である。

- ① 振動へのばく露が出来るだけ少なくなるような作業方法をとる。
- ② 所定の教育を受けた振動工具管理者を選任し、振動工具の管理・点検体制を確立し、これらの工具の管理・点検整備を行う。点検整備の状況は、記録し保管する。
チェーンソーによる立木の伐採等の業務を行う作業員、チェーンソー以外の振動工具取扱い業務を行う作業員には、これらに関する特別教育を受講した者をあてる。
- ③ 日振動ばく露量A(8)が 5 m/s^2 を超えないようにし、当面1日の振動ばく露時間を2時間以下とする。チェーンソーや、ピストン打撃機構などの振動工具業務では、一連続の振動曝露時間は、10分以内とし、5分以上の休止時間を取る。
- ④ 振動作業に従事する者に防振手袋、騒音が90dB以上の場合は防音保護具を使用する。
- ⑤ 振動障害健康診断を実施し、異常者の発見に努め、適切な健康管理をする。
- ⑥ 作業開始前、作業終了後に手、腕、肩、腰等の運動を主とした振動予防体操を実施する。



第175条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
有害原因の除去	安衛則第576条
呼吸用保護具等	安衛則第593条
騒音障害防止用の保護具	安衛則第595条
振動障害総合対策の推進について =振動障害総合対策要綱=	平21.7.10基発0710第5号
チェーンソー取扱い作業指針	平21.7.10基発0710第1号
チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針	平21.7.10基発0710第2号

第175条と主に関連する建災防頒布の参考図書・リーフレット

図書名・リーフレット
建設業における振動工具取扱い作業の管理(管理者用テキスト) 建設業における振動工具取扱い作業の知識(作業員用テキスト) ・「振動工具取扱い作業従事者教育」及び「振動工具取扱い作業管理者講習」の実施について(リーフレット)

第7節 その他の健康障害の防止

(熱中症の防止)

第176条 会員は、熱中症を防止するため、WBGT値（暑さ指数）の活用、温湿度等の把握、休憩設備の確保、休憩時間の確保等に努めるとともに、作業者の熱への順化状態、水分・塩分の補給状態等の管理、予防教育の実施に努めなければならない。

解説

第176条は、自主基準である。

熱中症は、夏季に発生する特有な災害であり、高温多湿な環境下において発症する障害で特に7月から8月がピークとなっている。熱中症による労働災害の発生状況を見ると、熱中症が原因の死亡災害は近年増加傾向にあり、いまだ全産業に占める割合は高く第一位が建設業である。

熱中症予防については、毎年、厚生労働省から発出される通達「熱中症の予防について」が示されており、この内容を踏まえ、本条は、WBGT値（暑さ指数）の活用、温湿度等の把握、休憩設備の確保、休憩時間の確保等に努めるとともに、作業者の熱への順化状態、水分・塩分の補給状態等の管理、予防教育の実施に努めることを定めている。

特に留意すべき点を次に示すが、熱中症予防は、これらについて、各々の現場でより具体的な取組みを行うことがなによりも必要なことである。

① 作業環境対策

WBGT値（暑さ指数）の随時測定・予報値に留意し、28度を超える場合は作業計画の見直し、暑さの低減（大型扇風機・ミストファンの配備、風通しの確保、直射日光を遮る措置など）、休憩場所（冷房、日陰等の涼しい場所の確保）の整備など

注）WBGT（WetBulbGlobeTemperature：湿球黒球温度）とは、

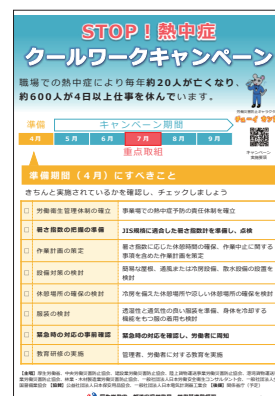
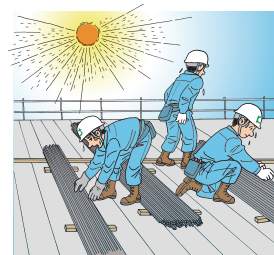
人体の熱収支に影響の大きい、湿度、輻射熱、気温の3つを取り入れた指標で、乾球温度、湿球温度、黒球温度の値を使って計算した指数である。

② 作業管理

作業時間の短縮、熱への順化、水分及び塩分の定期的な摂取（塩分・水分摂取確認表の作成、巡視などを行う。）、透湿性・通気性の良い服装（空調服を含む。）の着用など

③ 健康管理

- ・ 健康診断結果に基づく対応（糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係の疾患、広範囲な皮膚疾患は、熱中症発症に影響を与えるおそれがある。）
- ・ 日常健康管理（睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食未摂取、感冒等による発熱、下痢等による脱水は、熱中症発症に影響を与えるおそれがある。）
- ・ 作業前、作業中の巡視などによる労働者の健康状態の確認
- ・ 身体の状況の確認（休憩所に体温計、体重計等を備え体温上昇、体重減少など身体の状況を確認）など



出典：厚生労働省
リーフレットより

④ 労働衛生教育等

- ・ 作業管理者、労働者に、熱中症の症状、熱中症の予防方法（予防対策）、緊急時の救急処置、熱中症の事例についての教育の実施
- ・ 熱中症予防の意識啓発のためのポスター、標識等の配備

⑤ 救急措置

緊急連絡網の整備・周知、熱中症が疑われる症状が現れた場合の救急隊の要請等

第176条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
有害原因の除去	安衛則第576条
呼吸用保護具等	安衛則第593条
休憩設備	安衛則第613条
有害作業場の休憩設備	安衛則第614条
発汗作業に関する措置	安衛則第617条
職場における熱中症の予防について	平21.6.19基発第0619001号
今夏の職場における熱中症予防対策の徹底について他	平23.8.2基安発0802第2号通達
STOP!熱中症 クールワークキャンペーンの実施について	平30.2.28基発0228第1号
職場における熱中症予防基本対策要綱	令3.4.20基発0420第3号、 改令3.7.26基発0726第2号

第176条と主に関連する建災防頒布の参考図書

図 書 名
「新版 建設業等における熱中症の予防（指導員・管理者用テキスト）」
「新版 建設現場等で熱中症を防ぐために！〔雇入れ時又は新規入場時教育用〕—作業用テキスト—」
「携帯用 建設現場等で熱中症を防ぐためのポイント—朝礼・昼礼時等 教育用テキスト—」

(一酸化炭素中毒の防止)

第177条 会員は、一酸化炭素中毒の防止のため、「建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドライン」(平成10年6月1日付け基発第329号)の順守の徹底に努めなければならない。

解 説

第177条は、自主基準である。

建設業においては、内燃機関等を持ち込んだことなどを原因とする一酸化炭素中毒による労働災害が発生していることから、厚生労働省が示した「建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドライン」(平10.6.1基発第329号)の順守を定めたものである。

一酸化炭素中毒防止のための主な順守事項を示すと、次のとおりであり、各々の現場で、基本的な順守事項の周知徹底が重要である。

(1) 労働衛生管理体制

- ① 内燃機関を有する機械の使用作業及び練炭の使用に係る作業等(以下「CO作業」という。)について作業責任者の選任CO作業の作業手順書の作成と同作業手順に基づく作業の実施、作業関係者以外の立入禁止措置、呼吸用保護具の適切使用についての確認など

- ② 元方事業者による管理

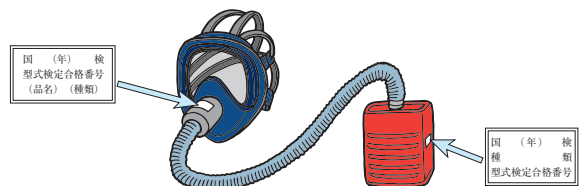
関係請負人に作業手順書の作成・指導と提出受、作業場所巡視等により作業手順どおりの作業かの確認・管理、関係請負人間連絡調整、一酸化炭素中毒発生のおそれがある場合の立入禁止の措置

(2) 作業管理

自然換気が不十分な場所では、内燃機関を有する機械及び練炭コンロ等を使用しない。

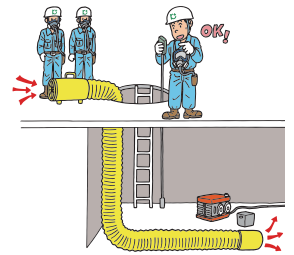
ただし、作業の性質上、やむを得ず使用する場合には、換気に加え、次の措置を実施する。

- ① 作業開始前の管理として、一酸化炭素濃度の測定、呼吸用保護具の作業者数分の確認、警報装置等の点検、換気状態の確認
- ② 作業中の管理として、定められた作業手順の履行、換気継続の確認管理、継続的な一酸化炭素の気中濃度を測定し、その記録作成・保存、必要に応じ適切な呼吸用保護具の使用管理(一酸化炭素吸収缶使用時間管理と適正な交換を含む。)
- ③ 作業終了後の管理として、使用済みの防毒マスクの一酸化炭素吸収缶の破棄、呼吸用保護具は作業終了後清潔に保持
- ④ 異常時の措置として、一酸化炭素濃度の上昇・警報装置の作動では、速やかな退避作業場所に再び作業者を入らせる際は、十分な換気、一酸化炭素濃度及び酸素濃度の確認、適切な呼吸用保護具の着用、防毒マスクの吸収缶の適正な交換



一酸化炭素用防毒マスクの例

作業再開は、原因調査後、必要な改善を行い、安全を確認した後とする。



(3) 作業環境管理

自然換気は十分な換気の確認、換気は均一に、作業開始前に換気の効果を一酸化炭素ガス濃度計で確認、ファンは適切に管理し吹出口・吸込口の風量を実測により確認、一酸化炭素発生機材の代替、作業方法の改善、機械換気装置の性能の確保

(4) 警報装置

適正な警報装置の設置と配置、警報装置の点検整備、使用前・作業前に作動確認

(5) 呼吸用保護具

適正・有効な呼吸用保護具の使用、呼吸用保護具の適正な装着

(6) 健康管理

雇入時の健康診断・定期健康診断の実施、健診結果に基づく適切な健康診断実施後の措置

(7) 労働衛生教育

一酸化炭素の有害性、健康管理、一酸化炭素濃度測定方法、換気方法、異常時の措置、呼吸用保護具の使用方法、関係法令、避難訓練・異常時の連絡訓練等についての安全衛生教育を行う

第177条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
作業環境測定	安衛法第65条他
有害原因の除去	安衛則第576条
ガス等の発散の抑制等	安衛則第577条
内燃機関の使用禁止	安衛則第578条
排気の処理	安衛則第579条
坑内の炭酸ガス濃度の基準	安衛則第583条
立入禁止等	安衛則第585条
(作業環境測定を行うべき作業場)	安衛則第589条
坑内の炭酸ガス濃度の測定等	安衛則第592条
呼吸用保護具等	安衛則第593条
換気	安衛則第601条
保護具の数	安衛則第596条
労働者の使用義務	安衛則第597条
坑内の通気設備	安衛則第602条
坑内の通気量の測定	安衛則第603条
休憩設備	安衛則第613条
有害作業場の休憩設備	安衛則第614条
建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドラインの策定について〈一酸化炭素中毒予防のためのガイドライン〉	平10.6.1 基発第329号通達

第177条と主に関連する建災防頒布の参考図書・リーフレット

図書名・リーフレット
「建設業における一酸化炭素中毒予防マニュアル」 「建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドラインのポイント（内燃機関・練炭等による一酸化炭素中毒症を予防しましょう!）」（リーフレット）

(騒音障害の防止)

第178条 会員は、騒音障害の防止のため、「騒音障害防止のためのガイドライン」(令和5年4月20日付け基発0420第3号)の順守の徹底に努めなければならない。

解 説

第178条は、自主基準である。

本条は、騒音障害を防止するため、「騒音障害防止のためのガイドライン」を順守することを定めている。騒音に長期にさらされる場合の難聴は、必然性をもって発症する。

騒音障害防止のための対策は、音源対策、伝播経路対策、作業側側の対策があり、屋外での建設作業では、低騒音建設機械設備の導入、防音シート、防音パネルの配備、耳栓の使用などの取組みがみられる。

騒音障害防止の主な対策を示すと次のとおりであり、各々の現場において、騒音レベルを下げる音源対策の取組みなど一層の具体的な予防対策の取組みが必要である。



(1) 屋内作業

- ① 騒音レベルの測定を6月以内ごとに1回定期に行う。B測定、A測定で騒音が90dBを超えるなど管理区分Ⅲの場合は、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、作業環境を改善するため施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他必要な措置を講じる。



なお、測定結果は、記録し、3年間保存する。

		B測定		
		85dB (A) 未満	85dB (A) 以上 90dB (A) 未満	90dB (A) 以上
A測定平均値	85dB (A) 未満	第I管理区分	第II管理区分	第III管理区分
	85dB (A) 以上 90dB (A) 未満	第II管理区分	第II管理区分	第III管理区分
	90dB (A) 以上	第III管理区分	第III管理区分	第III管理区分

備考1 「A測定平均値」は、測定値を算術平均して求めること。

2 「A測定平均値」の算定には、80dB (A) 未満の測定値は含めないこと。

3 A測定のみを実施した場合は、表中のB測定の欄は85dB (A) 未満の欄を用いて評価を行うこと。

② 測定は、施設、設備、作業工程又は作業方法を変更した場合に、その都度行う。

③ 騒音作業に従事する作業者には防音保護具を使用させるとともに、防音保護具の使用を標識で掲示する。

(2) 屋内以外の作業場

① 騒音レベル最も大きくなる時間に、騒音レベルの測定を行う。測定の結果に基づき次の措置をする。

イ 85dB（A）以上90dB（A）未満の場合

騒音作業に従事する労働者に対し、必要に応じ、防音保護具を使用させる。

ロ 90dB（A）以上の場合

騒音作業に従事する労働者に防音保護具を使用させるとともに、防音保護具の使用について、作業中の労働者の見やすい場所に標識を掲示する。

② 低騒音の建設機械設備を導入する。

③ 伝播経路の遮断として、音源に対し防音パネル、防音シートでの囲いを設置する。

(3) 健康管理

騒音作業に常時従事する作業員に対し、聴力検査等を行い、聴力の低下が認められるものは、防音保護具の使用の励行、作業時間の短縮などの措置を講じる。また、健診の結果は5年間保存する。なお、定期健康診断については、遅滞なく所轄労働基準監督長に報告する。

(4) 労働衛生教育

騒音の人体に及ぼす影響、適正な作業管理の確保、維持管理、防音保護具の使用の方法、改善事例及び関係法令についての労働衛生教育を実施する。

第178条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
特定業務従事者の健康診断	安衛則第45条 第13条第1項第3号チ
作業環境測定	安衛法第65条他
有害原因の除去	安衛則第576条
騒音を発する場所の明示等	安衛則第583条の2
騒音の伝ばの防止	安衛則第584条
(作業環境測定を行うべき作業場)	安衛則第588条
騒音の測定等	安衛則第590条、第591条
騒音障害防止用の保護具	安衛則第595条
保護具の数等	安衛則第596条
労働者の使用義務	安衛則第597条
騒音障害防止のためのガイドラインの策定について <騒音障害防止のためのガイドライン>	平4.10.1基発第546号 改令5.4.20基発0420号第2号

第178条と主に関連する建災防頒布の参考図書

図 書 名
「正しく使おう安全衛生保護具（安全靴・プロテクティブスニーカー／耳栓・イヤーマフ）」